

○内閣府令第 号

金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第三十二号）の一部の施行及び金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和七年政令第 号）の施行に伴い、並びに金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）及び金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）の規定に基づき、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和七年 月 日

内閣総理大臣 石破 茂

発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令

（発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令の一部改正）

第一条 発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成二年大蔵省令第三十八号

）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあつては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
(株券等に含まない有価証券) 第二条 令第六条第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる有価証券とする。 「一、三 略」 四 株券等信託受益証券で、受託有価証券(令第二条の三第三号に規定する受託有価証券をいう。以下同じ。)が前三号に掲げる有価証券であるもの 五 「略」 (有償の譲受けに類するもの) 第二条の二 令第六条第三項第三号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一、 社債券の取得(当該社債券に係る権利として当該社債券の発行者以外の者が発行者である株券等により償還される権利(当該社債券を取得する者が当該社債券の発行者に対し当該株券等による償還をさせることができる権利に限る。))を取得するものに限る	(株券等に含まない有価証券) 第二条 「同上」 「一、三 同上」 四 株券等信託受益証券で、受託有価証券(令第二条の三第三号に規定する受託有価証券をいう。第八条第三項第六号及び第九条の六第六号において同じ。)が前三号に掲げる有価証券であるもの 五 「同上」 (有償の譲受けに類するもの) 第二条の二 令第六条第三項第三号に規定する内閣府令で定めるものは、社債券の取得(当該社債券に係る権利として当該社債券の発行者以外の者が発行者である株券等により償還される権利(当該社債券を取得する者が当該社債券の発行者に対し当該株券等による償還をさせることができる権利に限る。))を取得するものに限る。)とする。 「号を加える。」

。)

二 株券等を所有する法人等（法人その他の団体をいう。以下同じ。）の株式又は出資の有償の取得であつて、当該取得の後における当該取得を行った者（その者の特別関係者（法第二十七条の二第一項第一号に規定する特別関係者をいう。）を含む。）が有する当該法人等の議決権の数が当該法人等の総株主等の議決権（法第二十九条の四第二項に規定する総株主等の議決権をいう。以下同じ。）の数の百分の五十を超えることとなる場合における当該取得（専ら当該株券等を取得し、又は当該株券等に係る議決権の行使について当該法人等に対して指図を行うことを目的として行うものに限る。）

「号を加える。」

（株券等の売付け等の取次ぎに準ずる行為）

第二條の二の三 令第七条第一項第一号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

「条を加える。」

一 顧客から株券等（単元未満株式（会社法第百八十九条第一項に規定する単元未満株式をいう。次号において同じ。）に限る。）の買付け等（当該株券等の買付け等の後における当該株券等の買付け等を行う者の所有（令第七条第二項各号に掲げる場合を含む。以下同じ。）に係る株券等の株券等所有割合（法第二十七条の二第八項に規定する株券等所有割合をいう。以下この条及び第二條の五第二項第一号において同じ。）とその者の特別関係者（法第二十七条の二第一項第一号に規定する特別関係者をいう。次号

において同じ。)の株券等所有割合を合計した割合が百分の三十を超えることとなる場合及び当該株券等の買付け等の前における当該合計した割合が既に百分の三十を超えている場合における当該株券等の買付け等を除く。)を取引所金融商品市場(法第二条第十七項に規定する取引所金融商品市場をいう。次号及び第三条の二第四項において同じ。)における当該株券等と同一の銘柄の株券等の売買価格(当該買付け等を買付け以外により行う場合にあっては、当該買付け以外の買付け等と同種の取引における対価)を基礎として取引状況を勘案した適正な価格で行い、その後遅滞なく当該株券等の売付け等を行うこと。

二 顧客から株券等(単元未満株式を除く。)の買付け等(当該株券等の買付け等の後における当該株券等の買付け等を行う者の所有に係る株券等の株券等所有割合とその者の特別関係者の株券等所有割合を合計した割合が百分の三十を超えることとなる場合及び当該株券等の買付け等の前における当該合計した割合が既に百分の三十を超えている場合における当該株券等の買付け等を除く。)を取引所金融商品市場における当該株券等と同一の銘柄の株券等の売買価格(当該買付け等を買付け以外により行う場合にあっては、当該買付け以外の買付け等と同種の取引における対価)を基礎として取引状況を勘案した適正な価格で行い、その後直ちに当該株券等の売付け等を行うこと。

(特別支配関係にある法人等から除かれるもの)

(特別支配関係にある法人等から除かれるもの)

第二条の三 令第七条第一項第七号に規定する内閣府令で定める場合は、当該株券等の買付け等を行う日以前一年間継続して当該法人等に対してその総株主等の議決権の数の百分の五十を超える数の議決権に係る株式又は出資を所有する場合（当該株券等の買付け等が、次に掲げる有価証券のいずれかに該当する株券等に係る買付け等である場合であつて、当該株券等の発行者から行うものである場合を除く。）以外の場合とする。

「一、三 略」

四 令第二条の三第三号に規定する有価証券信託受益証券で、受託有価証券が前三号に掲げる有価証券であるもの

五 「略」

2 「略」

（関係法人等）

第二条の四 令第七条第一項第八号に規定する親法人等その他の内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 親法人等（令第七条第一項第七号に規定する親法人等をいう。

次号及び第四号において同じ。）

二 親法人等が他の法人等に対して特別支配関係（令第七条第一項第七号に規定する特別支配関係をいう。以下この項において同じ。）を有する場合における当該他の法人等

第二条の三 令第六条の二第一項第五号に規定する内閣府令で定める場合は、特定買付け等（同項第四号に規定する特定買付け等をいう。以下同じ。）を行う日以前一年間継続して当該特定買付け等を行う法人等に対してその総株主等の議決権（令第四条の四第一項第一号に規定する総株主等の議決権をいう。以下同じ。）の数の百分の五十を超える議決権に係る株式又は出資を所有する場合（当該特定買付け等が、次に掲げる有価証券のいずれかに該当する株券等に係る買付け等である場合であつて、当該株券等の発行者から行うものである場合を除く。）以外の場合とする。

「一、三 同上」

四 令第二条の三第三号に規定する有価証券信託受益証券で、同号に規定する受託有価証券が前三号に掲げる有価証券であるもの

五 「同上」

2 「同上」

（関係法人等）

第二条の四 令第六条の二第一項第六号に規定する親法人等その他の内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 親法人等（令第六条の二第一項第五号に規定する親法人等をいう。次号及び第四号において同じ。）

二 親法人等が他の法人等（法人その他の団体をいう。以下この項において同じ。）に対して特別支配関係（令第六条の二第一項第五号に規定する特別支配関係をいう。以下この項において同じ。）

「三〇六 略」

七 当該株券等の買付け等を行う者が他の法人等に対して特別支配関係を有する場合における当該他の法人等

「八・九 略」

十 次に掲げる者であつて、当該株券等の買付け等を行う者との間で共同して当該株券等の発行者の株主としての議決権その他の権利を行使することを合意しているもの

イ 当該株券等の買付け等を行う者の親族（配偶者並びに一親等内の血族及び姻族に限る。以下この号において同じ。）

ロ 当該株券等の買付け等を行う者が個人である場合において、当該株券等の買付け等を行う者（その者の親族を含む。）が法人等に対して特別支配関係を有するときにおける当該法人等ハ 個人（その親族を含む。）が当該株券等の買付け等を行う者に対して特別支配関係を有する場合における当該個人

2

令第七条第一項第八号に規定する内閣府令で定める者は、当該株券等の買付け等を行う日以前一年間継続して前項各号に掲げる者に該当していた者（当該株券等の買付け等が、前条第一項各号に掲げる有価証券のいずれかに該当する株券等に係る買付け等である場合であつて、その者が当該株券等の発行者である場合を除く。）以外の者とする。

（株券等の所有者が少数である場合）

）を有する場合における当該他の法人等

「三〇六 同上」

七 特定買付け等を行う者が他の法人等に対して特別支配関係を有する場合における当該他の法人等

「八・九 同上」

「号を加える。」

2

令第六条の二第一項第六号に規定する内閣府令で定める者は、特定買付け等を行う日以前一年間継続して前項各号に掲げる者に該当していた者（当該特定買付け等が、前条第一項各号に掲げる有価証券のいずれかに該当する株券等に係る買付け等である場合であつて、その者が当該株券等の発行者である場合を除く。）以外の者とする。

（株券等の所有者が少数である場合）

第二条の五 令第七條第一項第九号に規定する株券等の所有者が少数である場合として内閣府令で定める場合は、当該株券等の所有者が二十五名未満である場合とする。

2 令第七條第一項第九号に規定する全ての所有者が同意している場合として内閣府令で定める場合は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める場合とする。

一 当該株券等の買付け等の後における当該株券等の買付け等を行う者の所有に係る株券等の株券等所有割合とその者の特別関係者（法第二十七條の二第一項第一号に規定する特別関係者をいう。）の株券等所有割合を合計した割合が三分の二以上となる場合であつて、当該株券等の買付け等の対象とならない株券等（以下この号において「買付け等対象外株券等」という。）があるとき
当該株券等の買付け等の対象となる株券等に係る買付け等を公開買付けによらないで行うことに同意する旨を記載した書面が当該株券等の買付け等の対象となる株券等の全ての所有者から提出され、かつ、買付け等対象外株券等についてイ又はロの条件が満たされている場合

イ 当該株券等の買付け等を公開買付けによらないで行うことに同意することにつき、当該買付け等対象外株券等に係る種類株主総会（会社法第二條第十四号に規定する種類株主総会をいう。）
。第五條第三項第一号において同じ。）の決議が行われていること。

ロ 買付け等対象外株券等の所有者が二十五名未満である場合で

第二条の五 令第六條の二第一項第七号に規定する株券等の所有者が少数である場合として内閣府令で定める場合は、当該株券等の所有者が二十五名未満である場合とする。

2 令第六條の二第一項第七号に規定する全ての所有者が同意している場合として内閣府令で定める場合は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める場合とする。

一 特定買付け等の後における当該特定買付け等を行う者の所有に係る株券等の株券等所有割合（法第二十七條の二第八項に規定する株券等所有割合をいう。以下この号において同じ。）とその者の特別関係者（同項第二号に規定する特別関係者をいう。）の株券等所有割合を合計した割合が三分の二以上となる場合であつて、当該特定買付け等の対象とならない株券等（以下この号において「買付け等対象外株券等」という。）があるとき
当該特定買付け等の対象となる株券等に係る特定買付け等を公開買付けによらないで行うことに同意する旨を記載した書面が当該特定買付け等の対象となる株券等の全ての所有者から提出され、かつ、買付け等対象外株券等についてイ又はロの条件が満たされている場合
イ 特定買付け等を公開買付けによらないで行うことに同意することにつき、当該買付け等対象外株券等に係る種類株主総会（会社法第二條第十四号に規定する種類株主総会をいう。）
第五條第三項において同じ。）の決議が行われていること。

ロ 買付け等対象外株券等の所有者が二十五名未満である場合で

あつて、当該株券等の買付け等を公開買付けによらないで行うことにつき、当該買付け等対象外株券等の全ての所有者が同意し、その旨を記載した書面を提出していること。

二 前号に掲げる場合以外の場合 当該株券等の買付け等の対象となる株券等に係る買付け等を公開買付けによらないで行うことに同意する旨を記載した書面が当該株券等の買付け等の対象となる株券等の全ての所有者から提出された場合

3 株券等の所有者（以下この条において「所有者」という。）は、前項第一号本文及び同号ロ又は同項第二号の規定による書面の提出に代えて、同項の規定により書面に記載する事項（以下この項において「記載事項」という。）を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるものにより提供することができる。この場合において、当該所有者は、当該書面を提出したものとみなす。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 所有者の使用に係る電子計算機と株券等の買付け等を行う者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 所有者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて株券等の買付け等を行う者の閲覧に供し、当該株券等の買付け等を行う者の使用に係る

あつて、特定買付け等を公開買付けによらないで行うことにつき、当該買付け等対象外株券等の全ての所有者が同意し、その旨を記載した書面を提出していること。

二 前号に掲げる場合以外の場合 当該特定買付け等の対象となる株券等に係る特定買付け等を公開買付けによらないで行うことに同意する旨を記載した書面が当該特定買付け等の対象となる株券等の全ての所有者から提出された場合

3 株券等の所有者（以下この条において「所有者」という。）は、前項第一号本文及び同号ロ又は同項第二号の規定による書面の提出に代えて、前項の規定により書面に記載する事項（以下この項において「記載事項」という。）を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（第一号ロにおいて「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該所有者は、当該書面を提出したものとみなす。

一 「同上」

イ 所有者の使用に係る電子計算機と特定買付け等を行う者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 所有者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて特定買付け等を行う者の閲覧に供し、当該特定買付け等を行う者の使用に係る電子計

る電子計算機に備えられたファイルに記載事項を記録する方法

二 電磁的記録媒体（法第十三条第五項に規定する電磁的記録に係る記録媒体をいう。第五条第八項第二号及び第三十三条の三第二項第二号において同じ。）をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

4 前項各号に掲げる方法は、株券等の買付け等を行う者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

5 第三項の「電子情報処理組織」とは、所有者の使用に係る電子計算機と、株券等の買付け等を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

（適用除外となる買付け等）

第二条の六 令第七条第一項第十一号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 株券等の発行者の役員（令第七条第一項第十一号に規定する役員をいう。以下同じ。）又は従業員が当該発行者の他の役員又は従業員と共同して当該発行者の株券等の買付け等を行う場合（当該発行者が会社法第百五十六条第一項（同法第百六十五条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。第七条第一項第十

算機に備えられたファイルに記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、所有者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

二 電磁的記録媒体（法第十三条第五項に規定する電磁的記録に係る記録媒体をいう。第五条第七項第二号及び第三十三条の三第二項第二号において同じ。）をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

4 前項各号に掲げる方法は、所有者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

5 第三項の「電子情報処理組織」とは、所有者の使用に係る電子計算機と、特定買付け等を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

（適用除外となる買付け等）

第二条の六 令第六条の二第一項第十三号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 株券等の発行者の役員（令第六条の二第一項第十三号に規定する役員をいう。以下同じ。）又は従業員が当該発行者の他の役員又は従業員と共同して当該発行者の株券等の買付け等を行う場合（当該発行者が会社法第百五十六条第一項（同法第百六十五条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。第七条第一項

号において同じ。)の規定に基づき買付け等を行った株券以外の株券等の買付け等を行うときは、金融商品取引業者等(法第三十四条に規定する金融商品取引業者等をいう。第三条第二項第二号及び第七条第十号において同じ。)に委託して行う場合に限る。)であつて、当該株券等の買付け等が一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われる場合(各役員又は従業員の一当たりの拠出金額が二百万円に満たない場合に限る。次号において同じ。)

二 株券等の発行者の役員又は従業員が信託業(信託業法(平成十六年法律第五十四号)第二条第一項に規定する信託業をいう。以下この号及び第七条第一号において同じ。)を営む者と

信託財産を当該発行者の株券等に対する投資として運用することを目的として締結した信託契約に基づき、当該役員又は従業員が信託業を営む者に当該発行者の株券等の買付け等の指図を行う場合であつて、当該買付け等の指図が一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われる場合(当該役員又は従業員を委託者とする信託財産と当該発行者の他の役員又は従業員を委託者とする信託財産とが合同して運用される場合に限る。)

(株券等の所有に準ずるもの)

第二条の七 令第七条第二項第六号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 第二条の二第一号に規定する社債券の取得をしている場合

第十号において同じ。)の規定に基づき買付け等を行った株券以外の株券等の買付け等を行うときは、法第三十四条に規定する金融商品取引業者等に委託して行う場合に限る。)であつて、当該買付け等が一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われる場合(各役員又は従業員の一当たりの拠出金額が二百万円に満たない場合に限る。次号において同じ。)

二 株券等の発行者の役員又は従業員が信託業を営む者と信託財産を当該発行者の株券等に対する投資として運用することを目的として締結した信託契約に基づき、当該役員又は従業員が信託業を営む者に当該発行者の株券等の買付け等の指図を行う場合であつて、当該買付け等の指図が一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われる場合(当該役員又は従業員を委託者とする信託財産と当該発行者の他の役員又は従業員を委託者とする信託財産とが合同して運用される場合に限る。)

「条を加える。」

二 株券等を所有する法人等の株式又は出資の有償の取得をしている場合であつて、第二条の二第二号に該当するとき（当該法人等が株券等の買付け等を行う者の特別関係者（法第二十七条の二第一項第一号に規定する特別関係者をいう。）である場合を除く。）。

三 株券等の発行者との間で当該発行者が新たに発行する株券等の取得について合意している場合

（特別関係者で除外される者等）

第三条 「略」

2 法第二十七条の二第一項第一号に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 其の者（イにおいて「小規模所有者」という。）の所有に係る

当該株券等に係る議決権の数（株券については第八条第一項及び第二項に規定する方法により計算した株式に係る議決権の数を、その他のものについては同条第三項及び第四項に規定する議決権の数をいう。以下同じ。）が、次のイ又はロに掲げる株券等の区

（特別関係者で除外される者等）

第三条 「同上」

2 法第二十七条の二第一項第一号に規定する内閣府令で定める者は、その者（第一号において「小規模所有者」という。）の所有（令第七条第一項に定める場合を含む。以下同じ。）に係る当該株券等に係る議決権の数（株券については第八条第一項及び第二項に規定する方法により計算した株式に係る議決権の数を、その他のものについては同条第三項及び第四項に規定する議決権の数をいう。以下同じ。）が、次に掲げる株券等の区分に従い当該各号に定める数以下である者とする。

一 内国法人の発行する株券等 総株主等の議決権の千分の一に相当する数（買付け等を行う者の他の特別関係者（法第二十七条の二第七項第一号に規定する者に限る。）の所有に係る株券等に係る議決権の数のうち小規模所有者の所有に係る株券等に係る議決権の数以下であるものを合計した数が総株主等の議決権の千分の

分に従い当該イ又はロに定める数以下である者

イ 内国法人の発行する株券等 総株主等の議決権の数の千分の

一に相当する数（株券等の買付け等を行う者の他の特別関係者（法第二十七条の二第七項第一号に規定する者に限る。）の所

有に係る株券等に係る議決権の数のうち小規模所有者の所有に係る株券等に係る議決権の数以下であるものを合計した数が総株主等の議決権の数の千分の九に相当する数を超える場合にあつては、総株主等の議決権の数の百分の一に相当する数から当該合計した数を控除した数（控除してなお控除しきれない数がある場合には、当該控除しきれないものとする。））

ロ 外国の者の発行する株券等 総株主等の議決権の数の百分の一に相当する数

二|| 株券等の買付け等を行う者（以下この号において「株券等買付者」という。）が金融商品取引業者等若しくは外国の法令に準拠して設立された法人で外国において投資運用業（法第二十八条第四項に規定する投資運用業をいう。以下この号において同じ。）を行う者であつて投資運用業として株券等の買付け等を行う場合（当該株券等買付者が次に掲げる措置の全てを講じている場合に限る。）又は株券等買付者が信託会社等（法第三十九条第一項第一号に規定する信託会社等をいう。）若しくは外国信託業者（信託業法第二条第五項に規定する外国信託業者をいう。）であつて信託財産として所有するために株券等の買付け等を行う場合（当該株券等買付者が次に掲げる措置の全てを講じている場合に限る

九に相当する数を超える場合にあつては、総株主等の議決権の百分の一に相当する数から当該合計した数を控除した数（控除してなお控除しきれない数がある場合には、当該控除しきれない数はないものとする。））

二|| 外国の者の発行する株券等 総株主等の議決権の百分の一に相当する数

。）における当該株券等買付者に対して特別資本関係（令第九条第一項に規定する特別資本関係をいう。以下この号において同じ。）を有する者（同条第三項（同条第四項の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定により特別資本関係を有するものとみなされる者を含む。以下この号において同じ。）

イ 当該株券等買付者又は当該株券等買付者に対して特別資本関係を有する者その他の者と顧客又は受益者の利益が相反するおそれのある行為を適切な方法により特定し、当該行為が顧客又は受益者の利益を害しないことを確保するための措置を講じるとともに、当該措置に関する方針を策定し、公表すること。

ロ 当該株券等買付者の所有に係る株券等に係る議決権の行使に関する方針を策定し、公表すること。

ハ イ及びロに掲げる措置の内容並びに次に掲げる事項を記載した書類を関東財務局長に提出すること。

(1) 当該株券等買付者及び当該株券等買付者に対して特別資本関係を有する者の氏名又は名称及び住所又は所在地

(2) 当該株券等買付者が行う株券等の買付け等の目的、当該株券等の買付け等に係る株券等の発行者の名称、当該株券等の買付け等を行う株券等の種類、当該株券等の買付け等の方法、当該株券等の買付け等を行う時期又は期間その他の当該株券等の買付け等の内容

(3) 当該株券等買付者が当該株券等の買付け等により取得する株券等を当該株券等買付者に対して特別資本関係を有する者

に譲渡しない旨の誓約

3|| 前項第二号ハの書類には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

一 定款又はこれに準ずる書面

二 前項第二号イ及びロに掲げる措置を講じていることを証する書面

4|| 令第七条第六項に規定する内閣府令で定めるものは、株券等の買付け等を行う者と、株券等の買付け等を行った日以前一年間継続して法第二十七条の二第七項第一号に規定する関係にあった者とする。

(電子情報処理組織を使用して行われる取引に係る公表事項等)

第三条の二 令第七条第五項第二号イに規定する内閣府令で定める方法は、顧客の提示した指値が、取引の相手方となる他の顧客の提示した指値と一致する場合に、当該顧客の提示した指値を用いる方法とする。

2 令第七条第五項第二号イ(1)に規定する内閣府令で定める事項は、売付け又は買付けの申込みに係る有価証券にあつては数量、売付け又は買付けの別及び申込みの時刻とし、売買に係る有価証券にあつては数量及び売買成立日時とする。

3 令第七条第五項第二号ロ(1)に規定する内閣府令で定める事項は、数量とする。

4 令第七条第五項第二号ロ(2)に規定する内閣府令で定める価格は、

「項を加える。」

3|| 令第六条の二第三項に規定する内閣府令で定めるものは、株券等の買付け等を行う者と、株券等の買付け等を行った日以前一年間継続して法第二十七条の二第七項第一号に規定する関係にあった者とする。

(電子情報処理組織を使用して行われる取引に係る公表事項等)

第三条の二 令第六条の二第二項第二号イに規定する内閣府令で定める方法は、顧客の提示した指値が、取引の相手方となる他の顧客の提示した指値と一致する場合に、当該顧客の提示した指値を用いる方法とする。

2 令第六条の二第二項第二号イ(1)に規定する内閣府令で定める事項は、売付け又は買付けの申込みに係る有価証券にあつては数量、売付け又は買付けの別及び申込みの時刻とし、売買に係る有価証券にあつては数量及び売買成立日時とする。

3 令第六条の二第二項第二号ロ(1)に規定する内閣府令で定める事項は、数量とする。

4 令第六条の二第二項第二号ロ(2)に規定する内閣府令で定める価格

次に掲げる価格のいずれかとする。

一 取引所金融商品市場において直近に公表された当該取引所金融商品市場における当該売買に係る有価証券と同一の銘柄の有価証券の価格（当該価格の決定方法が競売買の方法であるものに限る。以下この号及び第四号において「直近公表価格」という。）から直近公表価格に百分の七を乗じた額（当該額が五円未満となる場合にあっては、五円。以下この号において同じ。）を減じて得た額以上、直近公表価格に百分の七を乗じた額を直近公表価格に加えて得た額以下の範囲内の価格

「二〇四 略」

「条を削る。」

「条を削る。」

は、次に掲げる価格のいずれかとする。

一 取引所金融商品市場（法第二条第十七項に規定する取引所金融商品市場をいう。以下この項及び第四条の二第二項第一号において同じ。）において直近に公表された当該取引所金融商品市場における当該売買に係る有価証券と同一の銘柄の有価証券の価格（当該価格の決定方法が競売買の方法であるものに限る。以下この号及び第四号において「直近公表価格」という。）から直近公表価格に百分の七を乗じた額（当該額が五円未満となる場合にあっては、五円。以下この号において同じ。）を減じて得た額以上、直近公表価格に百分の七を乗じた額を直近公表価格に加えて得た額以下の範囲内の価格

「二〇四 同上」

（株券等の所有に準ずるもの）

第四条 令第七条第一項第六号に規定する内閣府令で定める場合は、第二条の二に規定する社債券を取得している場合とする。

（株券等の取得に係る割合等の計算）

第四条の二 令第七条第三項に規定する内閣府令で定めるところにより行う割合の算定は、第一号に掲げる数を第二号に掲げる数で除して行うものとする。

一 取得を行う者（以下この項において「大量取得者」という。）が当該取得により新たに所有することとなる株券等（第七条第一

項各号に掲げるものを除く。)に係る議決権の数

二 株券等の発行者の総株主等の議決権の数に大量取得者及びその特別関係者(法第二十七条の二第八項第二号に規定する特別関係者をいう。次項第二号及び第三項において同じ。)の所有に係る当該発行者の発行する株券等に係る議決権の数(当該発行者の総株主等の議決権の数に含まれないものに限る。)を加算した数

2
令第七条第四項に規定する内閣府令で定めるところにより行う割合の算定は、第一号に掲げる数を第二号に掲げる数で除して行うものとする。

一 特定売買等(法第二十七条の二第一項第三号に規定する特定売買等をいう。)による株券等の買付け等又は取引所金融商品市場外における株券等の買付け等(以下この号において「市場外等買付け等」という。)を行う者(次号において「市場外等買付者」という。)が市場外等買付け等により新たに所有することとなる当該株券等(第七条第一項各号に掲げるものを除く。)に係る議決権の数

二 株券等の発行者の総株主等の議決権の数に市場外等買付者及びその特別関係者の所有に係る当該発行者の発行する株券等に係る議決権の数(当該発行者の総株主等の議決権の数に含まれないものに限る。)を加算した数

3
令第七条第六項に規定する内閣府令で定めるところにより行う割合の算定は、第一号に掲げる数を第二号に掲げる数で除して行うものとする。

(氏名の記載) <u>第四条</u> [略]	一 法第二十七条の二第一項第五号に規定する株券等の買付け等を行う者（次号において「買付者」という。）及びその特別関係者が同項第五号に規定する株券等の買付け等により新たに所有することとなる当該株券等（第七条第一項各号に掲げるものを除く。）に係る議決権の数 二 株券等の発行者の総株主等の議決権の数に買付者及びその特別関係者の所有に係る当該発行者の発行する株券等に係る議決権の数（当該発行者の総株主等の議決権の数に含まれないものに限る。）を加算した数
(買付け等の通知書の記載事項等) 第五条 [略]	(買付け等の通知書の記載事項等) 第五条 [同上]
2 [略]	2 [同上]
3 令第八条第五項第三号に規定する公益又は投資者保護に欠けることがないものとして内閣府令で定めるものは、次に掲げる株券等とする。	3 [同上]
〔一・二 略〕	〔一・二 同上〕
三 当該株券等の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘が行われないことについて関東財務局長の承認を受けた当該株券等	〔号を加える。〕
4 [略]	4 [同上]

5 公開買付者（公開買付けによる株券等の買付け等を行おうとする者を含む。）が第三項第三号に規定する承認を受けようとする場合には、次に掲げる事項を記載した承認申請書を関東財務局長に提出しなければならない。 一 当該公開買付けの内容 二 当該公開買付けに關して当該承認を受けようとする株券等の種類及びその内容 三 当該公開買付けに關して当該承認を必要とする理由	「項を加える。」
6 「略」 7 令第八条第六項に規定する内閣府令で定める場合は、公開買付者において、第十一項で定めるところにより、あらかじめ、応募株主等に対し、次項各号に掲げる方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、かつ、次に掲げる要件のいずれかを満たしている場合とする。 「一・二 略」	5 「同上」 6 令第八条第六項に規定する内閣府令で定める場合は、公開買付者において、第十項で定めるところにより、あらかじめ、応募株主等に対し、次項各号に掲げる方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、かつ、次に掲げる要件のいずれかを満たしている場合とする。 「一・二 同上」
8・9 「略」 10 第八項第一号の「電子情報処理組織」とは、公開買付者の使用に係る電子計算機と、応募株主等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。	7・8 「同上」 9 第七項第一号の「電子情報処理組織」とは、公開買付者の使用に係る電子計算機と、応募株主等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。
11 第七項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。 一 第八項各号に規定する方法のうち公開買付者が使用するもの 二 「略」	10 第六項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。 一 第七項各号に規定する方法のうち公開買付者が使用するもの 二 「同上」

12|| 第七項第一号の規定による承諾を得、又は同項第二号の規定による告知をした公開買付者は、当該応募株主等から電磁的方法又は電話その他の方法により当該通知書を交付するよう請求があったときは、当該応募株主等に対し、当該通知書に記載すべき事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該応募株主等が当該請求をした後に同項第一号の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(株券等の所有割合の計算)

第六条 法第二十七条の二第八項に規定する株券等所有割合は、次に掲げる方法で計算することとする。

一 株券等の買付け等を行う者にあつては、その者の所有に係る当該株券等（次条第一項各号に掲げるものを除く。以下この条において同じ。）に係る議決権の数を、当該株券等の発行者の総株主等の議決権の数にその者の所有に係る令第九条の二各号に掲げる有価証券に係る議決権の数（当該発行者の総株主等の議決権の数に含まれるものを除く。以下この号において同じ。）及びその者の特別関係者（法第二十七条の二第一項第一号に規定する特別関係者をいう。）の所有に係る令第九条の二各号に掲げる有価証券に係る議決権の数を加算した数で除す方法

二 「略」

（所有の態様その他の事情を勘案し所有する株券等から除外するも

11|| 第六項第一号の規定による承諾を得、又は同項第二号の規定による告知をした公開買付者は、当該応募株主等から電磁的方法又は電話その他の方法により当該通知書を交付するよう請求があったときは、当該応募株主等に対し、当該通知書に記載すべき事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該応募株主等が当該請求をした後に同項第一号の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(株券等の所有割合の計算)

第六条 「同上」

一 株券等の買付け等を行う者にあつては、その者の所有に係る当該株券等（次条第一項各号に掲げるものを除く。以下この条において同じ。）に係る議決権の数を、当該株券等の発行者の総株主等の議決権の数にその者の所有に係る令第九条の二各号に掲げる有価証券に係る議決権の数（当該発行者の総株主等の議決権の数に含まれるものを除く。以下この号において同じ。）及びその者の特別関係者の所有に係る同条各号に掲げる有価証券に係る議決権の数を加算した数で除す方法

二 「同上」

（所有の態様その他の事情を勘案し所有する株券等から除外するも

の)

第七条 法第二十七条の二第八項第一号に規定する所有の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定めるものは、次に掲げる株券等とする。

一 信託業を営む者が信託財産として所有する株券等（その者が令第七条第二項第二号及び第三号に掲げる権限を有しない場合に限る。）

「二〇九 略」

十 発行者の役員又は従業員が当該発行者の他の役員又は従業員と共同して当該発行者の株券等の取得（一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われ、各役員又は従業員の一回当たりの拠出金額が二百万円に満たないものに限る。）をした場合（当該発行者が会社法第五十六条第一項の規定に基づき買付け等を行った株券以外の株券等の買付け等を行ったときは、金融商品取引業者等に委託して行った場合に限る。）において当該取得をした株券等を信託された者が所有する当該株券等（当該信託された者が当該株券等について令第七条第二項第二号及び第三号に掲げる権限を有しない場合に限る。）

十一 「略」

十二 外国において、当該外国の法令に準拠して、他人の社債等（社債等振替法第二条第一項に規定する社債等をいう。以下この号において同じ。）又は社債等に類する権利の管理を行うことを業とする者（以下この号において「外国社債等管理業者」という。

の)

第七条 「同上」

一 信託業を営む者が信託財産として所有する株券等（その者が令第七条第一項第二号及び第三号に掲げる権限を有しない場合に限る。）

「二〇九 同上」

十 発行者の役員又は従業員が当該発行者の他の役員又は従業員と共同して当該発行者の株券等の取得（一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われ、各役員又は従業員の一回当たりの拠出金額が二百万円に満たないものに限る。）をした場合（当該発行者が会社法第五十六条第一項の規定に基づき買付け等を行った株券以外の株券等の買付け等を行ったときは、法第三十四条に規定する金融商品取引業者等に委託して行った場合に限る。）において当該取得をした株券等を信託された者が所有する当該株券等（当該信託された者が当該株券等について令第七条第一項第二号及び第三号に掲げる権限を有しない場合に限る。）

十一 「同上」

十二 外国において、当該外国の法令に準拠して、他人の社債等（社債等振替法第二条第一項に規定する社債等をいう。以下この号において同じ。）又は社債等に類する権利の管理を行うことを業とする者（以下この号において「外国社債等管理業者」という。

）の直近上位機関（同条第六項に規定する直近上位機関をいう。）が備える振替口座簿の当該外国社債等管理業者の口座（顧客口座（社債等振替法第六十八条第二項第二号、第二百二十七条の四第二項第二号、第二百二十九条第二項第二号（社債等振替法第二百二十八条第一項において準用する場合を含む。）、第六十五條第二項第二号（社債等振替法第二百四十七条の三第一項において準用する場合を含む。）又は第九十四条第二項第二号に規定する顧客口座をいう。）を除く。）に記載され、又は記録されている株券等であつて、当該外国社債等管理業者が顧客からの委託により管理を行うもの（令第七條第二項第二号及び第三号に規定する権限を有しないものに限る。）

十三 株券等の買付け等を行う者又はその特別関係者（以下この号において「買付者等」という。）の所有（令第七條第二項各号に掲げる場合に限る。）に係る株券等のうち、当該買付者等以外の買付者等（第三條第二項各号に掲げる者を除く。）の所有（令第七條第二項各号に掲げる場合を除く。）に係るもの（前各号に掲げるものを除く。）

2
「略」

（議決権の数の計算等）

第八条 法第二十七条の二第八項第一号に規定する内閣府令で定めるところにより計算した株式に係る議決権の数は、次の各号に掲げる株式の区分に応じ、当該各号に定める数とする。

）の直近上位機関（同条第六項に規定する直近上位機関をいう。）が備える振替口座簿の当該外国社債等管理業者の口座（顧客口座（社債等振替法第六十八条第二項第二号、第二百二十七条の四第二項第二号、第二百二十九条第二項第二号（社債等振替法第二百二十八条第一項において準用する場合を含む。）、第六十五條第二項第二号（社債等振替法第二百四十七条の三第一項において準用する場合を含む。）又は第九十四条第二項第二号に規定する顧客口座をいう。）を除く。）に記載され、又は記録されている株券等であつて、当該外国社債等管理業者が顧客からの委託により管理を行うもの（令第七條第一項第二号及び第三号に規定する権限を有しないものに限る。）

十三 株券等の買付け等を行う者又はその特別関係者（以下この号において「買付者等」という。）の所有（令第七條第一項に定める場合に限る。）に係る株券等のうち、当該買付者等以外の買付者等の所有（同項に定める場合を除く。）に係るもの（前各号に掲げるものを除く。）

2
「同上」

（議決権の数の計算等）

第八条 法第二十七条の二第八項第一号に規定する内閣府令で定めるところにより計算した株式に係る議決権の数は、次に掲げる株式の区分に応じ、当該各号に定める数とする。

一 株式（次号に掲げるものを除く。） 当該株式に係る議決権の数 二 「略」	一 株式（次号に掲げるものを除く。以下この項において同じ。） 当該株式に係る議決権の数 二 「同上」
2 前項第二号の規定により議決権の数を計算する場合において、交付される株券等の数が株券等の買付け等の日後のいずれか一の日の市場価額その他の指標に基づき決定される場合における当該交付される株券等の数は、当該株券等の買付け等を行うとする日前二日間のいずれかの日に交付されたものとみなして計算した数とする。 「3ゝ5 略」	2 前項第二号により議決権の数を計算する場合において、交付される株券等の数が買付け等又は新規発行取得（法第二十七条の二第一項第四号に規定する新規発行取得をいう。以下この項において同じ。）の日後のいずれか一の日の市場価額その他の指標に基づき決定される場合における当該交付される株券等の数は、当該買付け等又は新規発行取得を行うとする日前二日間のいずれかの日に交付されたものとみなして計算した数とする。 「3ゝ5 同上」
（株券等の数） 第九条の六 法第二十七条の三第一項に規定する内閣府令で定める数は、次に掲げる数とする。 「一ゝ五の二 略」	（株券等の数） 第九条の六 「同上」 「一ゝ五の二 同上」
六 株券等信託受益証券については、次に掲げる受託有価証券の区分に応じ、それぞれ次に定める数 「イゝホ 略」 へ 投資証券等 当該株券等信託受益証券に表示される受益権の内容である投資口の数 ト 「略」	六 「同上」 「イゝホ 同上」 へ 投資証券等 当該株券等信託受益証券に表示される受益権の内容である投資証券等の投資口の数 ト 「同上」
七 株券等預託証券については、次に掲げる当該株券等預託証券に	七 「同上」

において表示される権利に係る有価証券の区分に応じ、それぞれ次に定める数

「イ」ホ 略

へ 投資証券等 当該株券等預託証券において表示される権利の目的である投資口の数

ト 略

(公開買付届出書の添付書類)

第十三条 法第二十七条の三第二項に規定する内閣府令で定める添付書類は、次に掲げる書類とする。

「一」十二 略

十三 第二号様式記載上の注意(10)に規定する第三者について第二号様式のうち「第2 金融商品取引法」の「1 会社の名称」の(1)の記載事項と同一の事項に相当する事項が記載された書面(当該第三者について当該公開買付届出書に当該記載事項と同一の事項が記載されている場合を除く。)

2 略

(日曜日等)

第十四条 法第二十七条の三第二項ただし書及び法第二十七条の十三第二項ただし書に規定する内閣府令で定める日は、次に掲げる日とする。

「一・二 略」

「イ」ホ 同上

へ 投資証券等 当該株券等預託証券において表示される権利の目的である投資証券等の投資口の数

ト 同上

(公開買付届出書の添付書類)

第十三条 同上

「一」十二 同上

十三 第二号様式記載上の注意(5)に規定する第三者について第二号様式のうち「第2 金融商品取引法」の「1 会社の名称」の(1)の記載事項と同一の事項に相当する事項が記載された書面(当該第三者について当該公開買付届出書に当該記載事項と同一の事項が記載されている場合を除く。)

2 同上

(日曜日その他の日)

第十四条 法第二十七条の三第二項ただし書に規定する内閣府令で定める日は、次に掲げる日とする。

「一・二 同上」

(有価証券届出書等が提出される公開買付けの場合の記載の特例)

第十七条 法第二十七条の四第三項に規定する記載及び添付を省略することができるものとして内閣府令で定めるものは、買付け等の対価とする有価証券の発行者が公開買付者である場合における次に掲げるものとする。

- 一 第二号様式のうち「第1 公開買付け事項」の「10 買付け等の対価とする有価証券の発行時の状況」の(1)から(5)までの記載事項
- 二 「略」

(買付条件等の変更の公告の掲載事項)

第十九条 法第二十七条の六第一項第一号に規定する内閣府令で定める基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める価格を下限とする方法とする。

- 一 株式若しくは投資口の分割又はこれらの行為に係る令第十三条第一項第四号に掲げる行為 法第二十七条の六第二項の規定により変更される前の買付け等の価格に、 $1 \div (\text{当該分割前の一株又は一口に係る当該分割後の株式又は投資口の数})$ の算式により算定した率を乗じて得た価格

- 二 株主に対する株式若しくは新株予約権の割当て(新たに払込みをさせないで行うものに限る。)若しくは投資主(投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十六項に規定する投資主をいう。)

(有価証券届出書等が提出される公開買付けの場合の記載の特例)

第十七条 「同上」

- 一 第二号様式のうち「第1 公開買付け事項」の「9 買付け等の対価とする有価証券の発行時の状況」の(1)から(5)までの記載事項
- 二 「同上」

(買付条件等の変更の公告の掲載事項)

第十九条 法第二十七条の六第一項第一号に規定する内閣府令で定める基準は、同条第二項の規定により変更される前の買付け等の価格に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める算式により算定した率を乗じて得た価格を下限とする方法とする。

- 一 株式又は投資口の分割 $1 \div (\text{当該分割前の一株又は一口に係る当該分割後の株式又は投資口の数})$

- 二 株主に対する株式若しくは新株予約権の割当て(新たに払込みをさせないで行うものに限る。)又は投資主(投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十六項に規定する投資主をいう。)

（）に対する新投資口予約権の割当て又はこれらの行為に係る令第十三条第一項第四号に掲げる行為 法第二十七条の六第二項の規定により変更される前の買付け等の価格に、 $1 \div (1 + (これらの割当てにより一株に対して割り当てる株式の数 (新株予約権の割当ての場合にあつては、株式に換算した数) 又は一投資口に対して割り当てる新投資口予約権を投資口に換算した数))$ の算式により算定した率を乗じて得た価格

三 剰余金の配当若しくは金銭の分配（投資信託及び投資法人に関する法律第三百三十七条第一項に規定する金銭の分配をいう。）又はこれらの行為に係る令第十三条第一項第四号に掲げる行為 法第二十七条の六第二項の規定により変更される前の買付け等の価格から、当該配当又は分配により一株又は一口に対して割り当てられる配当財産の価額又は金銭の額を控除した価格

二 公開買付者が令第十三条第二項第二号ハに規定する承認を受けようとする場合には、次に掲げる事項を記載した承認申請書を関東財務局長に提出しなければならない。

- 一 当該公開買付けの内容
- 二 令第十三条第二項第二号ハに規定する事情
- 三 当該公開買付けに関して当該承認を受けようとする期間
- 四 当該公開買付けに関して当該承認を必要とする理由

三 略

（公表の方法）

対する新投資口予約権の割当て

$1 \div \{ 1 + (これらの割当てにより一株に対して割り当てる株式の数 (新株予約権の割当ての場合にあつては、株式に換算した数) 又は一投資口に対して割り当てる新投資口予約権を投資口に換算した数))$

「号を加える。」

「項を加える。」

二 同上

（公表の方法）

第二十条 法第二十七条の六第三項、法第二十七条の七第一項及び第二項（法第二十七条の八第十二項において準用する場合を含む。）
、法第二十七条の八第八項及び第十一項、法第二十七条の十第五項及び第六項並びに法第二十七条の十一第二項の規定により公表を行う場合には、公表すべき内容及び事項を次に掲げる報道機関の二以上を含む報道機関に対して公開することにより行わなければならない。

「一〇三 略」

（買付け等の期間の延長を要しない訂正届出書等）

第二十二條 法第二十七条の八第八項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 公開買付届出書（その訂正届出書を含む。次条において同じ。）に形式上の不備があることにより訂正届出書を提出する場合
- 二 令第十四条第一項第四号に規定する許可等を得られたことにより訂正届出書を提出する場合（当該許可等に投資判断に重要な影響を及ぼす条件が付されていない場合に限る。）
- 三 買付け等の期間を延長しないことについて関東財務局長の承認を受けた場合

2 公開買付者が前項第三号に規定する承認を受けようとする場合には、次に掲げる事項を記載した承認申請書を関東財務局長に提出し

第二十条 法第二十七条の六第三項、法第二十七条の七第一項及び第二項（法第二十七条の八第十二項において準用する場合を含む。）
、法第二十七条の八第八項及び第十一項並びに法第二十七条の十一第二項の規定により公表を行う場合には、公表すべき内容及び事項を次に掲げる報道機関の二以上を含む報道機関に対して公開することにより行わなければならない。

「一〇三 同上」

（買付け等の期間の延長を要しない訂正届出書等）

第二十二條 法第二十七条の八第八項に規定する内閣府令で定める場合は、公開買付届出書（その訂正届出書を含む。次条において同じ。）に形式上の不備があることにより訂正届出書を提出する場合とする。

「号を加える。」

「号を加える。」

「号を加える。」

「項を加える。」

なければならない。

- 一 当該公開買付けの内容
- 二 当該訂正届出書の内容
- 三 当該公開買付けに關して当該承認を必要とする理由

3||
「略」

（公開買付説明書の作成等）

第二十四条 法第二十七条の九第一項に規定する公開買付届出書に記載すべき事項で内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

「一、三 略」

四 第二号様式記載上の注意(10)cに規定する第三者に係る事業内容の概要の的確かつ簡明な説明（当該第三者について当該公開買付届出書に第二号様式のうち「第2 号様式第1項の「1 号様式」の(1)の記載事項と同一の事項に相当する事項が記載されている場合を除く。」

「2・3 略」

4|| 法第二十七条の九第二項に規定する内閣府令で定める事項は、公開買付届出書について令第十四条の十二の規定によりインターネットを利用して公衆の縦覧に供されるファイルに記録されている事項をインターネットにおいて識別するための文字、記号その他の符号又はこれらの結合であつて、情報の提供を受ける者がその使用に係る電子計算機に入力することによって当該情報の内容を閲覧することが出来るものその他の投資者が当該情報の内容を閲覧するために

2||
「同上」

（公開買付説明書の作成等）

第二十四条 「同上」

「一、三 同上」

四 第二号様式記載上の注意(5)dに規定する第三者に係る事業内容の概要の的確かつ簡明な説明（当該第三者について当該公開買付届出書に第二号様式のうち「第2 号様式第1項の「1 号様式」の(1)の記載事項と同一の事項に相当する事項が記載されている場合を除く。」

「2・3 同上」

「項を加える。」

必要な事項（第七項において「閲覧方法」という。）とする。

5|| 法第二十七条の九第三項の規定により公開買付説明書を交付する公開買付者は、株券等の売付け等を行おうとする者に対し、あらかじめ又は同時に公開買付説明書を交付しなければならない。

6|| 法第二十七条の九第四項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 公開買付届出書（その訂正届出書を含む。）に形式上の不備があることにより訂正届出書を提出する場合

二 令第十四条第一項第四号に規定する許可等を得られたことにより訂正届出書を提出する場合（当該許可等に投資判断に重要な影響を及ぼす条件が付されていない場合に限る。）

三 第二十二条第一項第三号に規定する承認を受けた場合

7|| 法第二十七条の九第二項の規定により公開買付届出書を参照すべき旨を記載した公開買付説明書を同条第四項の規定により訂正する場合には、当該公開買付届出書の訂正届出書を提出した旨及び当該訂正届出書に係る閲覧方法を当該訂正する公開買付説明書に記載しなければならない。

8|| 法第二十七条の九第四項の規定により既に公開買付説明書を交付している者に対し訂正をした公開買付説明書を交付する公開買付者は、当該訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、当該書面を交付する方法によることができる。

4|| 法第二十七条の九第二項の規定により公開買付説明書を交付する公開買付者は、株券等の売付け等を行おうとする者に対し、あらかじめ又は同時に公開買付説明書を交付しなければならない。

「項を加える。」

「項を加える。」

5|| 法第二十七条の九第三項の規定により既に公開買付説明書を交付している者に対し訂正をした公開買付説明書を交付する公開買付者は、当該訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、当該書面を交付する方法によることができる。

(対象者の意見表明等)

第二十五条 法第二十七条の十第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

「一〇五 略」

六 当該発行者の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針に照らして不適切な者によって当該発行者の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組を行っている場合には、その内容

七 「略」

「二〇四 略」

(撤回条件から除外される場合)

第二十六条 令第十四条第一項に規定する軽微なものとして内閣府令で定める基準のうち同項第一号に掲げる事項に係るものは、次の各号に掲げる事項の区分に従い当該各号に掲げるものとする。

「一〇六 略」

七 令第十四条第一項第一号ワに掲げる事項 当該分割が行われた場合に、当該分割後における買付予定の株券等の数（法第二十七条の三第一項に規定する買付予定の株券等の数をいう。）に係る議決権の数の株券等の発行者の総株主等の議決権の数に公開買付者及びその特別関係者（法第二十七条の二第八項第二号に規定する特別関係者をいい、第三条第二項各号に掲げる者を除く。）の所有に係る当該発行者の発行する株券等に係る議決権の数（当該

(対象者の意見表明等)

第二十五条 「同上」

「一〇五 同上」

六 当該発行者の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針に照らして不適切な者によって当該発行者の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みを行っている場合には、その内容

七 「同上」

「二〇四 同上」

(撤回条件から除外される場合)

第二十六条 「同上」

「一〇六 同上」

七 令第十四条第一項第一号ワに掲げる事項 当該分割が行われた場合に、当該分割後における買付予定の株券等の数（法第二十七条の三第一項に規定する買付予定の株券等の数をいう。）に係る議決権の数の第四条の二第一項第二号に掲げる数に対する割合（以下この項において「議決権割合」という。）を当該分割前における議決権割合で除して得た数が百分の九十以上のもの

発行者の総株主等の議決権の数に含まれないものに限る。」を加算した数に対する割合（以下この項において「議決権割合」という。）を当該分割前における議決権割合で除して得た数が百分の九十以上のもの

「八十二略」

「2・3 略」

4 令第十四条第一項第五号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 当該公開買付けの後において公開買付者及びその特別関係者が株主総会において議決権を行使することができる事項を変更させることとなる株式の交付その他の行為（当該公開買付けに係る買付け等の期間の末日後に行うものに限る。）を行うことがある旨の決定を対象者の業務執行を決定する機関が行っており、かつ、当該決定の内容を公表している場合であつて、当該機関が当該決定を維持する旨の決定（公開買付開始公告を行った日以後に公表されたものに限る。）をしたこと。

「八十二 同上」

「2・3 同上」

4 令第十四条第一項第五号に規定する内閣府令で定めるものは、公開買付けの後において公開買付者及びその特別関係者が株主総会において議決権を行使することができる事項を変更させることとなる株式の交付その他の行為（当該公開買付けに係る買付け等の期間の末日後に行うものに限る。）を行うことがある旨の決定を対象者の業務執行を決定する機関が行っており、かつ、当該決定の内容を公表している場合であつて、当該機関が当該決定を維持する旨の決定（公開買付開始公告を行った日以後に公表されたものに限る。）をした場合とする。

「号を加える。」

二|| 対象者の業務執行を決定する機関が対象者の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針に照らして不適切な者によって対象者の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組（当該取組として行う事項が当該事項に係る第一項各号に掲げる基準に該当するものを除く。）を行う旨の決定（公開買付開始公告を行った日以後に公表されたものに限る。）をしたこと。

三|| 当該公開買付けにより株券等の買付け等を行うことが他の法令（外国の法令を含む。）に違反することとなること。

四|| 当該公開買付けによる株券等の買付け等の差止めその他これに準ずる処分を求める仮処分命令の申立てがなされたこと（公開買付者の特別関係者によって行われた場合を除く。）。

五|| 法第百九十二条第一項の規定に基づき当該公開買付けによる株券等の買付け等の禁止又は停止の申立てがなされたこと。

六|| 前各号に掲げる事情に準ずる事情であつて、公開買付者が公開買付開始公告及び公開買付届出書において指定した事情が生じたこと。

七|| 公開買付けの撤回等（法第二十七条の十一第一項に規定する公開買付けの撤回等をいう。以下この条及び次条第三号において同じ。）を行うことについて関東財務局長の承認を受けたこと。

5|| 公開買付者が前項第七号に規定する承認を受けようとする場合には、次に掲げる事項を記載した承認申請書を関東財務局長に提出しなければならない。

「号を加える。」

「号を加える。」

「号を加える。」

「号を加える。」

「号を加える。」

「号を加える。」

「項を加える。」

一 当該公開買付けの内容 二 当該公開買付けの撤回等を行う日及びその理由 (公開買付けの撤回等の公告の掲載事項) 第二十七条 法第二十七条の十一第二項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 〔一・二 略〕 三 公開買付けの撤回等を行う旨及びその理由 〔四・五 略〕 (公開買付説明書の交付についての情報通信の技術を利用する方法に係る企業内容等の開示に関する内閣府令の準用等) 第三十三条の二 〔略〕 2 公開買付者は、前項において準用する企業内容等の開示に関する内閣府令第二十三条の二第二項各号に掲げる方法(以下この条において「電磁的方法」という。)により法第二十七条の九第三項に規定する公開買付説明書の交付に代えて当該公開買付説明書に記載すべき事項を提供するときは、株券等の売付け等を行おうとする者に対し、第二十四条第二項各号に掲げる事項が表示された画像を閲覧させることその他の方法により当該事項に関して注意を促さなければならぬ。 3 〔略〕	(公開買付けの撤回等の公告の掲載事項) 第二十七条 〔同上〕 〔一・二 同上〕 三 公開買付けの撤回等(法第二十七条の十一第一項に規定する公開買付けの撤回等という。)を行う旨及びその理由 〔四・五 同上〕 (公開買付説明書の交付についての情報通信の技術を利用する方法に係る企業内容等の開示に関する内閣府令の準用等) 第三十三条の二 〔同上〕 2 公開買付者は、前項において準用する企業内容等の開示に関する内閣府令第二十三条の二第二項各号に掲げる方法(次項及び第四項において「電磁的方法」という。)により法第二十七条の九第二項に規定する公開買付説明書の交付に代えて当該公開買付説明書に記載すべき事項を提供するときは、株券等の売付け等を行おうとする者に対し、第二十四条第二項各号に掲げる事項が表示された画像を閲覧させることその他の方法により当該事項に関して注意を促さなければならぬ。 3 〔同上〕
--	---

4

法第二十七条の九第四項の規定により既に公開買付説明書を交付している者に対し訂正をした公開買付説明書を交付しなければならぬ公開買付者は、当該訂正の範囲が小範囲に止まる場合において、当該訂正をした公開買付説明書について第一項において準用する企業内容等の開示に関する内閣府令第二十三条の二第一項第一号の同意をしている者及び同項第二号の規定による告知があつた者（同条第六項の規定による請求があつた場合を除く。）に対しては、第二十四条第八項に規定する書面を交付する方法に代えて、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を電磁的方法により提供する方法によることができる。

4

法第二十七条の九第三項の規定により既に公開買付説明書を交付している者に対し訂正をした公開買付説明書を交付しなければならぬ公開買付者は、当該訂正の範囲が小範囲に止まる場合において、当該訂正をした公開買付説明書について第一項において準用する企業内容等の開示に関する内閣府令第二十三条の二第一項第一号の同意をしている者及び同項第二号の規定による告知があつた者（同条第六項の規定による請求があつた場合を除く。）に対しては、第二十四条第五項に規定する書面を交付する方法に代えて、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を電磁的方法により提供する方法によることができる。

第一号様式		公開買付けによる買付け等の通知書	
____ 殿		年 月 日	
		公開買付け者1氏名又は名称 住所又は所在地	
[1～4 略] (記載上の注意)			
(1) [略]			
(2) 公開買付けの状況			
株券等が株券である場合は、株式の種類ごとに記載すること。			
また、株券等が新株予約権証券又は新株予約権付社債券である場合において、商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成13年法律第129号）第19条第3項の規定により新株予約権証券とみなされる新株予約権証券又は同条第2項の規定により新株予約権付社債とみなされる転換社債若しくは新株引受権付社債（第二号様式の記載上の注意4のb及び第六号様式の記載上の注意5のb）において「旧新株引受権証券等」という。）が含まれる場合には、区分して記載すること。			
株券等の発行者が外国の者である場合は、内国法人が発行者である株券等に準じて記載すること。			
[3]～(5) 略]			
第二号様式			
【表紙】			
【提出書類】		公開買付届出書 関東財務局長	
【提出先】		年 月 日	
【提出日】			
【届出者の氏名又は名称】(1)			
【届出者の住所又は所在地】			
【最寄りの連絡場所】			
【電話番号】			
【事務連絡者氏名】			
【代理人の氏名又は名称】(2)			
【代理人の住所又は所在地】			
【最寄りの連絡場所】			
【電話番号】			
【事務連絡者氏名】			
【総覧に供する場所】(3)		名称 所在地	
第1 【公開買付要項】			
[1・2 略]			
3 【買付け等の概要】(5)			
公開買付けの目的			
買付け等の期間		年 月 日から 年 月 日まで（営業日）	

第一号様式		公開買付けによる買付け等の通知書	
____ 殿		年 月 日	
		公開買付け者1氏名又は名称 住所又は所在地	
[1～4 同左] (記載上の注意)			
(1) [同左]			
(2) [同左]			
株券等が株券である場合は、株式の種類ごとに記載すること。			
また、株券等が新株予約権証券又は新株予約権付社債券である場合において、商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成13年法律第129号）第19条第3項の規定により新株予約権証券とみなされる新株予約権証券又は同条第2項の規定により新株予約権付社債とみなされる転換社債若しくは新株引受権付社債（第二号様式の記載上の注意4及び第六号様式の記載上の注意5のb）において「旧新株引受権証券等」という。）が含まれる場合には、区分して記載すること。			
株券等の発行者が外国の者である場合は、内国法人が発行者である株券等に準じて記載すること。			
[3]～(5) 同左]			
第二号様式			
【表紙】			
【提出書類】		公開買付届出書 関東財務局長	
【提出先】		年 月 日	
【提出日】			
【届出者の氏名又は名称】(1)			
【届出者の住所又は所在地】			
【最寄りの連絡場所】			
【電話番号】			
【事務連絡者氏名】			
【代理人の氏名又は名称】(2)			
【代理人の住所又は所在地】			
【最寄りの連絡場所】			
【電話番号】			
【事務連絡者氏名】			
【総覧に供する場所】(3)		名称 所在地	
第1 [同左]			
[1・2 同左] [加える。]			

買付け等の価格	
買付予定数の下限	(株)
買付予定数の上限	(株)
対象者の意見	

4 【買付け等の目的】

- ① 【公開買付けの目的の概要】 (6)
- ② 【公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに買付け等後の経営方針】
- ③ 【公開買付け者が公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程】 (7)
- ④ 【買付け等の価格の算定の経緯及び基礎】 (8)
- ⑤ 【対象者の公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由】 (9)
- ⑥ 【公開買付け後の経営方針】 (10)
- ⑦ 【公開買付けの公正性を担保するための措置】 (11)
- ⑧ 【公開買付け後の組織再編等の方針】 (12)
- ⑨ 【上場廃止等となる見込み及びその事由】 (13)
- ⑩ 【公開買付けに係る重要な合意】 (14)
- ⑪ 【その他公開買付けに関する重要な事項】 (15)
- ⑫ 【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】 (16)
- ⑬ 【買付け等の期間等】
- ⑭ 【買付け等の期間等】

【表略】

②・③ 略

2 【買付け等の価格】

株券	
新株予約権証券	
新株予約権付社債証券	
株券等信託受益証券 ()	
株券等預託証券 ()	

(3) 【略】

6 【買付け等を行った後における株券等所有割合】 (17)

【表略】

7 【株券等の取得に関する許可等】 (18)

①～③ 略

8 【応募及び契約の解除の方法】 (19)

①～④ 略

9 【買付け等に要する資金】 (20)

3 【買付け等の目的】 (5)

【加える。】

【加える。】

【加える。】

【加える。】

【加える。】

【加える。】

【加える。】

4 【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】 (6)

① 【買付け等の期間】

② 【届出当初の期間】

【同左】

②・③ 同左

② 同左

株券	
新株予約権証券	
新株予約権付社債証券	
株券等信託受益証券 ()	
株券等預託証券 ()	
算定の基礎	
算定の経緯	

(3) 【同左】

5 【買付け等を行った後における株券等所有割合】 (17)

【同左】

6 【株券等の取得に関する許可等】 (8)

①～③ 同左

7 【応募及び契約の解除の方法】 (9)

①～④ 同左

8 【買付け等に要する資金】 (10)

	(1) 略] 3 【当該株券等に関して締結されている重要な契約】⁽²⁾ 4 【届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約】⁽³⁾ 5 【大量保有報告書等の提出状況】⁽³⁾ 第4 【公開買付者と対象者との取引等】 1 【公開買付者と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容】⁽³⁾ 2 【公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容】⁽³⁾ 第5 【対象者の状況】⁽³⁾ 1 【最近3年間の損益状況等】⁽³⁾ 【(1)・(2) 略] 2 【株価の状況】⁽⁴⁾ 【表略] 3 【株主の状況】⁽⁴⁾ 【(1)・(2) 略] 4 【継続開示会社たる対象者に関する事項】⁽⁴⁾ (1) 【対象者が提出した書類】⁽³⁾ 【①～④ 略] (2) 略] 5 【伝達を受けた公開買付け等の実施に関する事実の内容等】⁽⁴⁾ 6 【その他】⁽⁴⁾ (記載上の注意) (1) 略] (2) 代理人の氏名又は名称 非居住者が届出をする場合には、本都内に住所又は事務所を有するものであって、公開買付けに係る書類の提出に関する一切の行為につき公開買付者を代理する者⁽²⁾において「(代理人)」というの氏名(代理人が法人である場合には、その名称及び代表者の氏名)を記載すること。 (3) 略] (4) 買付け等をする株券等の種類 a 議決権のない株式(令第6条第1項に規定する議決権のない株式をいう。)であって、当該株式の取得と引換えに議決権のある株式を交付する旨の定款の定めのある株式に係る株券が買付け等をする株券等に含まれる場合には、その旨を注記すること。 b 買付け等をする株券等に旧新株引受権証券等が含まれる場合には、その旨を記載すること。 c 買付け等の後における当該買付け等を行う者の株券等所有割合(法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をい、その者に特別関係者(同条第1項第1号に規定する特別関係者をいう。)がある場合にあつては、その株券等所有割合を加算したもの。5)において同じ。)の合計が3分の2以上となる場合であつて、第5条第3項各号に掲げる株券等があるときは、その旨を注記すること。 (5) 買付け等の概要 a 「公開買付けの目的」欄には、「完全子会社化」、「非公開化」又は「連結子会社化」等の公開買付けの目的を簡潔に記載すること。 b 「買付け等の期間」欄には、公開買付け期間を記載すること。ただし、法第27条の10第3項の規定は、
	(1) 同左] 3 【当該株券等に関して締結されている重要な契約】⁽²⁾ 4 【届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約】⁽³⁾ [加える。] 第4 同左] 1 【公開買付者と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容】⁽³⁾ 2 【公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容】⁽³⁾ 第5 【対象者の状況】⁽²⁾ 1 【最近3年間の損益状況等】⁽³⁾ 【(1)・(2) 同左] 2 【株価の状況】⁽³⁾ 同左] 3 【株主の状況】⁽³⁾ 【(1)・(2) 同左] 4 【継続開示会社たる対象者に関する事項】⁽³⁾ (1) 【対象者が提出した書類】⁽²⁾ 【①～④ 同左] (2) 同左] 5 【伝達を受けた公開買付け等の実施に関する事実の内容等】⁽³⁾ 6 【その他】⁽⁴⁾ (記載上の注意) (1) 同左] (2) 同左] 非居住者が届出をする場合には、本都内に住所又は事務所を有するものであって、公開買付けに係る書類の提出に関する一切の行為につき公開買付者を代理する者(以下この2)において「(代理人)」というの氏名(代理人が法人である場合には、その名称及び代表者の氏名)を記載すること。 (3) 同左] (4) 同左] 買付け等をする株券等に旧新株引受権証券等が含まれる場合には、その旨を記載すること。 (5) 買付け等の目的 買付け等の目的について具体的に記載すること。 たとえば、 a 支配権取得又は経営参加を目的とする場合には、支配権取得又は経営参加の方法及び支配権取得は、

定により買付け等の期間が延長された場合には、当該延長による訂正届出書の提出を要しない。

同項の規定により当該公開買付け期間が延長される可能性がある場合には、例えば「法第 27 条の 10 第 3 項の規定により、対象者から公開買付け期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、買付け等の期間は 30 営業日、公開買付け期間は○年○月○日までとなります。」等欄外に注記すること。

ｃ 「買付け等の価格」欄には、株券等の種類ごとの買付け等の価格を記載すること。有価証券等を対価とする場合には、当該有価証券等の種類、交換比率及び交換比率、有価証券等及び金銭を対価とする場合には、当該有価証券等の種類、交換比率及び金銭の額を記載すること。

ｄ 「買付予定数の上限」欄には、法第 13 第 4 項第 1 号の規定により応募株券等の数の合計が買付予定数の数の全部又はその一部としてあらかじめ公開買付け開始公告において記載された数に満たないときは、応募株券等の全部の買付け等を行ない旨の条件を付した場合には、当該記載された数（以下「買付予定数の下限」という。）を記載すること。

また、当該買付予定数の下限について買付け等を行った場合における当該買付け等の後の株券等所有割合を欄外に注記すること。

ｅ 「買付予定数の上限」欄には、法第 27 条の 13 第 4 項第 2 号の規定により応募株券等の数の合計が買付予定数の株券等の数を超えるときは、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行ない旨の条件を付した場合における買付け等を行う当該株券等の数又は当該株券等の種類ごとの数の上限（以下「買付予定数の上限」という。）を記載すること。

また、当該買付予定数の上限について買付け等を行った場合における当該買付け等の後の株券等所有割合を欄外に注記すること。

ｆ 「対象者の意見」欄には、対象者の公開買付けに関する意見の内容を簡潔に記載すること。ただし、届出日においてこれが分からないう場合には、その旨を記載し、これが明らかとなった時点で速やかに訂正届出書を提出すること。

⑥ 公開買付けの目的の概要

ａ 公開買付け者の属性、公開買付け者が届出日において所有する株券等の数、公開買付けの目的及び法第 27 条の 13 第 4 項第 1 号若しくは第 2 号に掲げる条件を付す理由又は付さない理由を記載すること。

ｂ 公開買付けが、MBO（対象者の役員又は当該役員の依頼に基づき当該役員と利益を共通にする者により行われる買収をいう。以下において同じ。）に該当し、又はその一環として行われる場合には、その旨を記載すること。

ｃ 対象者が公開買付け者又はその特別関係者の子会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）第 8 条第 3 項に規定する子会社をいう。）又は関連会社（同条第 5 項に規定する関連会社をいう。）である場合には、その旨を記載すること。

ｄ スクイーズアウト手続（株式併合、全部取得条項付種類株式の取得、株式等売却請求又は株式交換等により公開買付けが単独で又は他の者と共同して対象者が発行する株券等の全部を取得し、又は保有するための手続をいう。以下同じ。）令第 7 条第 1 項第 13 号に掲げる株券等の買付け等、対象者が新たに発行する株券等の取得、対象者による自己の株式の取得その他の公開買付けの目的を達成するために公開買付けと並行して又は関連して行われる取引（以下「公開買付け関連取引」という。）を行うこと又は行うことを対象者に要請することを予定している場合には、その旨を記載すること。

ｅ ④の a に定める合意をしている場合には、その旨、当該合意の相手方の氏名又は名称及び当該相手方が届出日において所有する株券等の数（その一部についてのみ公開買付けに応募する旨の合意である場合には、当該応募する株券等の数を含む。）を記載すること。

後の経営方針又は経営参加後の計画について具体的に記載すること。組織再編、企業集団の再編、解散、重要な財産の処分又は譲受け、多額の借財、代表取締役等の選定又は解職、役員の構成の変更、配当・資本政策に関する重要な変更、その他対象者の経営方針に対して重大な変更を加え、又は重大な影響を及ぼす行為を予定している場合には、その内容及び必要性も記載すること。

ｂ 純投資又は政策投資を目的とする場合には、株券等を取得した後の当該株券等の保有方針、売買方針及び議決権の行使方針並びにそれらの理由を記載し、長期的な資本提携を目的とする政策投資として買付け等を行う場合には、その必要性を具体的に記載すること。

ｃ 買付け等の後、当該株券等の発行者の株券等を更に取得する予定の有無、その理由及びその内容を具体的に記載すること。

ｄ 株券等を取得した後、第三者に譲渡することを目的とする場合には、当該第三者について「第 2 公開買付け者の状況」に掲げる事項と同一の事項（「1 会社の状況」の「2 経理の状況」を除く。）を記載するとともに、当該第三者の公開買付け者との関係、譲受けの目的及び届出日において所有する当該株券等の数を記載すること。なお、当該第三者が継続開示会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第 1 条第 28 号に規定する継続開示会社をいう。以下において同じ。）に該当する者である場合には、「第 2 公開買付け者の状況」の「1 会社の状況」に掲げる事項のうち「(1) 会社の概要」と同一の事項に代えて、「(3) 継続開示会社たる公開買付け者に関する事項」と同一の事項を記載することができる。

ｅ 買付け等の後、当該株券等の発行者の株券等が上場又は店頭登録の廃止となる見込みがある場合には、その旨及び理由について具体的に記載すること。

「加える。」

(7) 公開買付者が公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程 a 公開買付者が公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程について具体的に記載すること。例えば、公開買付者の事業内容及び対象者の事業内容又は財政状態、経営成績若しくはキャッシュ・フローの状況を踏まえ、これらを改善する観点から公開買付けの実施を検討した場合には、当該検討の内容について具体的に記載すること。 b 届出日までに対象者との間で公開買付け又は公開買付関連取引に関する協議・交渉（公開買付け又は公開買付関連取引を行う旨の伝達を含む。）を行った場合には、当該協議・交渉の内容について具体的に記載すること。届出日以後に買付条件等を変更した場合であって、対象者との間で当該変更に関する協議・交渉を行ったときも、同様とする。 届出日までに対象者との間で公開買付け又は公開買付関連取引に関する協議・交渉（公開買付け又は公開買付関連取引を行う旨の伝達を含む。）を行わなかった場合には、その旨及びその理由を記載すること。 届出日までに対象者の株主等（株券等を所有（令第7条第2項各号に掲げる場合を含む。）する者をいう。以下同じ。）との間で公開買付けの応募又は公開買付関連取引に関する協議・交渉を行った場合には、当該協議・交渉の内容について記載すること。 (8) 買付け等の価格の算定の経緯及び基礎 買付け等の価格を決定するに至った過程及び根拠を具体的に記載し、当該価格が届出日における時価と異なる場合や公開買付者が買付を行った取引の価格と異なる場合には、その差額の内容も記載すること。 株券等の種類に応じた公開買付価格の価額の差について、換算の考え方等の内容を具体的に記載すること。 (9) 対象者の公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由 a 対象者の公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由について記載すること。ただし、届出日においてこれらが分からない場合には、その旨を記載し、これらが明らかとなった時点で速やかに訂正届出書を提出すること。 b 対象者の公開買付けに関する意見の内容について変更（軽微な変更を除く。）があったことを知った場合には、速やかに訂正届出書を提出すること。当該意見の根拠及び理由のうち投資判断に重要な影響を及ぼす事項について変更があったことを知った場合も、同様とする。 (10) 公開買付け後の経営方針 a 公開買付け後の対象者の経営方針について記載すること。対象者の組織再編、企業集団の再編、解散、重要な財産の処分又は譲受け、多額の借財、代表取締役等の選定又は解職、役員の新規の選定、配当・資本政策に関する重要な変更その他対象者の経営方針に対して重大な変更を加え、又は重大な影響を及ぼす行為を予定している場合には、その内容及び必要性を記載すること。純投資を目的とする場合には、株券等を取得した後の当該株券等の保有方針、売買方針及び議決権の行使方針並びにこれらの理由を記載すること。 b 公開買付け後に対象者の株券等を更に取得する予定の有無、その理由及びその内容を具体的に記載すること。 c 株券等を取得した後、第三者に譲渡することを予定している場合には、当該第三者について「第2 公開買付者の状況」に掲げる事項と同一の事項（「1 会社の場合」の「(2) 経理の状況」を除く。）を記載するとともに、当該第三者の公開買付者との関係、譲受けの目的、届出日において所有する当該株券等の数及び譲渡の価格その他の取引条件を記載すること。なお、当該第三者が継続開示会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第1条第28号に規定する継続開示会社をいう。⑦及び⑩において同じ。）に該当する者である場合には、「第2 公開買付者の状況」の「1 会社の	
--	--

[加える。]

[加える。]

[加える。]

[加える。]

場合」に掲げる事項のうち「(1) 会社の概要」と同一の事項に代えて、「(3) 継続開示会社たる公開買付者に関する事項」と同一の事項を記載することができる。

d 法第 27 条の 13 第 4 項第 2 号に掲げる条件を付している場合には、公開買付け後に公開買付者以外の対象者の株主等との間で生じ得る利益相反により当該株主等の利益を害しないことを確保するための措置の内容について具体的に記載すること。当該措置を実施しない場合には、その理由について記載すること。

(11) 公開買付けの公正性を担保するための措置

a 公開買付者又は対象者が公開買付けの公正性を担保するための措置を実施した場合には、その内容を具体的に記載し、当該措置を実施しなかつた場合には、その理由を記載すること。ただし、届出日において対象者が実施した措置の有無及び内容が分らない場合には、その旨を記載すること。

b 公開買付者が買付け等の価格の算定に当たり参考とするために第三者 (11)において「算定機関」という。) から対象者の株券等の価値に関する評価書、意見書その他これらに類するもの (11)において「算定書等」という。) を取得した場合には、次に掲げる事項を記載すること。

- (a) 算定機関の氏名又は名称
- (b) 算定機関の公開買付者及び対象者からの独立性に関する事項 (例えば、重要な利害関係の有無及び当該利害関係がある場合における当該算定機関から算定書等を取得した理由)
- (c) 算定書等の内容 (例えば、具体的な算定方法、当該算定方法を採用した理由及び各算定方法の算定結果の数値又は範囲)

c 対象者が実施した措置については、第四号様式記載上の注意(5)に準じて記載すること。

d 公開買付者から独立した株主等が所有する株券等の過半数が公開買付けに応募されないときには応募株券等の全部の買付け等をしないこととするために法第 27 条の 13 第 4 項第 1 号に掲げる条件を付した場合には、その旨及び公開買付者から独立した株主等が所有する株券等の算出方法を記載すること。

e 公開買付者以外の者による対抗提案 (公開買付けその他これに準じる対象者の株券等の取得に係る提案をいう。) を行おうとする者との接触を制限する旨の合意又はこれに類する合意を対象者との間でしている場合には、その旨、当該合意の内容及び当該合意が公開買付けの公正性に与える影響を記載すること。

f MBOを行う対象者の役員又はMBOにおいて公開買付者と利益を共通にする取締役が対象者における公開買付けに関する意見に係る審議又は決定に関与していたこと、その他公開買付けの公正性に悪影響を及ぼすおそれがある事情がある場合には、その内容を具体的に記載すること。

g 法第 27 条の 13 第 4 項第 2 号に掲げる条件を付している場合であって、一定数以上の議決権を有する対象者の株主が当該条件を付した公開買付けに反対する場合の公開買付者における対応方針を定めているときは、株主の意思確認の方法及び当該対応方針の内容を記載すること。

(12) 公開買付け後の組織再編等の方針

公開買付け後にスクイーズアウト手続を行うこと又は行うことを対象者に要請することを予定している場合には、その内容 (一定の条件が充足された場合に限り、スクイーズアウト手続を行い、又は行うことを対象者に要請する場合には、当該条件の内容を含む。) を記載すること。また、当該スクイーズアウト手続のために公開買付者又はその特別関係者による株券等の移動を予定している場合には、その内容を記載すること。

(13) 上場廃止等となる見込み及びその事由

公開買付けによる買付け等の結果、対象者の株券等について上場の廃止又は登録の取消しが生じるおそれがある場合には、その旨及び上場の廃止又は登録の取消しの原因となる事由を記載すること。

[加える。]

[加える。]

[加える。]

また、上場の廃止又は登録の取消しを回避するための措置を予定している場合には、当該措置の内容について具体的に記載すること。

14) 公開買付けに係る重要な合意

a 対象者の株主等との間で公開買付けに応募し、又は応募しない旨の合意をしている場合、対象者との間で公開買付けに関連して一定の意見を表明する旨の合意をしている場合その他公開買付け又は公開買付関連取引に関連して投資者の投資判断に重要な影響を及ぼす合意をしている場合には、これらの合意の相手方の氏名又は名称及び合意の内容を記載すること。

b 届出日において対象者の株主等（その所有に係る株券等に係る議決権の数が総株主等の議決権の数の100分の1に相当する数以下である者を除く。）から公開買付けに応募し、又は応募しない旨の意向を表明されている場合には、当該株主等の氏名又は名称及び表明された意向の内容を記載すること。

15) その他公開買付けに関する重要な事項

公開買付関連取引（スクイーズアウト手続を除く。）を行うこと又は行うことを対象者に要請することを予定している場合には、その内容を記載すること。公開買付者、公開買付け又は公開買付関連取引に関して投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報がある場合には、その内容を記載すること。

16) 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数

a 「買付け等の期間」欄には、公開買付期間を記載すること。ただし、法第27条の10第3項の規定により買付け等の期間が延長された場合には、当該延長による訂正届出書の提出を要しない。

b 「対象者の請求に基づく延長の可能性の有無」欄には、法第27条の10第3項の規定により当該公開買付けの期間が延長される可能性がある場合に、例えば「法第27条の10第3項の規定により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、買付け等の期間は30営業日、公開買付期間は○年○月○日までとなります。」等詳細に記載し、延長される可能性がない場合には「当該事項なし」と記載すること。

c 〔略〕

d 「買付け等の価格」欄には、有価証券等を対価とする場合には、当該有価証券等の種類及び交換比率、有価証券等及び金銭を対価とする場合には、当該有価証券等の種類、交換比率及び金銭の額を記載すること。また、「株券等言託受益証券」及び「株券等預託証券」の欄の括弧内には株券等言託受益証券の受託有価証券の種類及び株券等預託証券において表示される権利に係る有価証券の種類を記載すること（「買付予定の株券等の数」欄及び「第3 公開買付者及びその他の特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況」の「1 株券等の所有状況」欄において同じ。）。

なお、株券等が投資証券又は新投資口予約権証券である場合には、「株券」、「新株予約権証券」及び「新株予約権付社債券」の欄の記載を省略し、「投資証券」及び「新投資口予約権証券」欄を設けて記載すること（「第3 公開買付者及びその他の特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況」の「1 株券等の所有状況」欄において同じ。）。

株券等の発行者が外国の者である場合は、内国法人が発行者である株券等に準じて記載すること（「6 買付け等を行った後における株券等所有割合」欄及び「第3 公開買付者及びその他の特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況」の「1 株券等の所有状況」欄において同じ。）。

〔附る。〕

〔附る。〕

〔加える。〕

〔加える。〕

6) 〔同左〕

a 「届出当初の期間」欄には、届出日現在における公開買付期間を記載すること。

b 「対象者の請求に基づく延長の可能性の有無」欄には、法第27条の10第3項の規定により当該公開買付けの期間が延長される可能性がある場合に、例えば「法第27条の10第3項の規定により、公開買付対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、買付け等の期間は30営業日、公開買付期間は○月○日までとなります。」等詳細に記載し、延長される可能性がない場合には「当該事項なし」と記載すること。

c 〔同左〕

d 「買付け等の価格」欄には、有価証券等を対価とする場合には、当該有価証券等の種類及び交換比率、有価証券等及び金銭を対価とする場合には、当該有価証券等の種類、交換比率及び金銭の額を記載すること。また、「株券等言託受益証券」及び「株券等預託証券」の欄の括弧内には株券等言託受益証券及び株券等預託証券の権利に係る対象株券等の種類を記載すること（「買付予定の株券等の数」欄及び「第3 公開買付者及びその他の特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況」の「1 株券等の所有状況」欄において同じ。）。

なお、株券等が投資証券又は新投資口予約権証券である場合には、「株券」、「新株予約権証券」、「新株予約権付社債券」、「株券等言託受益証券」及び「株券等預託証券」の欄の記載を省略し、「投資証券」及び「新投資口予約権証券」欄を設けて記載すること（「第3 公開買付者及びその他の特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況」の「1 株券等の所有状況」欄において同じ。）。

株券等の発行者が外国の者である場合は、内国法人が発行者である株券等に準じて記載すること（「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」欄及び「第3 公開買付者及びその他の特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況」の「1 株券等の所有状況」欄において同じ。）。

e 「算定の基礎」欄には、買付価格の算定根拠を具体的に記載し、買付価格が時価と異なる場合や当該買付者が最近行った取引の価格と異なる場合には、その差額の内容も記載すること。

株券等の種類に応じた公開買付価格の価額の差について、換算の考え方等の内容を具体的に記載すること。

f 「算定の経緯」欄には、算定の際に第三者の意見を聴取した場合に、当該第三者の名称、意見の

<u>㉔</u> 〔略〕 <u>㉕</u> 「買付予定数の下限」欄には、<u>買付予定数の下限を記載すること。</u>	<u>㉖</u> 「買付予定数の上限」欄には、<u>買付予定数の上限を記載すること。</u>	<u>㉗</u> 買付け等を行った後における株券等所有割合 <u>㉘</u> 「潜在株券等に係る議決権の数」欄には、新株予約権証券、新株予約権付社債券、新投資口予約権証券、株券等言託受益証券及び株券等預託証券について株式又は投資口に換算した議決権の数並びに取得請求権付株式及び取得条項付株式について潜在的に増加し得る議決権の数の合計を記載すること。 届出日現在に対象者以外の者が発行者である株券等であっても、取得の請求等の結果、対価として交付される株券等が対象者の発行する株券等である旨の定めがなされている場合には、当該交付される株券等に係る議決権の数も含めることとする。 「公開買付者の所有株券等に係る議決権の数」及び「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」欄には、公開買付開始公告を行った日における公開買付者及び特別関係者（法第27条の2第7項第1号に掲げる者については、第3条第2項各号に掲げる者を除く。<u>㉙</u>のa、<u>㉚</u>及び<u>㉛</u>において同じ。）の所有する株券等（令第7条第2項各号に掲げる場合に係る株券等を含む。）に係る議決権の数を記載すること。 なお、公開買付期間中に当該議決権（法第27条の5第2号に規定する申出を行った者の所有する株券等に係る議決権を除く。<u>㉙</u>及び<u>㉚</u>において同じ。）の数の総株主等の議決権の数の100分の1に相当する数以上増加し、又は減少した場合には、速やかに訂正届出書を提出すること。ただし、公開買付者が当該議決権の数の増加又は減少の事実を知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかった場合は、この限りでない。	<u>㉜</u> 「対象者の総株主等の議決権の数」欄には、原則として、公開買付開始公告を行った日の総株主等の議決権の数を記載すること。ただし、これが分からない場合には、直前に提出された有価証券届出書、有価証券報告書又は半期報告書（法第24条の5第1項に規定する半期報告書をいう。以下同じ。）に記載された総株主等の議決権の数を記載しても差し支えない。 また、株券等が特定投資家向け有価証券（法第4条第3項に規定する特定投資家向け有価証券をいう。<u>㉝</u>において同じ。）である場合には、次に掲げる総株主等の議決権の数を記載しても差し支えない。	<u>㉞</u> 〔略〕 <u>㉟</u> 各欄の「議決権」（「総株主等の議決権」を除く。）には、<u>社債等振替法第147条第1項若しくは</u>
---	---	---	---	--

概要及び当該意見を踏まえて買付価格を決定するに至った経緯を具体的に記載すること。公開買付者が対象者の役員、対象者の役員の依頼に基づき当該公開買付けを行う者であって対象者の役員と利益を共通にする者又は対象者を子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。）とする会社その他の法人である場合であって、買付価格の公正性を担保するためのその他の措置を講じているときは、その具体的な内容も記載すること。	<u>㉚</u> 〔同左〕 <u>㉛</u> 「買付予定数の下限」欄には、法第27条の13第4項第1号の規定により、応募株券等の数の合計が買付予定の株券等の数の全部又はその一部としてあらかじめ公開買付開始公告において記載された数に満たないときは応募株券等の全部の買付け等をしない旨の条件を付した場合における、当該記載された数を記載すること。 <u>㉜</u> 「買付予定数の上限」欄には、<u>法第27条の13第4項第2号の規定により、応募株券等の数の合計が買付予定の株券等の数を超えるときはその超える部分の全部又は一部の買付け等をしない旨の条件を付した場合における、買付け等を行う当該株券等の数又は当該株券等の種類ごとの数の上限を記載すること。</u> <u>㉝</u> 〔同左〕	<u>㉞</u> 「潜在株券等に係る議決権の数」欄には、新株予約権証券、新株予約権付社債券、新投資口予約権証券、株券等言託受益証券及び株券等預託証券について株式又は投資口に換算した議決権の数並びに取得請求権付株式及び取得条項付株式について潜在的に増加し得る議決権の数の合計を記載すること。 現在に対象者以外の者が発行者である株券等であっても、取得の請求等の結果、対価として交付される株券等が対象者の発行する株券等である旨の定めがなされている場合には、当該交付される株券等に係る議決権の数も含めることとする。 「公開買付者の所有株券等に係る議決権の数」及び「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」欄には、公開買付開始公告を行った日における公開買付者及び特別関係者（法第27条の2第7項第1号に掲げる者については、第3条第2項で定める者を除く。<u>㉙</u>のa、<u>㉚</u>及び<u>㉛</u>において同じ。）の所有する株券等（令第7条第1項各号に掲げる場合に係る株券等を含む。）に係る議決権の数を記載すること。 なお、公開買付期間中に当該議決権（法第27条の5第2号に規定する申出を行った者の所有する株券等に係る議決権を除く。<u>㉙</u>及び<u>㉚</u>において同じ。）の数の総株主等の議決権（法第29条の4第2項に規定する総株主等の議決権をいう。<u>㉙</u>以下同じ。）の100分の1に相当する数以上増加し、又は減少した場合には、すみやかに訂正届出書を提出すること。ただし、公開買付者が当該議決権の数の増加又は減少の事実を知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかった場合は、この限りでない。	<u>㉜</u> 「対象者の総株主等の議決権の数」欄には、原則として、公開買付開始公告を行った日の総株主等の議決権の数を記載すること。ただし、これが分からない場合には、直前に提出された有価証券届出書、有価証券報告書又は半期報告書（法第24条の5第1項に規定する半期報告書をいう。以下同じ。）に記載された総株主等の議決権の数を記載しても差し支えない。 また、株券等が特定投資家向け有価証券（法第4条第3項に規定する特定投資家向け有価証券をいう。<u>㉝</u>において同じ。）である場合には、次に掲げる総株主等の議決権の数を記載しても差し支えない。	<u>㉞</u> 〔同左〕 <u>㉟</u> 各欄の「議決権」（「総株主等の議決権」を除く。）には、<u>社債、株式等の振替に関する法律</u>
--	---	--	---	--

は第 148 条第 1 項（これらの規定を社債等振替法第 228 条第 1 項において準用する場合を含む。）、社債等振替法第 181 条第 1 項若しくは第 182 条第 1 項（これらの規定を社債等振替法第 247 条の 3 第 1 項において準用する場合を含む。）、第 212 条第 1 項又は第 213 条第 1 項の規定により発行者に対抗することができない株券等に係る議決権を含むものとする（⑩の a において同じ。）。

⑪ 株券等の取得に関する許可等

- a 令第 14 条第 1 項第 4 号に規定する許可等（以下「許可等」という。）について記載すること。
b 許可等に投資判断に重要な影響を及ぼす条件が付けられている場合には、「(3) 許可等の日付及び(1) 番号」にその内容を注記すること。
c 届出日までに許可等がない場合には、「(3) 許可等の日付及び番号」は記載を要しない。この場合には、当該許可等があった時点で速やかに訂正届出書を提出すること。

⑫ 略

⑬ 買付け等に要する資金

- a 「買付代金」欄には、株券等の種類ごとに買付け等の価格に買付予定数を乗じて得た金額の合計額を記載すること。

なお、有価証券等を買付け等の対価とする場合で、その交換に係る差金として金銭を交付するときは、当該金銭の総額を記載すること。

[b～f 略]

- g 「届出日以後に借入れを予定している資金」欄には、届出日以後に買付け等に要する資金の借入れを予定している場合にその内容を記載すること。

当該借入れを行うための条件が付けられている場合には、当該条件の内容を欄外に注記すること。ただし、当該条件の内容が第 13 条第 1 項第 7 号に掲げる書類に記載されている場合には、その旨を記載しても差し支えない。

借入先が金融機関以外の者である場合には、当該借入先が資金を有すること又は調達することができるとを確認した結果及びその確認の方法を欄外に注記すること。

h～k 略

- l 「その他資金調達方法」欄には、「届出日の前々日又は前日現在の預金」欄及び「届出日以後に借入れを予定している資金」欄に記載したもの以外の資金の調達を予定している場合に、その内容及び金額を記載すること。

当該調達を行うための条件が付けられている場合には、当該条件の内容を欄外に注記すること。ただし、当該条件の内容が第 13 条第 1 項第 7 号に掲げる書類に記載されている場合には、その旨を記載しても差し支えない。

調達先が金融機関以外の者である場合には、当該調達先が資金を有すること又は調達することができるとを確認した結果及びその確認の方法を欄外に注記すること。

m 略

⑭ 略

⑮ 会社の概要

[a～d 略]

- e 「⑤ 役員の職歴及び所有株式の数」には、届出日現在の役員（監査役を含む。）について記載すること。なお、会計参与設置会社であって会計参与が法人である場合には、「氏名」欄に名称を、「職歴」欄に簡単な沿革を記載すること。

（平成 13 年法律第 75 号）第 147 条第 1 項若しくは第 148 条第 1 項（これらの規定を同法第 228 条第 1 項において準用する場合を含む。）又は同法第 181 条第 1 項、第 182 条第 1 項、第 212 条第 1 項若しくは第 213 条第 1 項の規定により発行者に対抗することができない株券等に係る議決権を含むものとする（⑩の a において同じ。）。

⑧ [同左]

届出日までに許可等がない場合には、「(3) 許可等の日付及び番号」は記載を要しない。この場合には、当該許可等があった時点で訂正届出書を提出すること。

⑨ [同左]

⑩ [同左]

- a 「買付代金」欄には、買付価格に買付予定数を乗じて得た金額を記載すること。

なお、有価証券等を買付け等の対価とする場合で、その交換に係る差金として金銭を交付するときは、当該金銭の総額を記載すること。

[b～f 同左]

[加える。]

g～j [同左]

- k 「その他資金調達方法」欄には、「届出日の前々日又は前日現在の預金」欄及び「届出日以後に借入れを予定している資金」欄に記載したもの以外の資金の調達を予定している場合に、その内容及び金額を記載すること。

l [同左]

⑪～⑭ [同左]

⑮ [同左]

[a～d 同左]

- e 「⑤ 役員の職歴及び所有株式の数」には、届出日現在の役員（監査役を含む。）について記載すること。なお、会計参与設置会社であって会計参与が法人である場合には、「氏名」欄に名称を、「職歴」欄に簡単な沿革を記載すること。

なお、届出日以後に当該役員のうち代表者に変更があった場合には、速やかに訂正届出書を提出すること。

10 経理の状況

a 次の(a)又は(b)に掲げる場合の区分に応じ、当該(a)又は(b)に定めるところにより記載すること。

(a) 〔略〕

(b) (a)に掲げる場合以外の場合

財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の規定により作成した財務諸表（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書に限る。以下同じ。）を記載すること。ただし、同規則第2条の規定により他の法令、準則等の定めるところにより財務諸表を作成している場合には、当該財務諸表を記載し、その旨注記すること。

なお、公開買付者が外国法人等である場合で、上記規則により作成することが困難であるときには、その国の法令の規定又は慣習により作成した財務諸表を記載することができる。この場合において、特別な会計処理をしているもの又は特異な科目表示をしているものがあれば、それについて分かりやすく説明すること。

〔b・c 略〕

11 ⑪～⑬ 〔略〕

12 株券等の所有状況

a 株券等の数は、第8条の規定による議決権の数を記載すること。また、公開買付開始公告を行った日において公開買付者及び特別関係者が所有する株券等（令第7条第2項各号に掲げる場合に係る株券等を含む。）に係る議決権の数を記載すること。

なお、公開買付期間中に当該議決権の数の過半数等の議決権の数の100分の1以上に相当する数以上増加し、又は減少した場合には、速やかに訂正届出書を提出すること。ただし、公開買付者が当該議決権の数の増加又は減少の事実を知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかった場合は、この限りでない。

b 〔略〕

c 「所有する株券等の数」欄には、自己又は他人（仮設人を含む。）の名義をもって所有する（令第7条第2項第1号及び第4号から第6号までに掲げる場合を含む。）株券等の数を記載すること。

d 「令第7条第2項第2号に該当する株券等の数」欄には、金銭の信託契約その他の契約又は法律の規定に基づき、株主又は投資主としての議決権を行使することができる権限又は議決権の行使について指図を行うことができる権限を有する株券又は投資証券（所有権又は投資をするのに必要な権限を有するものを除く。）の数を記載すること。

e 「令第7条第2項第3号に該当する株券等の数」欄には、投資（任契約その他の契約又は法律の規定に基づき、投資をするのに必要な権限を有する株券等（所有権を有するものを除く。）の数を記載すること。

13 株券等の取引状況

a 〔略〕

b 取引所金融商品市場外における株券等の取引（相統及び贈与を含む。）がある場合には、株券等の種類ごとにその総数を内書きし、欄外に相手先及び当該相手先ごとの数を記載すること。ただし、当該取引が店頭売買有価証券の店頭売買取引又は法第2条第8項第10号に掲げる行為による株券等の売買取引である場合において、相手方を知ることができないときは、その旨を記載すること。

16 〔同左〕

a 〔同左〕

(a) 〔同左〕

(b) 〔同左〕

財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）の規定により作成した財務諸表（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書に限る。以下同じ。）を記載すること。ただし、同規則第2条の規定により他の法令、準則等の定めるところにより財務諸表を作成している場合には、当該財務諸表を記載し、その旨注記すること。

なお、公開買付者が外国法人等である場合で、上記規則により作成することが困難であるときには、その国の法令の規定又は慣習により作成した財務諸表を記載することができる。この場合において、特別な会計処理をしているもの又は特異な科目表示をしているものがあれば、それについて分かりやすく説明すること。

〔b・c 同左〕

17 ⑭～⑯ 〔同左〕

18 〔同左〕

a 株券等の数は、第8条の規定による議決権の数を記載すること。また、公開買付開始公告を行った日において公開買付者及び特別関係者が所有する株券等（令第7条第1項各号に掲げる場合に係る株券等を含む。）に係る議決権の数を記載すること。

なお、公開買付期間中に当該議決権の数の過半数等の議決権の数の100分の1以上に相当する数以上増加し、又は減少した場合には、速やかに訂正届出書を提出すること。ただし、公開買付者が当該議決権の数の増加又は減少の事実を知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかった場合は、この限りでない。

b 〔同左〕

c 「所有する株券等の数」欄には、自己又は他人（仮設人を含む。）の名義をもって所有する（令第7条第1項第1号及び第4号から第6号までに掲げる場合を含む。）株券等の数を記載すること。

d 「令第7条第1項第2号に該当する株券等の数」欄には、金銭の信託契約その他の契約又は法律の規定に基づき、株主又は投資主としての議決権を行使することができる権限又は議決権の行使について指図を行うことができる権限を有する株券又は投資証券（所有権又は投資をするのに必要な権限を有するものを除く。）の数を記載すること。

e 「令第7条第1項第3号に該当する株券等の数」欄には、投資（任契約その他の契約又は法律の規定に基づき、投資をするのに必要な権限を有する株券等（所有権を有するものを除く。）の数を記載すること。

19 〔同左〕

a 〔同左〕

b 相対売買（相統及び贈与を含む。）がある場合には、株券等の種類ごとにその総数を内書きし、欄外に相手先及び当該相手先ごとの数を記載すること。

(33) [略]

(34) 届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約

公開買付者及びその特別関係者が届出日前に株券等の買付け等の予約を行っている場合又は株券等の売買取引に係るオプションの取得（当該オプションの行使により当該行使をした者が当該取引において買主としての地位を取得するものに限る。）及び付与（当該オプションの行使により当該行使をした者が当該取引において売主としての地位を取得するものに限る。）を行っている場合で、届出書の提出日以降に買付け等を行うこととなる株券等がある場合には、当該契約の内容、相手方、当該契約に係る株券等の種類及び数並びに買付け等を行う予定日（オプションにおいては、オプションの行使日）について記載すること。公開買付者及びその特別関係者が届出日前に第2条の2第1号に規定する社債券を取得している場合で、届出書の提出日以降に買付け等を行うこととなる株券等がある場合には、当該社債券の内容、発行者、当該社債券の償還により交付される株券等の種類及び数並びに買付け等を行う予定日（償還を受ける日）について記載すること。

株券等の買付け等を公開買付けによらないで行う旨の契約を締結している場合には、当該契約があること及びその内容を記載すること。

(35) 大量保有報告書等の提出状況

公開買付者又はその特別関係者が、対象者の株券等に係る大量保有報告書（法第27条の23第1項又は第27条の26第1項に規定する大量保有報告書をいう。）若しくは変更報告書（法第27条の25第1項又は第27条の26第2項に規定する変更報告書をいう。）又はこれらの訂正報告書を提出している場合（提出すべきであったこれらの書類を提出しなかった場合を含む。）には、これらの書類の名称、提出者及び提出年月日（これらの書類を提出していない場合にあつては、その旨）を記載すること。ただし、これらの書類を提出した日又はこれらの書類の提出義務の原因となる事実が生じた日が提出日の5年前の日より前である場合には、この限りでない。

(36) [略]

(37) 公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容

公開買付者又はその特別関係者（法第27条の5第2号に規定する申出を行った者を除く。）が対象者の役員に利益の供与を約した場合に、その内容を記載すること。

〔略〕
(38)~(42)

(4) 対象者が提出した書類

次に掲げるものを除き、128)に準じて記載すること。

[a ~ c 略]

(十) 略

その他

対象者) に関し(投資者が買付等)の応募の是非を判断するため必要と判断されるその他の情報がある場合には、その内容を記載すること。対象者について最近の有価証券届出書、有価証券報告書、特定証券情報及び発行者情報に記載又は表示されていない重要な事実を知っている場合には、当該事実を記載すること。

(23) 同左

(24) 同左

公開買付者及びその特別関係者が届出日前に株券等の買付け等の予約を行っている場合又は株券等の売買取引に係るオプションの取得（当該オプションの行使により当該行使をした者が当該取引において買主としての地位を取得するものに限る。）及び付与（当該オプションの行使により当該行使をした者が当該取引において売主としての地位を取得するものに限る。）を行つている場合で、届出書の提出日以降に買付け等を行うこととなる株券等がある場合には、当該契約の内容、相手方、当該契約に係る株券等の種類及び数並びに買付け等を行う予定日（オプションについては、オプションの行使日）について記載すること。公開買付者及びその特別関係者が届出日前に第2条の2に規定する社債券を取得している場合で、届出書の提出日以降に買付け等を行うことになる株券等がある場合には、当該社債券の内容、発行者、当該社債券の償還により交付される株券等の種類及び数並びに買付け等を行う予定日（償還を受ける日）について記載すること。

株券等の買付け等を公開買付けによらないで行う旨の契約を締結している場合には、当該契約があること及びその内容を記載すること。

[加える。]

〔同左〕

(26) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

公開買付者と対象者又はその役員との間の、公開買付けによる株券等の買付け等、買付け後の重要な資産の譲渡等に関する合意の有無及びその内容を記載するとともに、公開買付者が当該役員に利益の供与を約した場合には、その内容を記載すること。

公開買付けが対象者の役員、対象者の役員の依頼に基づき当該公開買付けを行う者であって対象者の役員と利益を共通にする者又は対象者を子会社とする会社その他の法人等である場合には、当該公開買付けの実施を決定するに至った意思決定の過程を具体的に記載すること。利益相反を回避する措置を講じているときは、その具体的な内容も記載すること。

$\overline{\{27\} \sim \{31\}}$ [同左]

[[同左]]

次に掲げるものを除き、(18)に準じて記載すること。

[a ~ c 同左]

〔同左〕

〔同左〕
(34)

投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報を記載すること。対象者について最近の有価証券届出書、有価証券報告書、特定証券情報及び発行者情報に記載又は表示されていない重要な事実を知っている場合には、当該事実を記載すること。

第三号様式

【表紙】

【提出書類】

【提出先】

【提出日】

【申出者の氏名又は名称】

【申出者の住所又は所在地】

【最寄りの連絡場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

金融商品取引法第27条の5第2号の規定により、下記のとおり申出をいたします。

記

【1～6 略】

(記載上の注意)

(1) 公開買付者との関係

公開買付者と申出者との間の法第27条の2第7項第1号に規定する特別の関係の内容 (例えば、公開買付者が総株主等の議決権の数の20%に相当する数の議決権を所有する会社である旨) について具体的に記載すること。

【2～(5) 略】

第四号様式

【表紙】

【提出書類】

【提出先】

【提出日】

【報告者の名称】

【報告者の所在地】

【最寄りの連絡場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【縦覧に供する場所】 (1)

【1・2 略】

【3 買付け等の概要】 (2)

公開買付けの目的	
買付け等の期間	年 月 日から 年 月 日まで (営業日)
買付け等の価格	
買付け定数の上限	(株)
買付け定数の下限	(株)

【4 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由等】

【1 意見の内容】 (3)

【2 意見の根拠及び理由】 (4)

【3 公開買付けの公正性を担保するための措置】 (5)

第三号様式

【表紙】

【提出書類】

【提出先】

【提出日】

【申出者の氏名又は名称】

【申出者の住所又は所在地】

【最寄りの連絡場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

金融商品取引法第27条の5第2号の規定により、下記のとおり申出をいたします。

記

【1～6 同左】

(記載上の注意)

(1) 同左

公開買付者と申出者との間の法第27条の2第7項第1号に規定する特別の関係の内容 (例えば、公開買付者が総株主等の議決権 (法第29条の4第2項に規定する総株主等の議決権をいう。) の20%の議決権を所有する会社の監査役である旨) について具体的に記載すること。

【2～(5) 同左】

第四号様式

【表紙】

【提出書類】

【提出先】

【提出日】

【報告者の名称】

【報告者の所在地】

【最寄りの連絡場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【縦覧に供する場所】 (1)

【1・2 同左】

【加える。】

【3 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由】 (2)

【加える。】

【加える。】

【加える。】

(4) 【公開買付け後の組織再編等の方針】 (6) (5) 【上場廃止等となる見込み及びその事由】 (7) (6) 【公開買付けに係る重要な合意】 (8) (7) 【その他公開買付けに関する重要な事項】 (9) 5 【役員が所有する株券等の数及び当該株券等に係る議決権の数】 (10) 6 【公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容】 (11) 7 【会社の支配に関する基本方針に係る対応方針】 (12) 8 【公開買付者に対する質問】 (13) 9 【公開買付期間の延長請求】 (14) (記載上の注意) (1) 【略】 (2) 買付け等の概要 第二号様式記載上の注意(5)に準じて記載すること。 (3) 意見の内容 公開買付けに関する意見について、例えば「公開買付けに応募することを推奨する。」「公開買付けに反対する。」「公開買付けに対し中立の立場をとる。」「意見の表明を留保する。」等わかりやすく記載すること。	[加える。] [加える。] [加える。] [加える。] 4 【役員が所有する株券等の数及び当該株券等に係る議決権の数】 (3) 5 【公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容】 (4) 6 【会社の支配に関する基本方針に係る対応方針】 (5) 7 【公開買付者に対する質問】 (6) 8 【公開買付期間の延長請求】 (7) (記載上の注意) (1) 【同左】 [加える。]
(4) 意見の根拠及び理由 a 公開買付けに関する意見に係る意思決定に至った過程を具体的に記載すること。 b 公開買付けに関する意見を留保する場合には、その時点において意見が表明できない理由及び今後表明する予定の有無等を具体的に記載すること。 c 買付け等の価格の合理性について判断した場合には、その内容及び根拠を具体的に記載すること。 (5)のcに規定する算定書等を取得した場合には、当該算定書等の内容を踏まえて当該根拠を記載すること。 d 公開買付けについて法第 27 条の 13 第 4 項第 2 号に掲げる条件が付けられている場合であって、当該公開買付けに反対する意見を表明しないときには、公開買付け後に公開買付者以外の対象者の株主等との間で生じ得る利益相反により当該株主等の利益を害しないことを確保するための措置の内容について具体的に記載すること。当該措置を実施しない場合にはその理由について記載すること。 (5) 公開買付けの公正性を担保するための措置 a 公開買付者又は対象者が公開買付けの公正性を担保するための措置を実施した場合には、その内容を具体的に記載し、当該措置を実施しなかった場合には、その理由を記載すること。ただし、届出日において公開買付者が実施した措置の有無及び内容が分からない場合には、その旨を記載すること。 b 公開買付者が実施した措置等については、第二号様式記載上の注意(1)のb及び(4)に準じて記載すること。 c 対象者又はdに規定する特別委員会が買付け等の価格の合理性の判断に当たり参考とするために第三者 (5)において「算定機関」という。) から対象者の株券等の価値に関する評価書、意見書その他	(2) 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由 a 意見の内容については、例えば「公開買付けに応募することを勧める。」「公開買付けに応募しないことを勧める。」「公開買付けに対し中立の立場をとる。」「意見の表明を留保する。」等わかりやすく記載すること。 b 根拠については、意思決定に至った過程を具体的に記載すること。 c 意見の理由については、賛否・中立を表明している場合にはその理由を、意見を留保する場合にはその時点において意見が表明できない理由及び今後表明する予定の有無等を具体的に記載すること。 d 公開買付者が対象者の役員、対象者の役員の依頼に基づき当該公開買付けを行う者であって対象者の役員と利益を共通にする者又は対象者を子会社とする会社その他の法人等である場合であって、利益相反を回避する措置を講じているときは、その具体的な内容を記載すること。 [加える。] [加える。]

	これらに類するもの (5)において「算定書等」という。) を取得した場合には、次に掲げる事項を記載すること。
	(a) 算定機関の氏名又は名称 (b) 算定機関の公開買付者及び対象者からの独立性に関する事項 (例えば、重要な利害関係の有無及び当該利害関係がある場合における当該算定機関から算定書等を取得した理由) (c) 算定機関の報酬体系 (公開買付けの成立等を条件として報酬の全部又は一部が支払われる場合には、当該報酬体系を採用した理由) (d) 算定書等の内容 (例えば、具体的な算定方法、当該算定方法を採用した理由、各算定方法の算定結果の数値又は範囲及び各算定方法の重要な前提条件) - d 対象者が公開買付けに関する意見を検討し、又は公開買付者との間で公開買付け若しくは公開買付関連取引に関する協議・交渉を行うために任意に委員会 (以下「特別委員会」という。) を設置した場合には、次に掲げる事項を記載すること。 (a) 委員の氏名 (対象者の社外取締役 (社外役員 (会社法施行規則 (平成 18 年法務省令第 12 号) 第 2 条第 3 項第 5 号に規定する社外役員をいう。 (a)において同じ。)) に該当する会社法第 2 条第 15 号に規定する社外取締役をいう。)) 又は社外監査役 (社外役員に該当する同条第 16 号に規定する社外監査役をいう。)) である者についてはその旨、それ以外の者については当該者の職業 (事務所又は勤務先を含む。)) 及び当該者を特別委員会の委員とした理由を含む。)) (b) 委員の公開買付者及び対象者からの独立性に関する事項 (例えば、重要な利害関係の有無及び当該利害関係がある場合における当該者を特別委員会の委員とした理由) (c) 委員の報酬体系 (公開買付けの成立等を条件として報酬の全部又は一部が支払われる場合には、当該報酬体系を採用した理由) (d) 特別委員会に諮問又は委嘱した事項 (特別委員会に付与した権限を含む。)) (e) 特別委員会の開催状況及び特別委員会が検討した事項 (f) 特別委員会の意見の内容 (委員が異議をとめた場合には当該委員の氏名及び当該異議の内容) - e 公開買付けについて利害関係を有する対象者の取締役又は監査役を、公開買付けに関する審議又は決定を行う対象者の取締役会における審議又は議決に加わらせないこととした場合には、その旨、当該取締役又は監査役の氏名及び当該利害関係の内容を記載すること。また、公開買付けについて利害関係を有する取締役又は監査役を、当該審議又は議決に加わらせた場合には、その理由、当該取締役又は監査役の氏名及び当該利害関係の内容を記載すること。 - f 公開買付者以外の者による対抗提案 (公開買付者による公開買付けその他これに準じる対象者の株券等の取得に係る提案をいう。)) を行おうとする者との接触を制限する旨の合意を公開買付者との間でしている場合には、その旨、当該合意の内容及び当該合意が公開買付けの公正性に与える影響を記載すること。 - g MBO (対象者の役員又は当該役員の依頼に基づき当該役員と利益を共通にする者により行われる買収をいう。 (5)において同じ。)) を行う対象者の役員又はMBOにおいて公開買付者と利益を共通にする取締役が対象者における公開買付けに関する意見に係る審議又は決定に関与していたこと、その他公開買付けの公正性に悪影響を及ぼすおそれがある事情がある場合には、その内容を具体的に記載すること。
(6)	公開買付け後の組織再編等の方針
	第二号様式記載上の注意(2)に準じて記載すること。
(7)	上場廃止等となる見込み及びその事由
	第二号様式記載上の注意(3)に準じて記載すること。
(8)	公開買付けに係る重要な合意
	[加える。]
	[加える。]
	[加える。]

事情の発生があったことを知るに足る書面がある場合には、当該書面を本届出書に添付すること。
当該撤回等の条件となる事情について第26条に規定する軽微基準が存在する場合には、当該軽微基準に該当しないことについて具体的に記載すること。

令第14条第1項第2号に掲げる事由により撤回等を行う場合には、同号イ又はロに定める決定がなされることを回避するために講じた方策について具体的に記載すること。

第26条第4項第1号に掲げる事由により撤回する場合には、同号の決定がなされることを回避するために講じた方策について具体的に記載すること。

同項第7号に掲げる事由により撤回する場合には、同号の承認を受けた旨、その年月日及び同条第5項第2号に定める理由を記載すること。

(6) 〔略〕

第六号様式

【表紙】

【提出書類】

【提出先】

【提出日】

【報告者の氏名又は名称】 (1)

【報告者の住所又は所在地】

【最寄りの連絡場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【代理人の氏名又は名称】 (2)

【代理人の住所又は所在地】

【最寄りの連絡場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【総覧に供する場所】 (3)

〔1・2 略〕

(記載上の注意)

あん分比例方式により買付け等を行う場合において、本報告書を提出する際に記載することが困難である事実がある場合には、本報告書を提出する時点で確定した事項のみ記載すること。この場合には、記載することができることとなった時点において訂正報告書を提出すること。

(1) 〔略〕

(2) 代理人の氏名又は名称

非居住者が報告をする場合に、本邦内に住所又は事務所を有するものであって、公開買付けに係る書類の提出に関する一切の行為につき公開買付者を代理する者（②において「代理人」という。）の氏名（代理人が法人である場合には、その名称及び代表者の氏名）を記載すること。

〔3〕・(4) 略

(5) 買付け等を行った株券等の数

〔a・b 略〕

c 「株券等信託受益証券」及び「株券等預託証券」の欄の括弧内には株券等信託受益証券の受託有価

事情の発生があったことを知るに足る書面がある場合には、当該書面を本届出書に添付すること。

当該撤回等の条件となる事情について第26条に規定する軽微基準が存在する場合には、当該軽微基準に該当しないことについて具体的に記載すること。

令第14条第1項第2号に掲げる事由により撤回等を行う場合には、同号イ又はロに定める決定がなされることを回避するために講じた方策について具体的に記載すること。

第26条第4項に定める事由により撤回する場合には、同項の決定がなされることを回避するために講じた方策について具体的に記載すること。

(6) 〔同左〕

第六号様式

【表紙】

【提出書類】

【提出先】

【提出日】

【報告者の氏名又は名称】 (1)

【報告者の住所又は所在地】

【最寄りの連絡場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【代理人の氏名又は名称】 (2)

【代理人の住所又は所在地】

【最寄りの連絡場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【総覧に供する場所】 (3)

〔1・2 同左〕

(記載上の注意)

〔同左〕

(1) 〔同左〕

(2) 〔同左〕

非居住者が報告をする場合に、本邦内に住所又は事務所を有するものであって、公開買付けに係る書類の提出に関する一切の行為につき公開買付者を代理する者（以下この②において「代理人」という。）の氏名（代理人が法人である場合には、その名称及び代表者の氏名）を記載すること。

〔3〕・(4) 同左

(5) 〔同左〕

〔a・b 同左〕

c 「株券等信託受益証券」及び「株券等預託証券」の欄の括弧内には株券等信託受益証券及び株券等

証券の種類及び株券等預請証券において表示される権利に係る有価証券の種類を記載すること。 [d・e 略] (6) 買付け等を行った後における株券等所有割合 a 「対象者の総株主等の議決権の数」欄には、原則として、報告書提出日の総株主等の議決権の数を記載すること。ただし、これらが分からない場合には、直近に提出された有価証券届出書、有価証券報告書又は半期報告書に記載された総株主等の議決権の数を記載しても差し支えない。 また、株券等が特定投資家向け有価証券（法第4条第3項に規定する特定投資家向け有価証券をいう。）である場合には、次に掲げる総株主等の議決権の数を記載しても差し支えない。 [a]・[b] 略 b [略] c 各欄の「議決権」（「総株主等の議決権」を除く。）には、<u>社債等振替法第147条第1項若しくは第148条第1項（これらの規定を社債等振替法第228条第1項において適用する場合を含む。）</u>、<u>社債等振替法第181条第1項若しくは第182条第1項（これらの規定を社債等振替法第247条の3第1項において適用する場合を含む。）</u>、<u>第212条第1項又は第213条第1項の規定により発行者に対抗することができない株券等</u>に係る議決権を含むものとする。 (7) [略]	預請証券の権利に係る対象株券等の種類を記載すること。 [d・e 同左] (6) [同左] a 「対象者の総株主等の議決権の数」欄には、原則として、報告書提出日の総株主等の議決権（<u>法第29条の4第2項に規定する総株主等の議決権をいう。以下同じ。</u>）の数を記載すること。ただし、これらが分からない場合には、直近に提出された有価証券届出書、有価証券報告書又は半期報告書に記載された総株主等の議決権の数を記載しても差し支えない。 また、株券等が特定投資家向け有価証券（法第4条第3項に規定する特定投資家向け有価証券をいう。）である場合には、次に掲げる総株主等の議決権の数を記載しても差し支えない。 [a]・[b] 同左 b [同左] c 各欄の「議決権」（「総株主等の議決権」を除く。）には、<u>社債、株式等の振替に関する法律第147条第1項若しくは第148条第1項（これらの規定を同法第228条第1項において適用する場合を含む。）又は同法第181条第1項、第182条第1項、第212条第1項若しくは第213条第1項の規定により発行者に対抗することができない株券等</u>に係る議決権を含むものとする。 (7) [同左]
--	--

備考 表中「」の記載は、当該事項の記載が省略される場合を示す。

(発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令の一部改正)

第二条 発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成六年大蔵省令第九十五号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
(定義) 第一条 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 「一・二 略」 二の二 有価証券信託受益証券 金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号。以下「令」という。）第二条の三第三号に規定する有価証券信託受益証券をいう。 二の三 預託証券 法第二条第一項第二十号に掲げる有価証券をいう。 「三〽十五 略」 （上場株券等の数） 第三條の六 法第二十七條の二十二の二第二項において準用する法第二十七條の三第一項に規定する内閣府令で定める数は、次に掲げる数とする。 一 投資証券（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第二条第十五項に規定する投資証券をいう。以下この条において同じ。）については、投資口（同法第二条第十四項に規定する投資口をいう。以下同じ。）の数	(定義) 第一条 「同上」 「一・二 同上」 「号を加える。」 二の二 株券預託証券 金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号。以下「令」という。）第四条の三第二項に規定する有価証券をいう。 「三〽十五 同上」 「条を加える。」

二 有価証券信託受益証券については、次に掲げる受託有価証券（令第二条の三第三号に規定する受託有価証券をいう。）の区分に応じ、それぞれ次に定める数

イ 株券 当該有価証券信託受益証券に表示される受益権の内容である株式の数

ロ 投資証券 当該有価証券信託受益証券に表示される受益権の内容である投資口の数

三 預託証券については、次に掲げる当該預託証券において表示される権利に係る有価証券（法第二条第一項又は第二項に規定する有価証券をいう。）の区分に応じ、それぞれ次に定める数

イ 株券 当該預託証券において表示される権利の目的である株式の数

ロ 投資証券 当該預託証券において表示される権利の目的である投資口の数

（日曜日等）

第七条 法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の三第二項ただし書及び法第二十七条の十三第二項ただし書に規定する内閣府令で定める日は、次に掲げる日とする。

「一・二 略」

（買付条件等の変更の公告の掲載事項）

第十条 法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十

（日曜日その他の日）

第七条 法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の三第二項ただし書に規定する内閣府令で定める日は、次に掲げる日とする。

「一・二 同上」

（買付条件等の変更の公告の掲載事項）

第十条 法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十

七条の六第二項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

「一〇六 略」

（訂正届出書又は訂正報告書の提出）

第十二条 「略」

2 法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の八第二項に規定する内閣府令で定める事情は、次に掲げるものとする。

一 公開買付届出書（その訂正届出書を含む。以下この項、次条、第十四条、第十五条第六項及び第二十二條第一項において同じ。）を提出した日前に発生した当該公開買付届出書に記載すべき重要な事実で、当該公開買付届出書を提出する時にはその内容を記載することができなかったものにつき、記載することができた状態になったこと。

二 「略」

（公開買付説明書の作成等）

第十五条 「略」

「2・3 略」

4 法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の九第二項に規定する内閣府令で定める事項は、公開買付届出書について令第十四条の十二の規定によりインターネットを利用して公

七条の六第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

「一〇六 同上」

（訂正届出書又は訂正報告書の提出）

第十二条 「同上」

2 「同上」

一 公開買付届出書（その訂正届出書を含む。以下この項、次条、第十四条及び第二十二條において同じ。）を提出した日前に発生した当該公開買付届出書に記載すべき重要な事実で、当該公開買付届出書を提出する時にはその内容を記載することができなかったものにつき、記載することができた状態になったこと。

二 「同上」

（公開買付説明書の作成等）

第十五条 「同上」

「2・3 同上」

「項を加える。」

衆の縦覧に供されるファイルに記録されている事項をインターネットにおいて識別するための文字、記号その他の符号又はこれらの結合であつて、情報の提供を受ける者がその使用に係る電子計算機に入力することによって当該情報の内容を閲覧することができるものその他の投資者が当該情報の内容を閲覧するために必要な事項（第七項において「閲覧方法」という。）とする。

5|| 法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の九第三項の規定により公開買付説明書を交付する公開買付者は、上場株券等の売付け等を行おうとする者に対し、あらかじめ又は同時に公開買付説明書を交付しなければならない。

6|| 法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の九第四項に規定する内閣府令で定める場合は、公開買付届出書に形式上の不備があることにより訂正届出書を提出する場合とする。

7|| 法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の九第二項の規定により公開買付届出書を参照すべき旨を記載した公開買付説明書を同条第四項の規定により訂正する場合には、当該公開買付届出書の訂正届出書を提出した旨及び当該訂正届出書に係る閲覧方法を当該訂正する公開買付説明書に記載しなければならない。

8|| 法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の九第四項の規定により既に公開買付説明書を交付している者に対し訂正をした公開買付説明書を交付する公開買付者は、当該訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂

4|| 法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の九第二項の規定により公開買付説明書を交付する公開買付者は、上場株券等の売付け等を行おうとする者に対し、あらかじめ又は同時に公開買付説明書を交付しなければならない。

「項を加える。」

「項を加える。」

5|| 法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の九第三項の規定により既に公開買付説明書を交付している者に対し訂正をした公開買付説明書を交付する公開買付者は、当該訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂

正後の内容を記載した書面を作成し、当該書面を交付する方法によることができる。

(あん分比例の方式)

第二十一条 法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の十三第五項に規定する内閣府令で定めるあん分比例の方式は、当該応募株主等の応募上場株券等の数に応募上場株券等の数の合計のうちに占める買付け等をする上場株券等の数の合計の割合を乗じ、当該計算によつて得た数に一株又は一投資口未満の端数があるときは、当該端数を四捨五入する方法とする。

〔2〕4 略〕

(公開買付説明書の交付についての情報通信の技術を利用する方法に係る企業内容等の開示に関する内閣府令の準用等)

第二十五条の二 〔略〕

2 公開買付者は、前項において準用する企業内容等の開示に関する内閣府令第二十三条の二第二項各号に掲げる方法(以下この条において「電磁的方法」という。)により法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の九第三項に規定する公開買付説明書の交付に代えて当該公開買付説明書に記載すべき事項を提供

正後の内容を記載した書面を作成し、当該書面を交付する方法によることができる。

(あん分比例の方式)

第二十一条 法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の十三第五項に規定する内閣府令で定めるあん分比例の方式は、当該応募株主等の応募上場株券等の数に応募上場株券等の数の合計のうちに占める買付け等をする上場株券等の数の合計の割合を乗じ、当該計算によつて得た数に一株又は一投資口(投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第百九十八号)第二条第十四項に規定する投資口をいい、同条第二十五項に規定する外国投資法人の社員の地位を含む。以下同じ。)未満の端数があるときは、当該端数を四捨五入する方法とする。

〔2〕4 同上〕

(公開買付説明書の交付についての情報通信の技術を利用する方法に係る企業内容等の開示に関する内閣府令の準用等)

第二十五条の二 〔同上〕

2 公開買付者は、前項において準用する企業内容等の開示に関する内閣府令第二十三条の二第二項各号に掲げる方法(次項及び第四項において「電磁的方法」という。)により法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の九第二項に規定する公開買付説明書の交付に代えて当該公開買付説明書に記載すべき事項を

するときは、株券等の売付け等を行おうとする者に対し、第十五条第二項各号に掲げる事項が表示された画像を閲覧させることその他の方法により当該事項に関して注意を促さなければならない。

3
「略」

4 法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の九第四項の規定により既に公開買付説明書を交付している者に対し訂正をした公開買付説明書を交付しなければならない公開買付者は、当該訂正の範囲が小範囲に止まる場合において、当該訂正をした公開買付説明書について第一項において準用する企業内容等の開示に関する内閣府令第二十三条の二第一項第一号の同意をしている者及び同項第二号の規定による告知があつた者（同条第六項の規定による請求があつた場合を除く。）に対しては、第十五条第八項に規定する書面を交付する方法に代えて、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を電磁的方法により提供する方法によることができる。

提供するときは、株券等の売付け等を行おうとする者に対し、第十五条第二項各号に掲げる事項が表示された画像を閲覧させることその他の方法により当該事項に関して注意を促さなければならない。

3
「同上」

4 法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の九第三項の規定により既に公開買付説明書を交付している者に対し訂正をした公開買付説明書を交付しなければならない公開買付者は、当該訂正の範囲が小範囲に止まる場合において、当該訂正をした公開買付説明書について第一項において準用する企業内容等の開示に関する内閣府令第二十三条の二第一項第一号の同意をしている者及び同項第二号の規定による告知があつた者（同条第六項の規定による請求があつた場合を除く。）に対しては、第十五条第五項に規定する書面を交付する方法に代えて、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を電磁的方法により提供する方法によることができる。

第一号様式	公開買付けによる買付け等の通知書	年 月 日
殿		
公開買付け者 名称 所在地		
[1～4 略]		
(記載上の注意)		
(1) 公開買付けの状況		
上場証券等が株券である場合は、株式の種類ごとに記載すること。		
[2～(4) 略]		
第二号様式	公開買付け届出書	年 月 日
閣東財務局長		
【表紙】	提出書類	提出先
【提出書類】	提出先	提出日
【提出日】	提出者	提出者の名称
【提出者の名称】	提出者の所在地	提出者の所在地
【最寄りの連絡場所】	最寄りの連絡場所	最寄りの連絡場所
【電話番号】	電話番号	電話番号
【事務連絡者氏名】	事務連絡者氏名	事務連絡者氏名
【代理人の氏名又は名称】(2)	代理人の氏名又は名称	代理人の住所又は所在地
【最寄りの連絡場所】	最寄りの連絡場所	最寄りの連絡場所
【電話番号】	電話番号	電話番号
【事務連絡者氏名】	事務連絡者氏名	事務連絡者氏名
【総覧に供する場所】(3)	名称	所在地
【第1・第2 略】	記載上の注意	記載上の注意
(1) 一般的事項	一般的事項	一般的事項
a [略]	買付け等をする上場証券等有価証券託受証券又は預託証券である場合には、本様式の記載事項及び記載上の注意に準じて記載すること。	買付け等をする上場証券等有価証券託受証券である場合には、本様式の記載事項及び記載上の注意に準じて記載すること。
b 買付け等をする上場証券等有価証券託受証券又は預託証券である場合には、本様式の記載事項及び記載上の注意に準じて記載すること。	買付け等をする上場証券等有価証券託受証券である場合には、本様式の記載事項及び記載上の注意に準じて記載すること。	買付け等をする上場証券等有価証券託受証券である場合には、本様式の記載事項及び記載上の注意に準じて記載すること。
(2) 代理人の氏名又は名称	非居住者が届出をする場合には、本都内に住所又は事務所を有するものであって、公開買付けに係る書類の提出に関する一切の行為につき公開買付け者を代理する者(以下この(2)において「代理人」という。)の氏名(代理人が法人である場合には、その名称及び代表者の氏名)を記載すること。	非居住者が届出をする場合には、本都内に住所又は事務所を有するものであって、公開買付けに係る書類の提出に関する一切の行為につき公開買付け者を代理する者(以下この(2)において「代理人」という。)の氏名(代理人が法人である場合には、その名称及び代表者の氏名)を記載すること。
[3～(7) 略]	[3～(7) 略]	[3～(7) 略]
(8) 応募及び契約の解除の方法	応募及び契約の解除の方法	応募及び契約の解除の方法
a [略]	[略]	[略]

第一号様式	公開買付けによる買付け等の通知書	年 月 日
殿		
公開買付け者 氏名又は名称 住所又は所在地		
[1～4 同左]		
(記載上の注意)		
(1) [同左]		
株券等が株券である場合は、株式の種類ごとに記載すること。		
[2～(4) 同左]		
第二号様式	公開買付け届出書	年 月 日
閣東財務局長		
【表紙】	提出書類	提出先
【提出書類】	提出先	提出日
【提出日】	提出者	提出者の名称
【提出者の名称】	提出者の所在地	提出者の所在地
【最寄りの連絡場所】	最寄りの連絡場所	最寄りの連絡場所
【電話番号】	電話番号	電話番号
【事務連絡者氏名】	事務連絡者氏名	事務連絡者氏名
【代理人の氏名又は名称】(2)	代理人の氏名又は名称	代理人の住所又は所在地
【最寄りの連絡場所】	最寄りの連絡場所	最寄りの連絡場所
【電話番号】	電話番号	電話番号
【事務連絡者氏名】	事務連絡者氏名	事務連絡者氏名
【総覧に供する場所】(3)	名称	所在地
【第1・第2 同左]	記載上の注意	記載上の注意
(1) [同左]	一般的事項	一般的事項
a [同左]	買付け等をする上場証券等有価証券託受証券である場合には、本様式の記載事項及び記載上の注意に準じて記載すること。	買付け等をする上場証券等有価証券託受証券である場合には、本様式の記載事項及び記載上の注意に準じて記載すること。
b 買付け等をする上場証券等有価証券託受証券である場合には、本様式の記載事項及び記載上の注意に準じて記載すること。	買付け等をする上場証券等有価証券託受証券である場合には、本様式の記載事項及び記載上の注意に準じて記載すること。	買付け等をする上場証券等有価証券託受証券である場合には、本様式の記載事項及び記載上の注意に準じて記載すること。
(2) [同左]	非居住者が届出をする場合には、本都内に住所又は事務所を有するものであって、公開買付けに係る書類の提出に関する一切の行為につき公開買付け者を代理する者(以下この(2)において「代理人」という。)の氏名(代理人が法人である場合には、その名称及び代表者の氏名)を記載すること。	非居住者が届出をする場合には、本都内に住所又は事務所を有するものであって、公開買付けに係る書類の提出に関する一切の行為につき公開買付け者を代理する者(以下この(2)において「代理人」という。)の氏名(代理人が法人である場合には、その名称及び代表者の氏名)を記載すること。
[3～(7) 同左]	[3～(7) 同左]	[3～(7) 同左]
(8) [同左]	[同左]	[同左]
a [同左]	[同左]	[同左]

b (2) 契約の解除の方法」には、法第 27 条の 22 の 2 第 2 項において準用する法第 27 条の 12 第 1 項の規定による契約の解除の方法について具体的に記載し、令第 14 条の 3 の 9 で定める方法による場合には、解除書面を受領する権限を有する者の氏名又は名称及び本邦内の住所、居所又は所在地を記載すること。

〔c・d 略〕

〔9〕～〔12〕 略

(13) 経理の状況

a 次のa)からc)までに掲げる場合の区分に応じ、当該a)からc)までに定めるところにより記載すること。

〔a〕・〔b〕 略

(c) (a)及び(b)に掲げる場合以外の場合

財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）の規定により作成した財務諸表を記載すること。ただし、同規則第 2 条の規定により他の法令、準則等の定めるところにより財務諸表を作成している場合には、当該財務諸表を記載し、その旨注記すること。

なお、公開買付者が外国法人等である場合で、上記規則により作成することが困難であるときには、その国の法令の規定又は慣習により作成した財務諸表を記載することができる。この場合において、特殊な会計処理をしているもの又は特異な科目表示をしているものがあれば、それについて分かりやすく説明すること。

〔b〕～〔d〕 略

〔14〕～〔17〕 略

第三号様式

【表紙】

【提出書類】

【提出先】

【提出日】

【届出者の名称】

【届出者の所在地】

【最寄りの連絡場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【代理人の氏名又は名称】(1)

【代理人の住所又は所在地】

【最寄りの連絡場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【総覧に供する場所】(2)

〔1～4 略〕

(記載上の注意)

(1) 代理人の氏名又は名称

非居住者が届出をする場合には、本邦内に住所又は事務所を有するものであって、公開買付けに係る

b (2) 契約の解除の方法」には、法第 27 条の 22 の 2 第 2 項において準用する法第 27 条の 12 第 1 項の規定による契約の解除の方法について具体的に記載し、令第 14 条の 3 の 8 で定める方法による場合には、解除書面を受領する権限を有する者の氏名又は名称及び本邦内の住所、居所又は所在地を記載すること。

〔c・d 同左〕

〔9〕～〔12〕 同左

(13) 同左

a 同左

〔a〕・〔b〕 同左

(c) 同左

財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）の規定により作成した財務諸表を記載すること。ただし、同規則第 2 条の規定により他の法令、準則等の定めるところにより財務諸表を作成している場合には、当該財務諸表を記載し、その旨注記すること。

なお、公開買付者が外国法人等である場合で、上記規則により作成することが困難であるときには、その国の法令の規定又は慣習により作成した財務諸表を記載することができる。この場合において、特殊な会計処理をしているもの又は特異な科目表示をしているものがあれば、それについて分かりやすく説明すること。

〔b〕～〔d〕 同左

〔14〕～〔17〕 同左

第三号様式

【表紙】

【提出書類】

【提出先】

【提出日】

【届出者の名称】

【届出者の住所又は所在地】

【最寄りの連絡場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【代理人の氏名又は名称】(1)

【代理人の住所又は所在地】

【最寄りの連絡場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【総覧に供する場所】(2)

〔1～4 同左〕

(記載上の注意)

(1) 同左

非居住者が届出をする場合には、本邦内に住所又は事務所を有するものであって、公開買付けに係る書

書類の提出に関する一切の行為につき公開買付者を代理する者（①において「代理人」という。）の氏名（代理人が法人である場合には、その名称及び代表者の氏名）を記載すること。
【2】～【5】 略

第四号様式

【表紙】

【提出書類】

【提出先】

【提出日】

【報告者の名称】

【報告者の所在地】

【最寄りの連絡場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【代理人の氏名又は名称】（2）

【代理人の住所又は所在地】

【最寄りの連絡場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【総覧に供する場所】（3）

名称

（所在地）

【1・2 略】

（記載上の注意）

（1） 一般的事項

【a・b 略】

c 買付け等をする上場株券等が有価証券言託受益証券又は種類証券である場合には、本様式の記載事項及び記載上の注意に準じて記載すること。

（2） 代理人の氏名又は名称

非居住者が届出をする場合には、本邦内に住所又は事務所を有するものであって、公開買付けに係る書類の提出に関する一切の行為につき公開買付者を代理する者（②において「代理人」という。）の氏名（代理人が法人である場合には、その名称及び代表者の氏名）を記載すること。

【3】～【5】 略

書類の提出に関する一切の行為につき公開買付者を代理する者（以下この①において「代理人」という。）の氏名（代理人が法人である場合には、その名称及び代表者の氏名）を記載すること。
【2】～【5】 同左

第四号様式

【表紙】

【提出書類】

【提出先】

【提出日】

【報告者の名称】

【報告者の所在地】

【最寄りの連絡場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【代理人の氏名又は名称】（2）

【代理人の住所又は所在地】

【最寄りの連絡場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【総覧に供する場所】（3）

名称

（所在地）

【1・2 同左】

（記載上の注意）

（1） 同左

【a・b 同左】

c 買付け等をする上場株券等が株券種類証券である場合には、本様式の記載事項及び記載上の注意に準じて記載すること。

（2） 同左

非居住者が届出をする場合に、本邦内に住所又は事務所を有するものであって、公開買付けに係る書類の提出に関する一切の行為につき公開買付者を代理する者（以下この②において「代理人」という。）の氏名（代理人が法人である場合には、その名称及び代表者の氏名）を記載すること。

【3】～【5】 同左

備考 第56の「」に記載は出題しない。

(株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令の一部改正)

第三条 株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令（平成二年大蔵省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
(定義) 第一条 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一 対象有価証券カバードワラント 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第二条第一項第十九号に掲げる有価証券で対象有価証券（法第二十七条の二十三第二項に規定する対象有価証券をいう。以下この条において同じ。）に係るオプション（同号に規定するオプションをいう。以下同じ。）（当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る対象有価証券の売買において買主としての地位を取得するものに限る。）を表示するものをいう。 二 「略」 三 株券預託証券 法第二条第一項第二十号に掲げる有価証券で株券、外国の者が発行者である証券若しくは証書で株券の性質を有するもの又は投資証券等（金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号。以下「令」という。）第一条の四第一号に規定する投資証券等をいう。以下同じ。）に係る権利を表示するものをいう。 四 「略」 五 対象有価証券信託受益証券 有価証券信託受益証券（令第二条	(定義) 第一条 「同上」 一 対象有価証券カバードワラント 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第二条第一項第十九号に掲げる有価証券で対象有価証券（法第二十七条の二十三第二項に規定する対象有価証券をいう。以下この条において同じ。）に係るオプション（当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る対象有価証券の売買において買主としての地位を取得するものに限る。）を表示するものをいう。 二 「同上」 三 株券預託証券 法第二条第一項第二十号に掲げる有価証券で株券に係る権利を表示するものをいう。 四 「同上」 五 対象有価証券信託受益証券 有価証券信託受益証券（金融商品

の三第三号に規定する有価証券信託受益証券をいう。以下同じ。
()で、受託有価証券(同号に規定する受託有価証券をいう。以下
同じ。)が対象有価証券であるものをいう。

六 株券信託受益証券 有価証券信託受益証券で、株券、外国の者
が発行者である証券若しくは証書で株券の性質を有するもの又は
投資証券等が受託有価証券であるものをいう。

七 「略」

八 対象有価証券償還社債 社債券のうち、一定の条件の下に当該
社債券の発行会社以外の会社(外国会社を含む。以下同じ。)が
発行した対象有価証券により償還されるもの(当該社債券を保有
する者が当該社債券の発行会社に対し当該対象有価証券による償
還をさせることができる権利を有しているものに限る。)をいう
。

(大量保有報告書を提出する必要がない場合)

第三条 法第二十七条の二十三第一項ただし書に規定する内閣府令で
定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 「略」

二 第五条第一項第二号に掲げる株式に係る株券の取得と引換えに
交付される株券等の数が将来の一定の時期の市場価額その他の指
標に基づき決定される場合において、当該市場価額その他の指標
の変動のみによって保有株券等の総数が増加するとき。

取引法施行令(昭和四十年政令第三百二十一号。以下「令」とい
う。)第二条の三第三号に掲げる有価証券信託受益証券をいう。
以下同じ。)で、受託有価証券(同号に規定する受託有価証券を
いう。以下同じ。)が対象有価証券であるものをいう。

六 株券信託受益証券 有価証券信託受益証券で、株券が受託有価
証券であるものをいう。

七 「同上」

八 対象有価証券償還社債 社債券のうち、一定の条件の下に当該
社債券の発行会社以外の会社が発行した対象有価証券により償還
されるもの(当該社債券を保有する者が当該社債券の発行会社に
対し当該対象有価証券による償還をさせることができる権利を有
しているものに限る。)をいう。

(大量保有報告書を提出する必要がない場合)

第三条 「同上」

一 「同上」

「号を加える。」

三 新株予約権証券若しくは新株予約権付社債券に係る新株予約権の目的である株式又は新投資口予約権証券（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二条第十八項に規定する新投資口予約権証券をいう。第五条第三項第六号及び第九条第三号において同じ。）に係る新投資口予約権（同法第二条第十七項に規定する新投資口予約権をいう。以下同じ。）の目的である投資口（同条第十四項に規定する投資口をいい、外国投資法人（同条第二十五項に規定する外国投資法人をいう。第五条第三項第六号において同じ。）の社員の地位を含む。以下同じ。）の発行価格の調整のみによって保有株券等の総数が増加する場合

（デリバティブ取引の原資産である株券等の数の計算方法）

第三条の三 法第二十七条の二十三第三項に規定する内閣府令で定める計算方法は、次の各号に掲げる取引の区分に応じ、当該各号に定める計算方法とする。

一 株券等に係る法第二条第二十一項第二号に掲げる取引又はこれに類似する外国市場デリバティブ取引（同条第二十三項に規定する外国市場デリバティブ取引をいう。以下この条において同じ。）のうち、現実数値（同号に規定する現実数値をいう。以下この条において同じ。）が約定数値（同号に規定する約定数値をいい、外国市場デリバティブ取引にあつては、これに相当するものをいう。以下この条において同じ。）を上回った場合に金銭を受領

二 新株予約権証券若しくは新株予約権付社債券に係る新株予約権の目的である株式又は新投資口予約権証券（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二条第十八項に規定する新投資口予約権証券をいう。第五条第一項第六号及び第九条第二号において同じ。）に係る新投資口予約権（同法第二条第十七項に規定する新投資口予約権をいう。以下同じ。）の目的である投資口（同条第十四項に規定する投資口をいい、外国投資法人（同条第二十五項に規定する外国投資法人をいう。第五条第一項第六号において同じ。）の社員の地位を含む。以下同じ。）の発行価格の調整のみによって保有株券等の総数が増加する場合

（権限を有することを知った有価証券）

第三条の三 法第二十七条の二十三第三項に規定する内閣府令で定める有価証券は、株券預託証券及び株券信託受益証券とする。

「号を加える。」

する立場の当事者となる取引 約定数値と現実数値との差を乗ずることにより授受を約する金銭の額が算出される値又はこれに類似する値による方法

二|| 株券等に係る法第二十一条第二号に掲げる取引（これに準ずる取引で金融商品取引所（同条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。以下同じ。）の定めるものを含む。以下この号において同じ。）に係る法第二十一条第三号に掲げる取引又はこれに類似する外国市場デリバティブ取引のうち、オプション（当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る同項第二号に掲げる取引において現実数値が約定数値を上回った場合に金銭を受領する立場の当事者となるもの若しくはこれに準ずるもので金融商品取引所の定めるもの又はこれらに類似するものに限る。）を取得する立場の当事者となる取引 約定数値と現実数値との差を乗ずることにより授受を約する金銭の額が算出される値又はこれに類似する値による方法

三|| 株券等に係る法第二十一条第四号に掲げる取引（株券等に係る金融商品（同条第二十四項に規定する金融商品をいい、同項第三号及び第三号の三に掲げるものを除く。以下この号及び次号において同じ。）の利率等（同条第二十一条第四号に規定する利率等をいう。以下この条において同じ。）又は金融指標（同号に規定する金融指標をいう。以下この条において同じ。）の約定した期間における変化率に基づいて金銭の授受を約する取引（これらの金銭の授受とあわせて当事者が元本として定めた金額に相

「号を加える。」

「号を加える。」

当する金銭又は金融商品を受受することを約するものを含む。）に限る。次号において同じ。）に係るもののうち、当該取引において当該金融商品の利率等若しくは金融指標が約定した期間に上昇した場合に金銭を受領する立場の当事者となる取引又はこれに類似する外国市場デリバティブ取引 当該取引における変化率の算出に係る約定期間の開始時の当該金融商品の利率等若しくは金融指標と当該約定期間の終了時の当該金融商品の利率等若しくは金融指標との差を乗ずることにより授受を約する金銭の額が算出される値（当該金融商品を受受することを約している場合にあつては、当該算出される値から当該授受をする金融商品の数を控除した値）又はこれに類似する値による方法

四||

株券等に係る法第二条第二十一項第四号に掲げる取引に係る同項第三号に掲げる取引又はこれに類似する外国市場デリバティブ取引のうち、オプション（当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る同項第四号に掲げる取引において株券等に係る金融商品の利率等若しくは金融指標が約定した期間に上昇した場合に金銭を受領する立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。）を取得する立場の当事者となる取引 当該取引における変化率の算出に係る約定期間の開始時の当該金融商品の利率等若しくは金融指標と当該約定期間の終了時の当該金融商品の利率等若しくは金融指標との差を乗ずることにより授受を約する金銭の額が算出される値（当該金融商品を受受することを約している場合にあつては、当該算出される値から当該

「号を加える。」

授受をする金融商品の数を控除した値）又はこれに類似する値による方法

五|| 株券等に係る法第二条第二十二項第二号に掲げる取引のうち、現実数値が約定数値を上回った場合に金銭を受領する立場の当事者となる取引又はこれに類似する取引 約定数値と現実数値との差を乗ずることにより授受を約する金銭の額が算出される値又はこれに類似する値による方法

六|| 株券等に係る法第二条第二十二項第二号に掲げる取引に係る同項第三号に掲げる取引のうち、オプション（当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る同項第二号に掲げる取引において現実数値が約定数値を上回った場合に金銭を受領する立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。）を取得する立場の当事者となる取引 約定数値と現実数値との差を乗ずることにより授受を約する金銭の額が算出される値又はこれに類似する値による方法

七|| 株券等に係る法第二条第二十二項第四号に掲げる取引のうち、オプション（当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る取引において現に当該行使をした時期における現実の当該株券等の価格が当該行使をした場合の株券等の価格としてあらかじめ約定する数値を上回った場合に金銭を受領する立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。）を取得する立場の当事者となる取引 当該あらかじめ約定する数値と現実の当該株券等の価格との差を乗ずることにより授受を約する

「号を加える。」

「号を加える。」

「号を加える。」

金銭の額が算出される値又はこれに類似する値による方法

八

株券等に係る法第二条第二十二項第五号に掲げる取引（株券等に係る金融商品（同条第二十四項に規定する金融商品をいい、同項第三号、第三号の三及び第五号に掲げるものを除く。以下この号及び次号において同じ。）の利率等又は金融指標の約定した期間における変化率に基づいて金銭の授受を約する取引（これらの金銭の授受とあわせて当事者が元本として定めた金額に相当する金銭又は金融商品を授受することを約するものを含む。）に限る。同号において同じ。）に係るもの又はこれに類似するものうち、当該取引において当該金融商品の利率等若しくは金融指標が約定した期間に上昇した場合に金銭を受領する立場の当事者となる取引又はこれに類似する取引 当該取引における変化率の算出に係る約定期間の開始時の当該金融商品の利率等若しくは金融指標と当該約定期間の終了時の当該金融商品の利率等若しくは金融指標との差を乗ずることにより授受を約する金銭の額が算出される値（当該金融商品を授受することを約している場合にあつては、当該算出される値から当該授受をする金融商品の数を控除した値）又はこれに類似する値による方法

九

株券等に係る法第二条第二十二項第五号に掲げる取引又はこれに類似するものに係る同項第三号に掲げる取引のうち、オプション（当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る同項第五号に掲げる取引において株券等に係る金融商品の利率等若しくは金融指標が約定した期間に上昇した場合に金

「号を加える。」

「号を加える。」

銭を受領する立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに
限る。)を取得する立場の当事者となる取引 当該取引における
変化率の算出に係る約定期間の開始時の当該金融商品の利率等若
しくは金融指標と当該約定期間の終了時の当該金融商品の利率等
若しくは金融指標との差を乗ずることにより授受を約する金銭の
額が算出される値(当該金融商品を授受することを約している場
合にあつては、当該算出される値から当該授受をする金融商品の
数を控除した値)又はこれに類似する値による方法

十 前各号に掲げる取引以外のデリバティブ取引(法第二条第二十
項に規定するデリバティブ取引をいう。) 零とする方法

(保有の態様その他の事情を勘案し保有する株券等から除外するも
の)

第四条 法第二十七条の二十三第四項に規定する保有の態様その他の
事情を勘案して内閣府令で定めるものは、次に掲げる株券等とする
。

一 信託業(信託業法(平成十六年法律第五十四号)第二条第一
項に規定する信託業をいう。以下同じ。)を営む者が信託財産と
して保有する株券等(その者が当該株券等について法第二十七条
の二十三第三項各号に掲げる者に該当しない場合に限る。)

二 有価証券関連業(法第二十八条第八項に規定する有価証券関連
業をいう。第五条の二の二第一号において同じ。)を行う者が引
受け又は売出しを行う業務により保有する株券等(引受けの場合

「号を加える。」

(保有の態様その他の事情を勘案し保有する株券等から除外するも
の)

第四条 「同上」

一 信託業を営む者が信託財産として保有する株券等(その者が当
該株券等について法第二十七条の二十三第三項各号に掲げる者に
該当しない場合に限る。)

二 有価証券関連業(法第二十八条第八項に規定する有価証券関連
業をいう。第十一条第一号において同じ。)を行う者が引受け又
は売出しを行う業務により保有する株券等(引受けの場合(法第

（法第二条第六項第三号に掲げるものを行う場合を除く。）にあつては当該株券等の払込期日の翌日以後、同号に掲げるものを行う場合にあつては次のイ及びロに掲げる株券等の区分に応じ当該イ及びロに定める日以後、売出しの場合にあつては当該株券等の受渡期日の翌日以後保有するものを除く。）

〔イ・ロ 略〕

〔三〇五 略〕

六 金融商品取引所で行われる銘柄の異なる複数の株券の集合体を対象とする先物取引を行ったことにより保有する株券（令第十四条の六第二項各号に掲げる目的で保有するものを除く。）

〔七〇九 略〕

十 会社の役員（取締役、執行役、会計参与（会計参与が法人である場合は、その職務を行うべき社員を含む。）、監査役又はこれらに類する役職にある者をいう。以下この号及び第五条の第三第二号において同じ。）又は従業員が当該会社の他の役員又は従業員と共同して当該会社の株券等の取得（一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われ、各役員又は従業員の一回当たりの拠出金額が二百万円に満たないものに限る。）をした場合（当該会社が会社法（平成十七年法律第八十六号）第五百六十六条第一項（同法第六十五条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に基づき買い付けていた株券以外の株

二条第六項第三号に掲げるものを行う場合を除く。）にあつては当該株券等の払込期日の翌日以後、同号に掲げるものを行う場合にあつては次のイ及びロに掲げる株券等の区分に応じ当該イ及びロに定める日以後、売出しの場合にあつては当該株券等の受渡期日の翌日以後保有するものを除く。）

〔イ・ロ 同上〕

〔三〇五 同上〕

六 金融商品取引所（法第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。第二十一条において同じ。）で行われる銘柄の異なる複数の株券の集合体を対象とする先物取引を行ったことにより保有する株券（当該先物取引の売買取引最終日の翌日以後保有するものを除く。）

〔七〇九 同上〕

十 会社の役員（取締役、執行役、会計参与（会計参与が法人である場合は、その職務を行うべき社員を含む。）、監査役又はこれらに類する役職にある者をいう。以下この号において同じ。）又は従業員が当該会社の他の役員又は従業員と共同して当該会社の株券等の取得（一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われ、各役員又は従業員の一回当たりの拠出金額が二百万円に満たないものに限る。）をした場合（当該会社が会社法（平成十七年法律第八十六号）第五百六十六条第一項（同法第六十五条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に基づき買い付けていた株券以外の株券等を買付けたときは、

券等を買付けたときは、法第三十四条に規定する金融商品取引業者等に委託して行った場合に限る。）において当該取得をした株券等を信託された者が保有する当該株券等（当該信託された者が当該株券等について法第二十七条の二十三第三項各号に掲げる者に該当しない場合に限る。）

十一 外国において、当該外国の法令に準拠して、他人の社債等（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下この条及び第十六条第四号において「社債等振替法」という。）第二条第一項に規定する社債等をいう。以下この号において同じ。）又は社債等に類する権利の管理を行うことを業とする者（以下この号において「外国社債等管理者」という。）の直近上位機関（同条第六項に規定する直近上位機関をいう。）が備える振替口座簿の当該外国社債等管理者の口座（顧客口座（社債等振替法第六十八条第二項第二号（社債等振替法第二百二十七条において準用する場合を含む。）、第二百二十七条の四第二項第二号、第二百二十九条第二項第二号（社債等振替法第二百二十八条第一項において準用する場合を含む。）、第六百六十五条第二項第二号（社債等振替法第二百四十七条の三第一項において準用する場合を含む。）又は第九百九十四条第二項第二号に規定する顧客口座をいう。）を除く。）に記載され、又は記録されている株券等であつて、当該外国社債等管理者が顧客からの委託により管理を行うもの（当該外国社債等管理者が当該株券等について法第二十七条の二十三第三項各号に掲げる者に該当しない場合に限る。）

法第三十四条に規定する金融商品取引業者等に委託して行った場合に限る。）において当該取得をした株券等を信託された者が保有する当該株券等（当該信託された者が当該株券等について法第二十七条の二十三第三項各号に掲げる者に該当しない場合に限る。）

十一 外国において、当該外国の法令に準拠して、他人の社債等（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下この条において「社債等振替法」という。）第二条第一項に規定する社債等をいう。以下この号において同じ。）又は社債等に類する権利の管理を行うことを業とする者（以下この号において「外国社債等管理者」という。）の直近上位機関（同条第六項に規定する直近上位機関をいう。）が備える振替口座簿の当該外国社債等管理者の口座（顧客口座（社債等振替法第六十八条第二項第二号（社債等振替法第二百二十七条において準用する場合を含む。）、第二百二十七条の四第二項第二号、第二百二十九条第二項第二号（社債等振替法第二百二十八条第一項において準用する場合を含む。）、第六百六十五条第二項第二号（社債等振替法第二百四十七条の三第一項において準用する場合を含む。）又は第九百九十四条第二項第二号に規定する顧客口座をいう。）を除く。）に記載され、又は記録されている株券等であつて、当該外国社債等管理者が顧客からの委託により管理を行うもの（当該外国社債等管理者が当該株券等について法第二十七条の二十三第三項各号に掲げる者に該当しない場合に限る。）

(株券等の数)

第五条 法第二十七条の二十三第四項に規定する内閣府令で定めるところにより計算した株式の数は、次の各号に掲げる株式の区分に応じ、当該各号に定める数とする。

一 株式（次号に掲げるものを除く。） 当該株式の数

二 発行者がその発行する全部若しくは一部の株式の内容として株

(新株予約権証券等の換算)

第五条 法第二十七条の二十三第四項に規定する内閣府令で定める数は、次に掲げる数とする。

一 新株予約権証券については、新株予約権の目的である株式の数。ただし、次に掲げる要件の全てに該当するときは、零とする。

イ 株券等の保有者が会社法第二百七十七条に規定する新株予約権無償割当てにより取得したものであること。

ロ 当該新株予約権証券の発行の日から会社法第二百三十六条第一項第四号に掲げる期間（同法第二百七十九条第三項の規定により延長されたものとみなされる期間を含む。）の末日までの期間が二月を超えないこと。

ハ その募集に際し、当該新株予約権証券の引受けを行う一又は二以上の金融商品取引業者（法第二条第九項に規定する金融商品取引業者（法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業者を行う者に限る。）をいう。第六号ハにおいて同じ。）が発行された当該新株予約権証券の全て（当該新株予約権証券に係る新株予約権が行使されたものを除く。）を取得して自己又は第三者が当該新株予約権証券に係る新株予約権を行使することを内容とする契約が発行者と当該金融商品取引業者との間で締結されていること。

二 新株予約権付社債券については、当該新株予約権付社債券に付

主が当該発行者に対して当該株式の取得を請求することができる旨又は発行者がその発行する全部若しくは一部の株式の内容として当該発行者が一定の事由が生じたことを条件として当該株式を取得することができる旨の定めを設けている場合における当該株式（当該株式に係る株券の取得と引換えに交付される株券等に係る議決権の数（株券については株式に係る議決権の数を、その他のものについては第三項各号に規定する株式又は投資口に係る議決権の数をいう。以下この号において同じ。）が当該株式に係る議決権の数よりも大きいものに限る。） 当該交付される株券等に係る議決権の数が最も多い株券等の数

「号を削る。」

「号を削る。」

「号を削る。」

「号を削る。」

与されている新株予約権の目的である株式の数

三 外国の者が発行者である証券又は証書で株券の性質を有するものについては、株式の数

四 外国の者が発行者である証券又は証書で新株予約権証券又は新株予約権付社債券の性質を有するものについては、内国法人が発行者である証券又は証書に準じて株式に換算した数

五 投資証券等（令第一条の四第一号に規定する投資証券等をいう。以下同じ。）については、投資口の数

六 新投資口予約権証券等（令第一条の四第二号に規定する新投資口予約権証券等をいう。以下同じ。）については、新投資口予約権等（新投資口予約権及び外国投資法人に対する権利で新投資口予約権の性質を有する権利をいう。以下この項において同じ。）の目的である投資口の数。ただし、次に掲げる要件の全てに該当する新投資口予約権証券については、零とする。

「号を削る。」

イ 株券等の保有者が投資信託及び投資法人に関する法律第八十八条の十三に規定する新投資口予約権無償割当てにより取得したものであること。

ロ 当該新投資口予約権証券の発行の日から投資信託及び投資法人に関する法律第八十八条の二第三号に掲げる期間（同法第八十八条の十五第三項の規定により延長されたものとみなされる期間を含む。）の末日までの期間が二月を超えないこと。

ハ その募集に際し、当該新投資口予約権証券の引受けを行う一又は二以上の金融商品取引業者が発行された当該新投資口予約権証券の全て（当該新投資口予約権証券に係る新投資口予約権が行使されたものを除く。）を取得して自己又は第三者が当該新投資口予約権証券に係る新投資口予約権を行使することを内容とする契約が発行者と当該金融商品取引業者との間で締結されていること。

七

対象有価証券カバードワラントについては、次に掲げる当該対象有価証券カバードワラントにおいて表示されるオプションに係る対象有価証券の区分に応じ、それぞれ次に定める数

イ 株券 当該対象有価証券カバードワラントにおいて表示されるオプションにより取得することができる株式の数

ロ 新株予約権証券 当該対象有価証券カバードワラントにおいて表示されるオプションにより取得することができる新株予約権証券の新株予約権の目的である株式の数

ハ 新株予約権付社債券 当該対象有価証券カバードワラントに

「号を削る。」

において表示されるオプションにより取得することができる新株予約権付社債券に付与されている新株予約権の目的である株式の数

ニ 外国の者が発行者である証券又は証書で株券の性質を有するもの 当該対象有価証券カバードワラントにおいて表示される株式の数

ホ 外国の者が発行者である証券又は証書で新株予約権証券又は新株予約権付社債券の性質を有するもの 内国法人が発行者である証券又は証書に準じて株式に換算した数

ヘ 投資証券等 当該対象有価証券カバードワラントにおいて表示されるオプションにより取得することができる投資口の数

ト 新投資口予約権証券等 当該対象有価証券カバードワラントにおいて表示されるオプションにより取得することができる新投資口予約権証券等の新投資口予約権等の目的である投資口の数

ハ

対象有価証券預託証券については、次に掲げる当該対象有価証券預託証券において表示される権利に係る対象有価証券の区分に応じ、それぞれ次に定める数

イ 株券 当該対象有価証券預託証券において表示される権利の目的である株式の数

ロ 新株予約権証券 当該対象有価証券預託証券において表示される権利の目的である新株予約権証券の新株予約権の目的である株式の数

「号を削る。」

-
- ハ 新株予約権付社債券 当該対象有価証券預託証券において表示される権利の目的である新株予約権付社債券に付与されている新株予約権の目的である株式の数
- ニ 外国の者が発行者である証券又は証書で株券の性質を有するもの 当該対象有価証券預託証券において表示される権利の目的である株式の数
- ホ 外国の者が発行者である証券又は証書で新株予約権証券又は新株予約権付社債券の性質を有するもの 内国法人が発行者である証券又は証書に準じて株式に換算した数
- ヘ 投資証券等 当該対象有価証券預託証券において表示される権利の目的である投資口の数
- ト 新投資口予約権証券等 当該対象有価証券預託証券において表示される権利の目的である新投資口予約権証券等の新投資口予約権等の目的である投資口の数
- 九|| 対象有価証券信託受益証券については、次に掲げる当該対象有価証券信託受益証券の受託有価証券である対象有価証券の区分に応じ、それぞれ次に定める数
- イ 株券 当該対象有価証券信託受益証券に表示される受益権の内容である株式の数
- ロ 新株予約権証券 当該対象有価証券信託受益証券に表示される受益権の内容である新株予約権証券の新株予約権の目的である株式の数
- ハ 新株予約権付社債券 当該対象有価証券信託受益証券に表示
-

「号を削る。」

される受益権の内容である新株予約権付社債券に付与されている新株予約権の目的である株式の数

ニ 外国の者が発行者である証券又は証書で株券の性質を有するもの 当該対象有価証券信託受益証券に表示される受益権の内容である株式の数

ホ 外国の者が発行者である証券又は証書で新株予約権証券又は新株予約権付社債券の性質を有するもの 内国法人の発行する証券又は証書に準じて株式に換算した数

ヘ 投資証券等 当該対象有価証券信託受益証券に表示される受益権の内容である投資口の数

ト 新投資口予約権証券等 当該対象有価証券信託受益証券に表示される受益権の内容である新投資口予約権証券等の新投資口予約権等の目的である投資口の数

十|| 対象有価証券償還社債については、次に掲げる償還を受ける対象有価証券の区分に応じ、それぞれ次に定める数

イ 株券 当該償還を受ける株式の数

ロ 新株予約権証券 当該償還を受ける新株予約権証券の新株予約権の目的である株式の数

ハ 新株予約権付社債券 当該償還を受ける新株予約権付社債券に付与されている新株予約権の目的である株式の数

ニ 外国の者が発行者である証券又は証書で株券の性質を有するもの 償還を受ける株式の数

ホ 外国の者が発行者である証券又は証書で新株予約権証券又は

2|| 前項第二号の規定により特定の日における株式の数を計算する場合において、交付される株券等の数が将来の一定の時期の市場価額その他の指標に基づき決定される場合における当該交付される株券等の数は、当該特定の日に交付されたものとみなして計算した数とする。

3|| 法第二十七条の二十三第四項に規定する内閣府令で定める数は、次に掲げる数とする。

一 新株予約権証券については、新株予約権の目的である株式の数。ただし、次に掲げる要件の全てに該当するときは、零とする。

イ 株券等の保有者が会社法第二百七十七条に規定する新株予約権無償割当てにより取得したものであること。

ロ 当該新株予約権証券の発行の日から会社法第二百三十六条第一項第四号に掲げる期間（同法第二百七十九条第三項の規定により延長されたものとみなされる期間を含む。）の末日までの期間が二月を超えないこと。

ハ その募集に際し、当該新株予約権証券の引受けを行う一又は二以上の金融商品取引業者（法第二条第九項に規定する金融商品取引業者（法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取

新株予約権付社債券の性質を有するもの 内国法人が発行者である証券又は証書に準じて株式に換算した数
ヘ 投資証券等 当該償還を受ける投資口の数
ト 新投資口予約権証券等 当該償還を受ける新投資口予約権証券等の新投資口予約権等の目的である投資口の数

「項を加える。」

「項を加える。」

引業を行う者に限る。)をいう。第六号ハにおいて同じ。)が発行された当該新株予約権証券の全て(当該新株予約権証券に係る新株予約権が行使されたものを除く。)を取得して自己又は第三者が当該新株予約権証券に係る新株予約権を行使することと内容とする契約が発行者と当該金融商品取引業者との間で締結されていること。

二 新株予約権付社債券については、当該新株予約権付社債券に付与されている新株予約権の目的である株式の数

三 外国の者が発行者である証券又は証書で株券の性質を有するものについては、株式の数

四 外国の者が発行者である証券又は証書で新株予約権証券又は新株予約権付社債券の性質を有するものについては、内国法人が発行者である証券又は証書に準じて株式に換算した数

五 投資証券等については、投資口の数

六 新投資口予約権証券等(令第一条の四第二号に規定する新投資口予約権証券等をいう。以下同じ。)については、新投資口予約権等(新投資口予約権及び外国投資法人に対する権利で新投資口予約権の性質を有する権利をいう。以下この項において同じ。)の目的である投資口の数。ただし、次に掲げる要件の全てに該当する新投資口予約権証券については、零とする。

イ 株券等の保有者が投資信託及び投資法人に関する法律第八十八条の十三に規定する新投資口予約権無償割当てにより取得したものであること。

ロ 当該新投資口予約権証券の発行の日から投資信託及び投資法人に関する法律第八十八条の二第三号に掲げる期間（同法第八十八条の十五第三項の規定により延長されたものとみなされる期間を含む。）の末日までの期間が二月を超えないこと。

ハ その募集に際し、当該新投資口予約権証券の引受けを行う一又は二以上の金融商品取引業者が発行された当該新投資口予約権証券の全て（当該新投資口予約権証券に係る新投資口予約権が行使されたものを除く。）を取得して自己又は第三者が当該新投資口予約権証券に係る新投資口予約権を行使することを内容とする契約が発行者と当該金融商品取引業者との間で締結されていること。

七 対象有価証券カバードワラントについては、次に掲げる当該対象有価証券カバードワラントにおいて表示されるオプションに係る対象有価証券の区分に応じ、それぞれ次に定める数

イ 株券 当該対象有価証券カバードワラントにおいて表示されるオプションにより取得することができる株式の数

ロ 新株予約権証券 当該対象有価証券カバードワラントにおいて表示されるオプションにより取得することができる新株予約権証券の新株予約権の目的である株式の数

ハ 新株予約権付社債券 当該対象有価証券カバードワラントにおいて表示されるオプションにより取得することができる新株予約権付社債券に付与されている新株予約権の目的である株式の数

-
- ニ 外国の者が発行者である証券又は証書で株券の性質を有するもの 当該対象有価証券カバードワラントにおいて表示される株式の数
- ホ 外国の者が発行者である証券又は証書で新株予約権証券又は新株予約権付社債券の性質を有するもの 内国法人が発行者である証券又は証書に準じて株式に換算した数
- ヘ 投資証券等 当該対象有価証券カバードワラントにおいて表示されるオプションにより取得することができる投資口の数
- ト 新投資口予約権証券等 当該対象有価証券カバードワラントにおいて表示されるオプションにより取得することができる新投資口予約権証券等の新投資口予約権等の目的である投資口の数
- ハ 対象有価証券預託証券については、次に掲げる当該対象有価証券預託証券において表示される権利に係る対象有価証券の区分に応じ、それぞれ次に定める数
- イ 株券 当該対象有価証券預託証券において表示される権利の目的である株式の数
- ロ 新株予約権証券 当該対象有価証券預託証券において表示される権利の目的である新株予約権証券の新株予約権の目的である株式の数
- ハ 新株予約権付社債券 当該対象有価証券預託証券において表示される権利の目的である新株予約権付社債券に付与されている新株予約権の目的である株式の数
-

ニ 外国の者が発行者である証券又は証書で株券の性質を有するもの 当該対象有価証券預託証券において表示される権利の目的である株式の数

ホ 外国の者が発行者である証券又は証書で新株予約権証券又は新株予約権付社債券の性質を有するもの 内国法人が発行者である証券又は証書に準じて株式に換算した数

ヘ 投資証券等 当該対象有価証券預託証券において表示される権利の目的である投資口の数

ト 新投資口予約権証券等 当該対象有価証券預託証券において表示される権利の目的である新投資口予約権証券等の新投資口予約権等の目的である投資口の数

九 対象有価証券信託受益証券については、次に掲げる当該対象有価証券信託受益証券の受託有価証券である対象有価証券の区分に応じ、それぞれ次に定める数

イ 株券 当該対象有価証券信託受益証券に表示される受益権の内容である株式の数

ロ 新株予約権証券 当該対象有価証券信託受益証券に表示される受益権の内容である新株予約権証券の新株予約権の目的である株式の数

ハ 新株予約権付社債券 当該対象有価証券信託受益証券に表示される受益権の内容である新株予約権付社債券に付与されている新株予約権の目的である株式の数

ニ 外国の者が発行者である証券又は証書で株券の性質を有する

もの 当該対象有価証券信託受益証券に表示される受益権の内容である株式の数

ホ 外国の者が発行者である証券又は証書で新株予約権証券又は新株予約権付社債券の性質を有するもの 内国法人の発行する証券又は証書に準じて株式に換算した数

ヘ 投資証券等 当該対象有価証券信託受益証券に表示される受益権の内容である投資口の数

ト 新投資口予約権証券等 当該対象有価証券信託受益証券に表示される受益権の内容である新投資口予約権証券等の新投資口予約権等の目的である投資口の数

十 対象有価証券償還社債については、次に掲げる償還を受ける対象有価証券の区分に応じ、それぞれ次に定める数

イ 株券 当該償還を受ける株式の数

ロ 新株予約権証券 当該償還を受ける新株予約権証券の新株予約権の目的である株式の数

ハ 新株予約権付社債券 当該償還を受ける新株予約権付社債券に付与されている新株予約権の目的である株式の数

ニ 外国の者が発行者である証券又は証書で株券の性質を有するもの 償還を受ける株式の数

ホ 外国の者が発行者である証券又は証書で新株予約権証券又は新株予約権付社債券の性質を有するもの 内国法人が発行者である証券又は証書に準じて株式に換算した数
ヘ 投資証券等 当該償還を受ける投資口の数

ト 新投資口予約権証券等 当該償還を受ける新投資口予約権証券等の新投資口予約権等の目的である投資口の数

4|| 第一項及び第二項の規定は、前項各号に掲げる数について準用する。

5|| 「略」

（株券等保有割合に加算しない有価証券）

第五条の二 法第二十七条の二十三第四項に規定する株券その他の内閣府令で定める有価証券は、次に掲げる有価証券とする。

一|| 株券（前条第一項第二号に掲げる株式に係る株券のうち、同号に定める数が当該株式の数を超える部分に係るものを除く。）

「二・三 略」

四|| 株券預託証券（株券に係る権利を表示するものにあつては、第一号に掲げる株券に係る権利を表示するものに限る。）

五|| 株券信託受益証券（受託有価証券が株券であるものにあつては、第一号に掲げる株券を受託有価証券とするものに限る。）

六|| 共同保有者（令第十四条の七の二第一項第一号に規定する共同保有者をいう。以下同じ。）の保有する株券等（前各号に掲げるものを除く。）であつて、保有者及び共同保有者の間で令第十四条の六の二各号に掲げる権利が存在するもの

「項を加える。」

2|| 「同上」

（株券等保有割合に加算しない有価証券）

第五条の二 「同上」

一|| 株券

「二・三 同上」

四|| 法第二条第一項第二十号に掲げる有価証券で株券、投資証券等又は同項第十七号に掲げる有価証券のうち株券の性質を有するものに係る権利を表示するもの

五|| 有価証券信託受益証券で受託有価証券が株券、投資証券等又は法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち株券の性質を有するもの

「号を加える。」

(共同保有者から除外される金融商品取引業者等の者)

第五条の二の二 法第二十七条の二十三第五項第一号に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 金融商品取引業者(法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいい、法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業者(有価証券関連業に該当するもの)に限り、法第二十九条の四の二第九項に規定する第一種少額電子募集取扱業務及び法第二十九条の四の四第八項に規定する非上場有価証券特例仲介等業務を除く。次号及び第十一条第二号において同じ。)を行う者又は投資運用業(法第二十八条第四項に規定する投資運用業のうち法第二条第八項第十二号及び第十四号に掲げる行為を行う業務に限る。次号及び第十一条第二号において同じ。)を行う者に限る。同条第一号において同じ。)、銀行、信託会社(信託業法第三条又は第五十三条第一項の免許を受けた者をいう。同号において同じ。)、保険会社、農林中央金庫及び株式会社商工組合中央金庫
- 二 外国の法令に準拠して外国において第一種金融商品取引業、投資運用業、銀行業、信託業又は保険事業を営む者であつて前号に掲げる者以外の者

(特別の関係)

第五条の三 令第十四条の七第一項第三号に規定する内閣府令で定める関係は、次に掲げる関係とする。

「条を加える。」

(特別の関係)

第五条の三 令第十四条の七第一項第四号に規定する内閣府令で定める関係は、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和三十一年大蔵省令第五十九号)第八条第三項に規定する子会社(

一|| 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）第八条第三項に規定する子会社（組合に限る。）と同項に規定する親会社との関係

二|| 会社（前条各号に掲げる者）（その保有する株券等について法第二十七条の二十六第一項に規定する重要提案行為等を行うことを保有の目的としない者に限る。）を除く。次号において同じ。）と当該会社の代表者等（当該会社を代表する役員及び当該会社による株券等の取得、処分又は管理に係る業務を執行する役員をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該会社に対しこれらの役員と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。同号において同じ。）との関係

三|| 会社の代表者等が他の会社の代表者等である場合における当該会社と当該他の会社との関係

四|| 株券等を取得するための資金を供与した者と当該資金の供与を受けた者との関係（当該資金を供与した者が、当該資金の供与を受けた者に対し、当該資金を充ててその保有する株券等の発行者が発行する株券等を取得することの要請（次に掲げるものを除く。）をした場合に限る。）

イ 法第二十七条の二十三第三項第二号に規定する権限に基づく指図に係るもの

ロ 金融商品取引業者（法第二条第九項に規定する金融商品取引業者（投資運用業（法第二十八条第四項に規定する投資運用業

組合に限る。）と同項に規定する親会社の関係とする。

「号を加える。」

「号を加える。」

「号を加える。」

「号を加える。」

をいう。ロ及びホにおいて同じ。）を行う者に限る。）をいう。
。）、特例業務届出者（法第六十三条第五項に規定する特例業務届出者をいう。）又は海外投資家等特例業務届出者（法第六十三条の九第四項に規定する海外投資家等特例業務届出者をいう。）に対して投資運用業として当該株券等の取得を行うことを要請するもの

ハ 令第一条の八の六第一項各号に掲げる行為として当該株券等の取得を行うことを要請するもの

ニ 信託会社等（法第三十九条第一項第一号に規定する信託会社等をいう。）に対して信託業務（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項に規定する信託業務をいう。）として当該株券等の取得を行うことを要請するもの

ホ 外国の法令に準拠して外国において投資運用業又は信託業を営む者に対して投資運用業又は信託業として当該株券等の取得を行うことを要請するもの

ヘ 令第一条の三の三第五号又は第六号に掲げる権利を有する者が当該権利に係る契約に基づく買付けとして当該株券等の取得を行うことを要請するもの

五|| 株券等を取得することの要請（法第二条第九項に規定する金融商品取引業者（第一種金融商品取引業（法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業をいう。以下この号において同じ。）を行う者に限る。）又は外国の法令に準拠して外国において第

「号を加える。」

一種金融商品取引業と同種類の業務を行う者に対して第一種金融商品取引業又はこれと同種類の業務として当該株券等の取得を行うことを要請するものを除く。)をした者と当該者に当該株券等を譲渡する目的をもって当該要請に基づいて当該株券等を取得した者との関係

六 法第二十七条の二十六第一項に規定する重要提案行為等を行うことの要請(法第二十七条の二十三第三項第一号又は第二号に規定する権限に基づく指図に係るものを除く。)をした者と当該要請に基づいて当該重要提案行為等を行った者との関係

(変更報告書を提出する必要がある場合)

第九条 法第二十七条の二十五第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 [略]

二 第五条第一項第二号に掲げる株式に係る株券の取得と引換えに交付される株券等の数が将来の一定の時期の市場価額その他の指標に基づき決定される場合において、当該市場価額その他の指標の変動のみによつて保有株券等の総数が増加し又は減少するとき。

三 [略]

(重要な事項の変更から除外されるもの等)

第九条の二 令第十四条の七の二第一項第五号に規定する軽微なもの

[号を加える。]

(変更報告書を提出する必要がある場合)

第九条 [同上]

一 [同上]

[号を加える。]

二 [同上]

(重要な事項の変更から除外されるもの等)

第九条の二 令第十四条の七の二第一項第五号に規定する軽微なもの

として内閣府令で定めるものは、同号イからホまでに掲げる契約の締結又はそれらの内容の変更があった株券等の数を、当該株券等の発行者の発行済株式の総数又は発行済投資口の総数に当該保有者及び共同保有者の保有する当該株券等（第五条の二各号に掲げる有価証券を除く。）の数を加算した数（次項第一号において「発行済株式総数等」という。）で除して得た割合が百分の一未満のものとする。

2 令第十四条の七の二第一項第六号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 「略」

二 株券等の保有者若しくはその共同保有者の氏名若しくは名称若しくは住所若しくは所在地又は当該保有者若しくは共同保有者が法人である場合におけるその代表者の変更であつて、当該変更の内容が国内においてインターネットの利用その他の方法により周知されているもの

三 第一号様式及び第三号様式に記載すべき事項のうち、軽微な変更

3 令第十四条の七の二第二項に規定する新株予約権付社債券その他の内閣府令で定める有価証券は、株券等（第五条の二各号に掲げる有価証券を除く。）とする。

「号を削る。」

「号を削る。」

として内閣府令で定めるものは、同号イからホまでに掲げる契約の締結又はそれらの内容の変更があった株券等の数を、当該株券等の発行者の発行済株式の総数又は発行済投資口の総数に当該保有者及び共同保有者（令第十四条の七の二第一項第一号に規定する共同保有者をいう。以下同じ。）の保有する当該株券等（第五条の二各号に掲げる有価証券を除く。）の数を加算した数（以下この条において「発行済株式総数等」という。）で除して得た割合が百分の一未満のものとする。

2 「同上」

一 「同上」

「号を加える。」

二 第一号様式及び第三号様式に記載すべき事項のうち、軽微な変更（前号に掲げるものを除く。）

3 令第十四条の七の二第二項に規定する新株予約権付社債券その他の内閣府令で定める有価証券は、次に掲げる有価証券とする。

一 新株予約権付社債券

二 新株予約権証券

「号を削る。」

「号を削る。」

(特例対象株券等の保有者である金融商品取引業者等の者)

第十一条 法第二十七条の二十六第一項に規定する金融商品取引業者、銀行その他の内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 金融商品取引業者、銀行、信託会社、保険会社、農林中央金庫及び株式会社商工組合中央金庫

「二〇四 略」

(保有の態様その他の事情を勘案し特例対象株券等から除外される場合)

第十三条 法第二十七条の二十六第一項に規定する内閣府令で定める

三 外国の者の発行する証券又は証書で前二号に掲げる有価証券の性質を有するもの

四 新投資口予約権証券等

(特例対象株券等の保有者である金融商品取引業者等の者)

第十一条 「同上」

一 金融商品取引業者(法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業(有価証券関連業に該当するもの)に限り、法第二十九条の四の二第九項に規定する第一種少額電子募集取扱業務及び法第二十九条の四の四第八項に規定する非上場有価証券特例仲介等業務を除く。次号において同じ。)を行う者又は投資運用業(法第二十八条第四項に規定する投資運用業のうち法第二十八条第十二号及び第十四号に掲げる行為に限る。次号において同じ。)を行う者に限る。)、銀行、信託会社(信託業法(平成十六年法律第百五十四号)第三条又は第五十三条第一項の免許を受けたものに限る。)、保険会社、農林中央金庫及び株式会社商工組合中央金庫

「二〇四 同上」

(保有の態様その他の事情を勘案し特例対象株券等から除外される場合)

第十三条 「同上」

場合は、次に掲げる場合とする。

「一・二 略」

三 金融商品取引業者等が株券等の取得（共同保有者による取得を含む。以下この号において同じ。）の後における当該金融商品取引業者等が保有する株券等に係る株券等保有割合が百分の十を超えることとなる株券等の取得を行う目的を有する場合

（重要提案行為等となるもの）

第十六条 令第十四条の八の二第一項第十二号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 資本政策に関する重要な変更（令第十四条の八の二第一項第九号に掲げるものを除く。）

「二・三 略」

四 発行者が発行する株券等の発行者以外の者による取得であつて、当該取得の後に当該発行者以外の者及び当該発行者以外の者と令第十四条の七第一項各号に掲げる関係にある者（同条第二項に規定する場合に該当することにより当該関係にあることとなる者を含む。）が合わせて当該発行者の総株主等の議決権（法第二十九条の四第二項に規定する総株主等の議決権をいう。）の数の百分の五十を超える数の議決権（社債等振替法第四百七条第一項又は第四百八条第一項（これらの規定を同法第二百二十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定により発行者に対抗することができない株式又は投資口に係る議決権を含む。）に係

「一・二 同上」

「号を加える。」

（重要提案行為等となるもの）

第十六条 令第十四条の八の二第一項第十三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 資本政策に関する重要な変更（令第十四条の八の二第一項第十号に掲げるものを除く。）

「二・三 同上」

「号を加える。」

る株式又は投資口を所有することとなるもの

第一号様式

【表紙】

【提出書類】(2)

【根拠条文】

【提出先】

【氏名又は名称】(3)

【住所又は本店所在地】(3)

【報告義務発生日】(4)

【提出日】

【提出者及び共同保有者の総数(名)】

【提出形態】(5)

【変更報告書提出事由】(6)

第1 〔略〕

第2 【提出者に関する事項】

1 【提出者(大量保有者)／1】(8)

〔1〕～〔3〕 略

(4) 【上記提出者の保有株式等の内訳】(12)

① 【保有株式等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号	法第27条の23 第3項第3号
株券又は投資証券等(株・口)				
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等(株・口)	A	—	H	O
新株予約権付仕債券(株)	B	—	I	P
対象有価証券 カバードワラント	C		J	Q
株券預託証券				
株券関連預託証券	D		K	R
株券信託受益証券				
株券関連信託受益証券	E		L	S
対象有価証券償還社債	F		M	T
他社株等転換株券	G		N	U
合計(株・口)	V	W	X	Y
信用取引により譲渡した ことにより控除する株券等の 数	Z			
共同保有者間で引渡請求 等の権利が存在するものと して控除する株券等の数	AA			

第一号様式

【表紙】

【提出書類】(2)

【根拠条文】

【提出先】

【氏名又は名称】(3)

【住所又は本店所在地】(3)

【報告義務発生日】(4)

【提出日】

【提出者及び共同保有者の総数(名)】

【提出形態】(5)

【変更報告書提出事由】(6)

第1 〔同左〕

第2 〔同左〕

1 〔同左〕

〔1〕～〔3〕 同左

(4) 〔同左〕

① 〔同左〕

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)			
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等(株・口)	A	—	H
新株予約権付仕債券(株)	B	—	I
対象有価証券 カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O	P	Q
信用取引により譲渡した ことにより控除する株券等の 数	R		
共同保有者間で引渡請求 等の権利が存在するものと して控除する株券等の数	S		

保有株券等の数 (総数) ($V + W + X + Y - Z - AA$)	AB
株券、株券預託証券及びの株券 言託受益証券のうち保有 潜在株券等の数に加算すべ きものの数	AC
保有潜在株券等の数 ($A + B + C + D + E + F + G + H + I + J + K + L + M + N + O + P + Q + R + S + T + U + AC$)	

② 【株券等保有割合】

発行済株式等総数 (株・口) (年 月 日現在)	AD
提出者及び共同保有者の保有潜在株券等の数	AE
保有潜在株券等のうち共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する潜在株券等の数	AF
上記提出者の株券等保有割合 (%) ($AB \div (AD + AE - AF) \times 100$)	
直前の報告書に記載された株券等保有割合 (%)	

【(5)・(6) 略】

(7) 【保有株券等の取得資金】 (15)

① 【取得資金の内訳】

自己資金額 (AG) (千円)	
借入金額計 (AH) (千円)	
その他金額計 (AI) (千円)	
上記 (AI) の内訳	
取得資金合計 (千円) ($AG + AH + AI$)	

【②・③ 略】

第3 【共同保有者に関する事項】 (16)

1 【共同保有者／1】 (17)

(1) 【略】

(2) 【上記共同保有者の保有株券等の内訳】 (19)

① 【保有株券等の数】

保有株券等の数 (総数) ($O + P + Q - R - S$)	T
保有潜在株券等の数 ($A + B + C + D + E + F + G + H + I + J + K + L + M + N$)	U

② 【同左】

発行済株式等総数 (株・口) (年 月 日現在)	V
上記提出者の株券等保有割合 (%) ($T \div (U + V) \times 100$)	
直前の報告書に記載された株券等保有割合 (%)	

【(5)・(6) 同左】

(7) 【同左】

① 【同左】

自己資金額 (I) (千円)	
借入金額計 (II) (千円)	
その他金額計 (III) (千円)	
上記 (I) の内訳	
取得資金合計 (千円) ($W + X + Y$)	

【②・③ 同左】

第3 【同左】

1 【同左】

(1) 【同左】

(2) 【同左】

① 【同左】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号	法第27条の23 第3項第3号
株券又は投資証券等 (株・口)				
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 (株・口)	A	—	H	O
新株予約権付社債券 (株)	B	—	I	P
対象有価証券カバードプラント	C		J	Q
株券預託証券				
株券関連預託証券	D		K	R
株券信託受益証券				
株券関連信託受益証券	E		L	S
対象有価証券償還社債	F		M	T
他社株等転換株券	G		N	U
合計 (株・口)	V	W	X	Y
信用取引により譲渡したことに により控除する株券等の数	Z			
共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものと して控除する株券等の数	AA			
保有株券等の数 (総数) (V+W+X+Y-Z-AA)	AB			
株券、株券預託証券及び株券信託受益証券のうち保有 潜在株券等の数に計算すべ きものの数	AC			
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N+O+P+Q+R+S+T+U+AC)				

② 【株券等保有割合】

発行済株式等総数 (株・口) (年 月 日現在)	AD
提出者及び共同保有者の保有潜在株券等の数	AE
保有潜在株券等のうち共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する潜在株券等の数	AF

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等 (株・口)			
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 (株・口)	A	—	H
新株予約権付社債券 (株)	B	—	I
対象有価証券カバードプラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計 (株・口)	O	P	Q
信用取引により譲渡したことに により控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものと して控除する株券等の数	S		
保有株券等の数 (総数) (O+P+Q-R-S)	T		
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		

② 【同左】

発行済株式等総数 (株・口) (年 月 日現在)	V
上記提出者の株券等保有割合 ($(T/U+V) \times 100$) (%)	
直前の報告書に記載された株券等保有割合 (%)	

上記共同保有者の株券等保有割合 (%) $(AB) \div (AD + AE - AF) \times 100$	
直前の報告書に記載された株券等保有割合 (%)	

第4 【提出者及び共同保有者に関する総括表】

1 【略】

2 【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】 (2)

(1) 【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号	法第27条の23 第3項第3号
株券又は投資証券等 (株・口)				
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 (株・口)	A	—	H	O
新株予約権付仕債券 (株)	B	—	I	P
対象有価証券 カバードワラント	C		J	Q
株券預託証券				
株券関連預託証券	D		K	R
株券預託受益証券				
株券関連預託受益証券	E		L	S
対象有価証券償還社債	F		M	T
他社株等転換株券	G		N	U
合計 (株・口)	V	W	X	Y
信用取引により譲渡したことに により控除する株券等の数	Z			
共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものと して控除する株券等の数	AA			
保有株券等の数 (総数) (V + W + X + Y - Z - AA)	AB			
株券、株券預託証券及び株券預託受益証券のうち保有 潜在株券等の数に加算すべき ものの数	AC			
保有潜在株券等の数 (A + B + C + D + E + F + G + H + I + J + K + L + M + N + O + P + Q + R + S + T + U + AC)				

第4 【同左】

1 【同左】

2 【同左】

(1) 【同左】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等 (株・口)			
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 (株・口)	A	—	H
新株予約権付仕債券 (株)	B	—	I
対象有価証券 カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券預託受益証券			
株券関連預託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計 (株・口)	O	P	Q
信用取引により譲渡したことに により控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものと して控除する株券等の数	S		
保有株券等の数 (総数) (O + P + Q - R - S)	T		
保有潜在株券等の数 (A + B + C + D + E + F + G + H + I + J + K + L + M + N)	U		

(2) 【株券等保有割合】

発行済株式等総数 (株・口) (年 月 日現在)	AD
提出者及び共同保有者の保有潜在株券等の数	AE
保有潜在株券等のうち共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する潜在株券等の数	AF
上記提出者の株券等保有割合 (%) $(AB \div (AD + AE - AF) \times 100)$	
直前の報告書に記載された株券等保有割合 (%)	

(3) 【略】

(記載上の注意)

(1) 一般的事項

【a・b 略】

c 会社の株券等が漸次に金融商品取引所に上場され、又は店頭売買有価証券として認可金融商品取引業協会に登録されたことにより、大量保有者となった者は、当該上場又は登録の日から5日（日曜日及び令第14条の5に規定する休日の日数は、算入しない。）以内にこの報告書を提出すること。

【d・e 略】

【2】～(9) 略】

(10) 保有目的

a 「純投資」、「政策投資」、「重要提案行為等を行うこと」等の目的及びその内容について、できる限り具体的に記載すること。複数ある場合にはその全てを記載すること。

b 重要提案行為等（法第27条の26第1項に規定する重要提案行為等をいう。b、(11)及び(14)aにおいて同じ。）を現に行い、又は行うことを予定している場合（当該重要提案行為等が、報告書の提出者が第16条第4号に掲げる事項を行うことを提案するものである場合を除く。）には、その内容（例えば、当該重要提案行為等の具体的な内容、当該重要提案行為等を行う時期、当該重要提案行為等を行う条件、当該重要提案行為等の目的）について、できる限り具体的に記載すること。複数ある場合にはその全てを記載すること。

c 株券等保有割合を100分の5を超える割合増加させる行為（保有株券等の総数を増加させない行為及び法第2条第9項に規定する金融商品取引業者（第一種金融商品取引業（法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業という。）を行う者に限る。）又は外国の法令に準拠して外国において第一種金融商品取引業と同種類の業務を行う者が株券等の流通の円滑を図るために顧客から行う株券等の取得であつて、当該株券等の取得により取得した株券等を当該株券等の取得の後直ちに譲渡することとするものを除く。cにおいて同じ。）を行うことについての決定（報告書の提出者が法人である場合にあつては、その業務執行を決定する機関の決定）をしている場合には、その内容（例えば、取得を行う株券等の種類、取得の時期、取得価格、取得を行う株券等の数量、取得の目的、取得の方法、取得の相手方）をできる限り具体的に記載すること。大量保有報告書の提出又は株券等保有割合の増加を提出事由とする変更報告書の提出をする場合であつて、これらの報告書の提出義務が発生した日から3月以内に株券等保有割合を100分の5を超える割合増加させる行為を行うことを予定している

(2) 【同左】

発行済株式等総数 (株・口) (年 月 日現在)	V
上記提出者の株券等保有割合 (%) $(T \div (U + V) \times 100)$	
直前の報告書に記載された株券等保有割合 (%)	

(3) 【同左】

(記載上の注意)

(1) 【同左】

【a・b 同左】

c 会社の株券等が漸次に金融商品取引所に上場され、又は店頭売買有価証券として認可金融商品取引業協会に登録されたことにより、大量保有者となった者は、当該上場又は登録の日から5日（日曜日及び令第14条の5に規定する休日の日数は、算入しない。）以内にこの報告書を提出すること。

【d・e 同左】

【2】～(9) 同左】

(10) 【同左】

a 「純投資」、「政策投資」、「重要提案行為等を行うこと」等の目的及びその内容について、できる限り具体的に記載すること。複数ある場合にはその全てを記載すること。

場合も、同様とする。

(1) [略]

(2) 上記提出者の保有株券等の内訳

a 保有株券等の内訳は、その日の取引が全て終了した後には提出者が保有する株券等の状況により記載すること。その場合、株券については第5条に規定するところにより計算した株式の数、投資証券等については投資口の数を、株券及び投資証券等以外のものについては第5条に規定する数を記載すること。ただし、新株予約権又は新投資口予約権の行使又は転換の請求をすることができる期間を経過しているものは、保有する株券等の数には含まないで記載すること。

なお、発行者において株式分割等又は株式併合等を行っており、効力が発生していない場合において、保有株券等の数は権利落日にそれぞれ増加又は減少するものとみなして保有株券等の数を記入することとする。

b [略]

c [法第27条の23第3項第1号] 欄には、金銭の言約その他の契約又は法律の規定に基づき、株券等の発行者の株主としての議決権その他の権利を行使することができる権限又は議決権その他の権利の行使について指図を行うことができる権限を有する株券又は投資証券等（b及びdに掲げるものを除く。）であって、当該発行者の事業活動を支配する目的をもって保有するものの数を記載すること。

d [法第27条の23第3項第2号] 欄には、投資一任契約その他の契約又は法律の規定に基づき、投資をするのに必要な権限を有する株券等（bに掲げるものを除く。）の数を記載すること。

e [法第27条の23第3項第3号] 欄には、法第27条の23第3項（第3号に係る部分に限る。）の規定により、株券等に係るデリバティブ取引に係る権利を有する者が保有者となるものとみなされる株券等（bからdまでに掲げるものを除く。）の数を記載すること。

f～k [略]

1 信用取引において、顧客（金融商品取引業者（法第2条第9項に規定する金融商品取引業者をいう。1において同じ。）を含む。）が金融商品取引業者から株券の貸付けを受けたことにより、当該金融商品取引業者に対して返還義務を有する場合には、当該借入株券の数に相当する数を「信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数」欄に記載すること。ただし、「共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するもの」として控除する株券等の数」欄において記載すべき数を除く。

2 保有者が共同保有者に対して令第14条の6の2各号に掲げる権利を有する株券等がある場合には、当該株券等の数を「共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するもの」として控除する株券等の数」欄に記載すること。

3 保有する株券、株券預託証券において表示される権利に係る株券又は株券言託受益証券の受託有価証券である株券が第5条第1項第2号に掲げる株式に係る株券である場合において、同号に定める数から当該株式の数を控除した数を「株券、株券預託証券及び株券言託受益証券のうち保有潜在株券等の数に加算すべきものの数」欄に記載すること。

4 提出者及び共同保有者の保有潜在株券等の数の合計を「提出者及び共同保有者の保有潜在株券等の数」欄に記載すること。

5 提出者及び共同保有者の保有潜在株券等の数に含まれる株券等であって、令第14条の6の2各号に掲げる権利を保有者が共同保有者に対して有し、又は共同保有者が保有者若しくは他の共同保有者に対して有するものがある場合には、当該株券等の数の合計を「保有潜在株券等のうち共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するもの」として控除する潜在株券等の数」欄に記載すること。

6 株券等を共有（民法第249条に規定する共有をいう。9及び10において同じ。）により保有する場

(1) [同左]

(2) [同左]

a 保有株券等の内訳は、その日の取引が全て終了した後には提出者が保有する株券等の状況により記載すること。その場合、株券については株式の数を、投資証券等については投資口の数を、株券及び投資証券等以外のものについては第5条に規定する数を記載すること。ただし、株券以外のものについては、新株予約権又は新投資口予約権の行使又は転換の請求をすることができる期間を経過しているものは、保有する株券等の数には含まないで記載すること。

なお、発行者において株式分割等又は株式併合等を行っており、効力が発生していない場合において、保有株券等の数は権利落日にそれぞれ増加又は減少するものとみなして保有株券等の数を記入することとする。

b [同左]

c [法第27条の23第3項第1号] 欄には、金銭の言約その他の契約又は法律の規定に基づき、株券等の発行者の株主としての議決権その他の権利を行使することができる権限又は議決権その他の権利の行使について指図を行うことができる権限を有する株券又は投資証券等（所有権又は投資をするのに必要な権限を有するものを除く。）であって、当該発行者の事業活動を支配する目的をもって保有するものの数を記載すること。

d [法第27条の23第3項第2号] 欄には、投資一任契約その他の契約又は法律の規定に基づき、投資をするのに必要な権限を有する株券等（所有権を有するものを除く。）の数を記載すること。

[加える。]

e～i [同左]

1 信用取引において、顧客（金融商品取引業者（第4条第3号に規定する金融商品取引業者をいう。以下この号において同じ。）を含む。）が金融商品取引業者から株券の貸付けを受けたことにより、当該金融商品取引業者に対して返還義務を有する場合には、当該借入株券の数に相当する数を「信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数」欄に記載すること。ただし、「共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するもの」として控除する株券等の数」欄において記載すべき数を除く。

2 法第27条の23第4項の規定により保有者及び共同保有者の間で引渡請求権その他の令第14条の6の2各号で定める権利が存在する株券等がある場合には、当該株券等の数を「共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するもの」として控除する株券等の数」欄に記載すること。

[加える。]

[加える。]

[加える。]

3 株券等を共有（民法第249条に規定する共有をいう。以下このm及び10において同じ。）により保

合は、共有持分を自分の所有として記載すること。また、共有者は、原則として、共同保有者に該当することとなるので、共有者の共有持分は共同保有者の保有株券等として記載すること。ただし、共有により保有する株券等について、議決権の行使権限若しくはその指図権限又は投資権限を委任されているような場合は、その分は自己保有分として記載すること。

Ⅰ 〔略〕

(13) 当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近 60 日間の取得又は処分状況

[a～c 略]

d 「割合」欄には、「数量」欄に記載した株券等の数量を〔4〕上記提出者の保有株券等の内訳の発行済株式等総数と提出者及び共同保有者の保有潜在株券等の数を合計した数から保有潜在株券等のうち共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして排除する潜在株券等の数を扣除した数で除して得た割合を記載すること。

[e・f 略]

(14) 当該株券等に関する担保契約等重要な契約

a 株券等に関する売買契約（契約を締結した日から 5 日以内に受渡しを行うものを除く。）、貸借契約、担保契約（提出者が担保権者であるものを除く。）、オプションに係る契約、売戻し契約、売り予約、買戻し契約、買い予約、次に掲げる合意その他の将来の株券等の移動に関する重要な契約又は取決めがある場合には、その契約の種類（貸借契約の場合には、貸借の別を含む。）、契約の相手方、契約の対象となっている株券等の数量等当該契約又は取決めの内容を記載すること。なお、当該契約の相手方と締結している契約の対象となっている株券等の数を第 9 条の 2 第 1 項に規定する発行済株式総数等で除して得た割合が 100 分の 1 未満である場合における当該契約の相手方の記載に当たっては、相手方の属性のみを記載しても差し支えない。また、第 11 条第 4 号に規定する金融商品取引業者等（重要提案行為等を行うことを保有の目的とする者を除く。）がその業務に関して顧客との間で締結する契約の記載に当たっては、その契約の種類ごとに、契約の相手方の数、契約の対象となっている株券等の数量の合計のみを記載しても差し支えない。

(a) 当該提出者による株券等の譲渡その他の処分について当該契約の相手方の事前の承諾を要する旨の合意

(b) 当該提出者が一定の株券等保有割合を超えて株券等を保有することを制限する旨の合意

(c) 株券等の発行その他の行為が当該提出者の株券等保有割合の減少を伴うものである場合に、当該提出者がその株券等保有割合に応じて当該株券等を引き受けることができる旨の合意

(d) 契約が終了した場合に、当該契約の相手方が当該提出者に対しその保有株券等を当該契約の相手方（当該契約の相手方が指定する者を含む。）に売り渡すことを請求することができる旨又は当該提出者が当該契約の相手方に対しその保有株券等を当該提出者（当該提出者が指定する者を含む。）に売り渡すことを請求することができる旨の合意

(e) 契約が終了した場合に、当該契約の相手方が当該提出者に対しその保有株券等を買収することを請求することができる旨又は当該提出者が当該契約の相手方に対しその保有株券等を買収することを請求することができる旨の合意

b 報告書の提出者が、法第 27 条の 23 第 3 項第 3 号に該当する者である場合には、当該デリバティブ取引の種類、相手方、決済日又は権利行使期間若しくは取引期間等当該デリバティブ取引の内容を記載すること。なお、当該取引の相手方と締結している契約の対象となっている株券等の数を第 9 条の 2 第 1 項に規定する発行済株式総数等で除して得た割合が 100 分の 1 未満である場合における当該取引の相手方の記載に当たっては、相手方の属性のみを記載しても差し支えない。

c 報告書の提出者が、発行者が発行する株券等の他の保有者（提出者と令第 14 条の 7 第 1 項各号に掲

有する場合は、共有持分を自分の所有として記載すること。また、共有者は、原則として、共同保有者に該当することとなるので、共有者の共有持分は共同保有者の保有株券等として記載すること。ただし、共有により保有する株券等について、議決権の行使権限若しくはその指図権限又は投資権限を委任されているような場合は、その分は自己保有分として記載すること。

Ⅱ 〔同左〕

(13) 〔同左〕

[a～c 同左]

d 「割合」欄には、「数量」欄に記載した株券等の数量を〔4〕上記提出者の保有株券等の内訳の保有潜在株券等の数と発行済株式等総数の合計で除して得た割合を記載すること。

[e・f 同左]

(14) 〔同左〕

保有株券等に関する貸借契約、担保契約、売戻し契約、売り予約その他の重要な契約又は取決めがある場合には、その契約の種類、契約の相手方、契約の対象となっている株券等の数量等当該契約又は取決めの内容を記載すること。株券等を組合又は社団等の業務執行組合員等として保有している場合、共有している場合には、その旨記載すること。

ける関係にある者を除く。)と共同して当該株券等を取得し、若しくは譲渡し、又は当該発行者の株主としての議決権その他の権利を行使することを合意している場合(法第27条の23第5項各号に掲げる要件の全てに該当する場合を除く。)には、当該合意の内容を記載すること。 d 報告書の提出者(発行者の完全親会社(会社法第847条の2第1項に規定する完全親会社をいう。)を除く。)と発行者(当該発行者が子会社の経営管理を行う業務を主たる業務とする会社である場合にあつては、当該発行者又はその連結子会社(連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和51年大蔵省令第28号)第2条第4号に規定する連結子会社をいう。))。dにおいて同じ。)との間で次に掲げる合意を含む契約(重要性の乏しいものを除く。)を締結している場合には、当該契約の概要(当該契約を締結した年月日及び当該合意の内容を含む。)及び当該合意の目的を具体的に記載すること。 (a) 当該発行者の役員について候補者を指名する権利を当該提出者が有する旨の合意 (b) 当該提出者による議決権の行使に制限を定める旨の合意 (c) 当該発行者の株主総会又は取締役会(当該発行者が投資法人(投資信託及び投資法人に関する法律第2条第12項に規定する投資法人をいう。、同条第25項に規定する外国投資法人を含む。))の場合にあつては、投資主総会又は役員会)において決議すべき事項について当該提出者の事前の承諾を要する旨の合意 e 株券等を組合若しくは社団等の業務執行組合員等として保有している場合又は共有している場合等には、その旨記載すること。	
(15) 保有株券等の取得資金 a 取得資金の内訳 報告義務が発生した日に保有する株券等を取得する際に要した資金(累計)の内訳及び合計を記載すること。「上記(14)の内訳」欄には、贈与、相続、代物弁済、交換、無償交付等具体的な取得原因を記載すること。ただし、平成2年12月1日より前に取得された株券等に係る取得資金については、記載することを要しない。 [b・c 略] [16～18 略]	(15) [同左] a [同左] 報告義務が発生した日に保有する株券等を取得する際に要した資金(累計)の内訳及び合計を記載すること。「上記①の内訳」欄には、贈与、相続、代物弁済、交換、無償交付等具体的な取得原因を記載すること。ただし、平成2年12月1日より前に取得された株券等に係る取得資金については、記載することを要しない。 [b・c 同左] [16～18 同左]
(19) 上記共同保有者の保有株券等の内訳 a 共同保有者がいる場合に、提出者が了知している範囲で、「第2 提出者に関する事項」の「(4) 上記提出者の保有株券等の内訳」に準じて記載すること。 b この場合において、「共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして排除する株券等の数」欄には、共同保有者が保有者又は他の共同保有者に対して令第14条の6の2各号に掲げる権利を有する株券等の数を記載すること。 [20～22 略]	(19) [同左] 共同保有者がいる場合に、提出者が了知している範囲で、「第2 提出者に関する事項」の「(4) 上記提出者の保有株券等の内訳」に準じて記載すること。
第二号様式 (5) [略] (記載上の注意) この様式は、法第27条の25第2項の規定により、変更報告書に譲渡の相手方及び対価に関する事項について記載しなければならない場合に、第一号様式の「第2 提出者に関する事項」の「(5) 当該株券等の発行者の発行者の株券等に関する最近60日間の取得又は処分状況」に代えて記載すること。 [a～c 略] d 「割合」欄には、「数量」欄に記載した株券等の数量を第一号様式の「第2 提出者に関する事	[20～22 同左] 第二号様式 (5) [同左] (記載上の注意) [同左] [a～c 同左] d 「割合」欄には、「数量」欄に記載した株券等の数量を第一号様式の「第2 提出者に関する事

項) の「(4) 上記提出者の保有株券等の内訳」の発行済株式等総数と提出者及び共同保有者の保有潜在株券等の数を合計した数から保有潜在株券等のうち共同保有者間で引戻請求権等の権利が存在するものとして控除する潜在株券等の数を控除した数で除して得た割合を記載すること。
[e～h 略]

第三号様式

【表紙】
【提出書類】
【根拠条文】
【提出先】
【氏名又は名称】
【住所又は本店所在地】
【報告義務発生日】
【提出日】
【提出者及び共同保有者の総数(名)】
【提出形態】
【変更報告書提出事由】
第1 〔略〕
第2 〔提出者に関する事項〕
1 〔提出者(大量保有者)／1〕
〔1〕・〔2〕 略

(3) 〔上記提出者の保有株券等の内訳〕
① 〔保有株券等の数〕

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号	法第27条の23 第3項第3号
株券又は投資証券等(株・口)				
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等(株・口)	A	—	H	O
新株予約権付仕債券(株)	B	—	I	P
対象有価証券カバードプラント	C		J	Q
株券預託証券				
株券勘当預託証券	D		K	R
株券引当受益証券				
株券勘当引当受益証券	E		L	S
対象有価証券償還仕債	F		M	T
他社株等転換株券	G		N	U
合計(株・口)	V	W	X	Y

項) の「(4) 上記提出者の保有株券等の内訳」の保有潜在株券等の数と発行済株式等総数の合計で除して得た割合を記載すること。

[e～h 同左]

第三号様式

【表紙】
【提出書類】
【根拠条文】
【提出先】
【氏名又は名称】
【住所又は本店所在地】
【報告義務発生日】
【提出日】
【提出者及び共同保有者の総数(名)】
【提出形態】
【変更報告書提出事由】
第1 〔同左〕
第2 〔同左〕
1 〔同左〕
〔1〕・〔2〕 同左
(3) 〔同左〕
① 〔同左〕

(3) 〔同左〕
① 〔同左〕

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)			
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等(株・口)	A	—	H
新株予約権付仕債券(株)	B	—	I
対象有価証券カバードプラント	C		J
株券預託証券			
株券勘当預託証券	D		K
株券引当受益証券			
株券勘当引当受益証券	E		L
対象有価証券償還仕債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O	P	Q

信用取引により譲渡したことに により控除する株券等の 数	Z
共同保有者間で引渡請求権 等の権利が存在するものと して控除する株券等の数	AA
保有株券等の数 (総数) (V+W+X+Y-Z-AA)	AB
株券、株券預託証券及び株 券信託受益証券のうち保有 潜在株券等の数に加算すべ きものの数	AC
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F +G+H+I+J+K+L +M+N+O+P+Q+R +S+T+U+AC)	

② 【株券等保有割合】

発行済株式等総数 (株・口) (年 月 日現在)	AD
提出者及び共同保有者の保有潜在株 券等の数	AE
保有潜在株券等のうち共同保有者間 で引渡請求権等の権利が存在するも のとして控除する潜在株券等の数	AF
上記提出者の株券等保有割合 (%) ($AE \div (AD + AE - AF) \times 100$)	
直前の報告書に記載された株券等保 有割合 (%)	

(4) 【略】

第3 【共同保有者に関する事項】

1 【共同保有者／1】

(1) 【略】

(2) 【上記共同保有者の保有株券等の内訳】

① 【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号	法第27条の23 第3項第3号
株券又は投資証券等 (株・ 口)				
新株予約権証券又は新投資 口予約権証券等 (株・口)	A	—	H	O
新株予約権付社債券(株)	B	—	I	P
対象有価証券 カバードポジション	C		J	Q

信用取引により譲渡したこ とにより控除する株券等の 数	R
共同保有者間で引渡請求権 等の権利が存在するものと して控除する株券等の数	S
保有株券等の数 (総数) (O+P+Q-R-S)	T
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F +G+H+I+J+K+L +M+N)	U

② 【同左】

発行済株式等総数 (株・口) (年 月 日現在)	V
上記提出者の株券等保有割合 (%) ($T \div (U + V) \times 100$)	
直前の報告書に記載された株券等保 有割合 (%)	

(4) 【同左】

第3 【同左】

1 【同左】

(1) 【同左】

(2) 【同左】

① 【同左】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等 (株・ 口)			
新株予約権証券又は新投資 口予約権証券等 (株・口)	A	—	H
新株予約権付社債券(株)	B	—	I
対象有価証券 カバードポジション	C		J

株券預託証券				
株券関連預託証券	D		K	R
株券信託受益証券				
株券関連信託受益証券	E		L	S
対象有価証券償還社債	F		M	T
他社株等転換株券	G		N	U
合計 (株・口)	V	W	X	Y
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	Z			
共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数	AA			
保有株券等の数 (総数) (V + W + X + Y - Z - AA)	AB			
株券 株券預託証券及び株券信託受益証券のうち保有潜在株券等の数に加算すべきものの数	AC			
保有潜在株券等の数 (A + B + C + D + E + F + G + H + I + J + K + L + M + N + O + P + Q + R + S + T + U + AC)				

② 株券等保有割合				
発行済株式等総数 (株・口) (年 月 日現在)	AD			
提出者及び共同保有者の保有潜在株券等の数	AE			
保有潜在株券等のうち共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する潜在株券等の数	AF			
上記共同保有者の株券等保有割合 (%) (AB / (AD + AE - AF) × 100)				
直前の報告書に記載された株券等保有割合 (%)				

第4 【提出者及び共同保有者に関する総括表】

1 【略】

2 【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】

(1) 【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号	法第27条の23 第3項第3号
--	-------------------	--------------------	--------------------	--------------------

株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計 (株・口)	O	P	Q
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数 (総数) (O + P + Q - R - S)	T		
保有潜在株券等の数 (A + B + C + D + E + F + G + H + I + J + K + L + M + N)	U		

② 【同左】			
発行済株式等総数 (株・口) (年 月 日現在)	V		
上記提出者の株券等保有割合 (%) (T / (U + V) × 100)			
直前の報告書に記載された株券等保有割合 (%)			

第4 【同左】

1 【同左】

2 【同左】

(1) 【同左】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
--	-------------------	--------------------	--------------------

株券又は投資証券等 (株・口)				
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 (株・口)	A	—	H	O
新株予約権付仕債券 (株)	B	—	I	P
対象有価証券カバードラフメント	C		J	Q
株券預託証券				
株券関連預託証券	D		K	R
株券信託受益証券				
株券関連信託受益証券	E		L	S
対象有価証券償還仕債	F		M	T
他社株等転換株券	G		N	U
合計 (株・口)	V	W	X	Y
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	Z			
共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数	AA			
保有株券等の数 (総数) (V + W + X + Y - Z - AA)	AB			
株券、株券預託証券及び株券信託受益証券のうち保有潜在株券等の数に加算すべきものの数	AC			
保有潜在株券等の数 (A + B + C + D + E + F + G + H + I + J + K + L + M + N + O + P + Q + R + S + T + U + AC)				

(2) 【株券等保有割合】

発行済株式等総数 (株・口) (年 月 日現在)	AD
提出者及び共同保有者の保有潜在株券等の数	AE
保有潜在株券等のうち共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する潜在株券等の数	AF
上記提出者の株券等保有割合 (%) (AB / (AD + AE - AF) × 100)	
直前の報告書に記載された株券等保有割合 (%)	

株券又は投資証券等 (株・口)			
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 (株・口)	A	—	H
新株予約権付仕債券 (株)	B	—	I
対象有価証券カバードラフメント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還仕債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計 (株・口)	O	P	Q
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数 (総数) (O + P + Q - R - S)	T		
保有潜在株券等の数 (A + B + C + D + E + F + G + H + I + J + K + L + M + N)	U		

(2) 【同左】

発行済株式等総数 (株・口) (年 月 日現在)	V
上記提出者の株券等保有割合 (%) (T / (U + V) × 100)	
直前の報告書に記載された株券等保有割合 (%)	

(3) [略] (記載上の注意) 〔1〕・〔2〕 略	(3) [同左] (記載上の注意) 〔1〕・〔2〕 同左]
備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

（企業内容等の開示に関する内閣府令の一部改正）

第四条 企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）の一部を次のように改正する

。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	(臨時報告書の記載内容等) 第十九条 「略」 2 法第二十四条の五第四項の規定により臨時報告書を提出すべき会社(指定法人を含む。)は、内国会社にあつては第五号の三様式、外国会社にあつては第十号の二様式により、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した臨時報告書三通を作成し、財務局長等に提出しなければならない。 一 提出会社が発行者である有価証券(新株予約権付社債券(株式買取権等が付与されている社債券を含む。以下この条において同じ。))以外の社債券、社会医療法人債券、学校債券、学校貸付債権、コーポラル・ペーパー、外国譲渡性預金証書、有価証券信託受益証券(株券、新株予約権証券又は新株予約権付社債券を受託有価証券とするものを除く。))、預託証券(株券、新株予約権証券又は新株予約権付社債券に係る権利を表示するものを除く。))及びカバードワラントを除く。以下この条において同じ。))の募集(五十名未満の者を相手方として行うものを除く。以下この号及び第四項において同じ。))又は売出し(法第二条第四項に規定する売出しのうち、当該有価証券の売出しが行われる日以前一月以内に行われた同種の既発行証券の売付け勧誘等の相手方が五十名未満の者である場合を除き、当該有価証券の所有者が第四条
改正前	(臨時報告書の記載内容等) 第十九条 「同上」 2 「同上」 一 「同上」

備考 表中の「」の記載は注記である。	第四項第一号又は第二号に掲げる者であつた場合に限る。以下この号及び第四項において同じ。」のうち発行価額又は売価額の総額が一億円以上であるものが本邦以外の地域において開始された場合（当該募集又は売出しに係る有価証券と同一の種類の有価証券の募集又は売出しが、本邦以外の地域と並行して本邦において開始された場合であつて、その本邦における募集又は売出しに係る有価証券届出書又は発行登録追補書類に本邦以外の地域において開始された募集又は売出しに係る次に掲げる事項を記載したときを除く。） 次に掲げる事項 「イ〜フ 略」 ワ 当該有価証券の募集又は売出しが当該有価証券をもつて対価とする海外公開買付け（<u>令第十二条第八号</u>に規定する海外公開買付けをいう。次号へにおいて同じ。）のために行われる場合には、イからチまでに掲げる事項のほか、第二号の六様式第二部の第1の4から6までに掲げる事項 「二〇二十一 略」 「三〇十一 略」
	「イ〜フ 同上」 ワ 当該有価証券の募集又は売出しが当該有価証券をもつて対価とする海外公開買付け（<u>令第十二条第七号</u>に規定する海外公開買付けをいう。次号へにおいて同じ。）のために行われる場合には、イからチまでに掲げる事項のほか、第二号の六様式第二部の第1の4から6までに掲げる事項 「二〇二十一 同上」 「三〇十一 同上」

（金融商品取引業等に関する内閣府令の一部改正）

第五条 金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	(業務管理体制の整備) 第七十条の二 「略」 〔2〕6 略〕 7 法第三十五条の三の規定により金融商品取引業者等（取引所金融商品市場における有価証券の売買若しくは市場デリバティブ取引（当該取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所の業務規程で定める売買立会又は立会によらないものに限る。）若しくはこれらの取引の委託の取次ぎ（有価証券等清算取次ぎを除く。）又は法第二条第八項第十号に掲げる行為（令第七条第五項第二号イ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める要件を満たすものとして同号の規定に基づき金融庁長官が指定する電子情報処理組織を使用して行われるものに限る。）による有価証券の売買を行う市場（法第三十条第一項の認可を受けた金融商品取引業者の開設するものをいう。）における有価証券の売買若しくは当該売買の委託の取次ぎ（有価証券等清算取次ぎを除く。）であつて社内取引システム（当該金融商品取引業者等その他の者が、電子情報処理組織を使用して、同時に多数の者を一方の当事者又は各当事者として、当該取引所金融商品市場における有価証券の売買若しくは市場デリバティブ取引の価格、当該市場における有価証券の売買の価格その他の取引の条件の決定又はこれに類似する行為を行うものをいい、令第二
改正前	(業務管理体制の整備) 第七十条の二 「同上」 〔2〕6 同上〕 7 法第三十五条の三の規定により金融商品取引業者等（取引所金融商品市場における有価証券の売買若しくは市場デリバティブ取引（当該取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所の業務規程で定める売買立会又は立会によらないものに限る。）若しくはこれらの取引の委託の取次ぎ（有価証券等清算取次ぎを除く。）又は法第二条第八項第十号に掲げる行為（令第六条の二第二項第二号イ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める要件を満たすものとして同号の規定に基づき金融庁長官が指定する電子情報処理組織を使用して行われるものに限る。）による有価証券の売買を行う市場（法第三十条第一項の認可を受けた金融商品取引業者の開設するものをいう。）における有価証券の売買若しくは当該売買の委託の取次ぎ（有価証券等清算取次ぎを除く。）であつて社内取引システム（当該金融商品取引業者等その他の者が、電子情報処理組織を使用して、同時に多数の者を一方の当事者又は各当事者として、当該取引所金融商品市場における有価証券の売買若しくは市場デリバティブ取引の価格、当該市場における有価証券の売買の価格その他の取引の条件の決定又はこれに類似する行為を行うものをいい、令

十六条の二の二第七項に規定する私設取引システム又は法第二条第八項第十号に掲げる行為（法第三十条第一項ただし書の規定により行うものに限る。）による有価証券の売買を行う市場を除く。以下同じ。）を使用して行うものを業として行う者に限る。）が整備しなければならない業務管理体制は、第一項の要件のほか、次に掲げる要件を満たさなければならない。

「一・二 略」

「8 10 略」

（禁止行為）

第百十七条 法第三十八条第九号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

「一 二十一 略」

二十二 令第二十条第二項各号に掲げる金融商品取引業者が、同項各号の募集若しくは売出し又は特定投資家向け取得勧誘若しくは特定投資家向け売付け勧誘等に係る有価証券（時価又は時価に近い一定の価格により株券が発行され若しくは移転される新株予約権を表示する新株予約権証券（以下この号、次号及び第二百三十一条第一項第八号において「時価新株予約権証券」という。）又は当該新株予約権を付与されている新株予約権付社債券（以下この号、次号及び第二百三十一条第一項第八号において「時価新株予約権付社債券」という。）以外の新株予約権証券又は社債券、時価又は時価に近い一定の価格により発行する優先出資証券以外

第二十六条の二の二第七項に規定する私設取引システム又は法第二条第八項第十号に掲げる行為（法第三十条第一項ただし書の規定により行うものに限る。）による有価証券の売買を行う市場を除く。以下同じ。）を使用して行うものを業として行う者に限る。）が整備しなければならない業務管理体制は、第一項の要件のほか、次に掲げる要件を満たさなければならない。

「一・二 同上」

「8 10 同上」

（禁止行為）

第百十七条 「同上」

「一 二十一 同上」

二十二 「同上」

の優先出資証券及び時価又は時価に近い一定の価格により投資証券が発行される新投資口予約権を表示する新投資口予約権証券（以下この号、次号及び第二百三十一条第八号において「時価新投資口予約権証券」という。）以外の新投資口予約権証券を除く。）の発行者が発行する株券（時価新株予約権証券の募集（五十名以上の者を相手方として行うものに限る。以下この号において同じ。）若しくは売出し（五十名以上の者を相手方として行うものに限る。以下この号において同じ。）又は特定投資家向け取得勧誘（五十名以上の者を相手方として行うものに限る。以下この号において同じ。）若しくは特定投資家向け売付け勧誘等（五十名以上の者を相手方として行うものに限る。以下この号において同じ。）の場合には株券又は時価新株予約権証券、時価新株予約権付社債券の募集若しくは売出し又は特定投資家向け取得勧誘若しくは特定投資家向け売付け勧誘等の場合には株券又は時価新株予約権付社債券）、優先出資証券又は投資証券（時価新投資口予約権証券の募集若しくは売出し又は特定投資家向け取得勧誘若しくは特定投資家向け売付け勧誘等の場合には投資証券又は時価新投資口予約権証券）で、金融商品取引所に上場されており、又は店頭売買有価証券に該当するものについて、令第二十四条第一項第一号イに規定する安定操作期間内における買付けに関し行う次に掲げる行為

イ 自己の計算による買付け（有価証券関連デリバティブ取引（法第二十八条第八項第三号ハ（同号ハ(1)に係る取引に限る。）

イ 自己の計算による買付け（有価証券関連デリバティブ取引（法第二十八条第八項第三号ハ（同号ハ(1)に係る取引に限る。）

又は同項第四号ハ（同号ハ(1)に係る取引に限る。）に掲げる取引に限る。以下この号において同じ。）により取得し、又は付与した権利が行使された場合に成立する有価証券の売買取引による買付け、令第七条第一項第十六号に規定する買付け等（買付けに限る。）、令第二十条第一項に規定する安定操作取引のうち同条から令第二十五条までの規定に従い行うもの（ハを除き、以下「安定操作取引」という。）、金融商品取引所の定める規則（法第四百九条第一項の規定に基づき金融庁長官が認可するものに限る。）において当該金融商品取引所が開設する取引所金融商品市場における有価証券の流通の円滑化を図るため必要なもの及び個別の銘柄に対する投資判断に基づかないものと認められているもの並びに認可金融商品取引業協会の定める規則（法第六十七条の十二の規定に基づき金融庁長官が認可するものに限る。）において当該認可金融商品取引業協会が登録する店頭売買有価証券の流通の円滑化を図るため必要なもの及び個別の銘柄に対する投資判断に基づかないものと認められているものを除く。）をする行為

〔ロ〕ホ 略〕

〔二十三〕五十二 略〕

〔2〕56 略〕

（取引日記帳）

第百五十九条 〔略〕

又は同項第四号ハ（同号ハ(1)に係る取引に限る。）に掲げる取引に限る。以下この号において同じ。）により取得し、又は付与した権利が行使された場合に成立する有価証券の売買取引による買付け、令第六条の二第一項第十五号に規定する買付け等（買付けに限る。）、令第二十条第一項に規定する安定操作取引のうち同条から令第二十五条までの規定に従い行うもの（ハを除き、以下「安定操作取引」という。）、金融商品取引所の定める規則（法第四百九条第一項の規定に基づき金融庁長官が認可するものに限る。）において当該金融商品取引所が開設する取引所金融商品市場における有価証券の流通の円滑化を図るため必要なもの及び個別の銘柄に対する投資判断に基づかないものと認められているもの並びに認可金融商品取引業協会の定める規則（法第六十七条の十二の規定に基づき金融庁長官が認可するものに限る。）において当該認可金融商品取引業協会が登録する店頭売買有価証券の流通の円滑化を図るため必要なもの及び個別の銘柄に対する投資判断に基づかないものと認められているものを除く。）をする行為

〔ロ〕ホ 同上〕

〔二十三〕五十二 同上〕

〔2〕56 同上〕

（取引日記帳）

第百五十九条 〔同上〕

2 前項の取引日記帳は、次に掲げるところにより作成しなければならない。 「二〇四 略」 五 クロス取引（取引所金融商品市場において行う売付け若しくは買付け（当該取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所が定める方法により行うものに限る。）又は法第二条第八項第十号に掲げる行為（令第七条第五項第二号イ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める要件を満たすものとして同号の規定に基づき金融庁長官が指定する電子情報処理組織を使用して行われるものに限る。）による有価証券の売買を行う市場（法第三十条第一項の認可を受けた金融商品取引業者の開設するものをいう。）において行う売付け若しくは買付けであつて、同一の会員等又は顧客が対当する売付け若しくは買付けを同時に成立させるものをいう。）については、その旨を表示すること。 「六〇九 略」 「三・四 略」	2 「同上」 「二〇四 同上」 五 クロス取引（取引所金融商品市場において行う売付け若しくは買付け（当該取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所が定める方法により行うものに限る。）又は法第二条第八項第十号に掲げる行為（令第六条の二第二項第二号イ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める要件を満たすものとして同号の規定に基づき金融庁長官が指定する電子情報処理組織を使用して行われるものに限る。）による有価証券の売買を行う市場（法第三十条第一項の認可を受けた金融商品取引業者の開設するものをいう。）において行う売付け若しくは買付けであつて、同一の会員等又は顧客が対当する売付け若しくは買付けを同時に成立させるものをいう。）については、その旨を表示すること。 「六〇九 同上」 「三・四 同上」
--	--

備考 表中の「」の記載は注記である。

(有価証券の取引等の規制に関する内閣府令の一部改正)

第六条 有価証券の取引等の規制に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（取引所金融商品市場又は店頭売買有価証券市場における売買価格の決定方法に準ずるもの） 第十条 令第二十六条の二の二第七項に規定する内閣府令で定める売買価格の決定方法は、次に掲げる方法とする。 「一・二 略」 三 法第二条第八項第十号に掲げる行為（令第七条第五項第二号ロに定める要件を満たすものとして同号の規定に基づき金融庁長官が指定する電子情報処理組織を使用して行われるものに限る。）において用いられる方法	（取引所金融商品市場又は店頭売買有価証券市場における売買価格の決定方法に準ずるもの） 第十条 「同上」 「一・二 同上」 三 法第二条第八項第十号に掲げる行為（令第六条の二第二項第二号ロに定める要件を満たすものとして同号の規定に基づき金融庁長官が指定する電子情報処理組織を使用して行われるものに限る。）において用いられる方法

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

（施行期日）

第一条 この府令は、金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律（次条において「改正法」という。）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和八年五月一日）から施行する。

（発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第二号の五第二項、第二条の七、第三条第二項及び第三項、第五条第三項第三号及び第五項、第六条第一号、第七条第一項第十三号、第二十二條並びに第二十六條第一項第七号、第四項及び第五項の規定並びに同令第一号様式から第六号様式までは、この府令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する改正法第一条の規定による改正後の金融商品取引法（附則第四条及び第五条において「新金融商品取引法」という。）第二十七条の二第一項に規定する株券等の同項に規定する買付け等について適用し、施行日前に開始した改正法第一条の規定による改正前の金融商品取引法（附則第四条及び第五条において「旧金融

商品取引法」という。)第二十七条の二第一項に規定する株券等の同項に規定する買付け等については、なお従前の例による。

(発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置)

第三条 第二条の規定による改正後の発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第一号様式から第四号様式までは、施行日以後に開始する上場株券等(金融商品取引法第二十四条の六第一項に規定する上場株券等をいう。以下この条において同じ。)の買付け等(同法第二十七条の二十二の二第一項に規定する買付け等をいう。以下この条において同じ。)について適用し、施行日前に開始した上場株券等の買付け等については、なお従前の例による。

(株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置)

第四条 この府令の施行の際における第三条の規定による改正後の株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令(次条及び附則第六条において「新令」という。)第四条第六号、第五条又は第五条の二の規定を適用して計算する新金融商品取引法第二十七条の二十三第四項に規定する株券等保有割合(以下この条において「新株券等保有割合」という。)とこの府令の施行の際に第三条の規定による改正前の株券等の

大量保有の状況の開示に関する内閣府令第四条第六号、第五条又は第五条の二の規定を適用した場合において旧金融商品取引法第二十七条の二十三第四項に規定する株券等保有割合となるべき割合（以下この条において「旧株券等保有割合」という。）が異なる場合は、この府令の施行の際に新株券等保有割合と旧株券等保有割合との差に相当する割合の新株券等保有割合が増加又は減少をしたものとみなす。

第五条 株券等（金融商品取引法第二十七条の二十三第一項に規定する株券等をいう。以下この条において同じ。）の保有者（旧金融商品取引法第二十七条の二十三第三項に規定する保有者をいう。以下この条において同じ。）と当該株券等の発行者（金融商品取引法第二十七条の二十三第一項に規定する発行者をいう。）が発行する株券等の他の保有者（この府令の施行の際現に旧金融商品取引法第二十七条の二十三第五項に規定する共同保有者（同条第六項の規定により共同保有者とみなされる者を含む。）である者を除く。）が、この府令の施行の際現に新令第五条の三各号（第一号を除く。）に掲げる関係にある場合には、この府令の施行の時に当該他の保有者が当該保有者の新金融商品取引法第二十七条の二十三第六項の規定により同条第五項に規定する共同保有者とみなされる者になったものとみなす。ただし、同条第六項ただし書に規定する場合においては、この限りでない。

第六条 施行日前に次の各号に掲げる規定により当該各号に定める書類を提出しなければならないこととなった場合における当該書類の提出については、新令第九条の二、第十三条第三号及び第十六条第四号の規定並びに新令第一号様式から第三号様式までにかかわらず、なお従前の例による。

一 金融商品取引法第二十七条の二十三第一項 同項に規定する大量保有報告書

二 金融商品取引法第二十七条の二十五第一項 同項に規定する変更報告書

三 金融商品取引法第二十七条の二十六第一項 同項に規定する特例対象株券等に係る大量保有報告書

四 金融商品取引法第二十七条の二十六第二項 同項に規定する特例対象株券等に係る変更報告書

五 金融商品取引法第二十七条の二十六第四項 同条第一項に規定する特例対象株券等に係る大量保有報告書

告書

六 金融商品取引法第二十七条の二十六第五項 同条第二項に規定する特例対象株券等に係る変更報告書

(罰則の適用に関する経過措置)

第七条 施行日前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。